

具志川野球場ブルペン建築工事

完成図

令和 5 年度

うるま市都市建設部 建築工事課

具志川野球場ブルペン建築工事

完成図

図面目録

意 匠 図					
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
A-0	図面目録	NO SCALE	A-22	仮囲い配置図及び詳細図	図 示
A-1	特記仕様書 (1)	NO SCALE	A-23	磁気探査水平探査・経層探査面積表 (1)	図 示
A-2	特記仕様書 (2)	NO SCALE	A-24	磁気探査水平探査・経層探査面積表 (2)	図 示
A-3	特記仕様書 (3)	NO SCALE			
A-4	特記仕様書 (4)	NO SCALE	S-01	構造設計標準仕様	NO SCALE
A-5	全体配置図・案内図	図 示	S-02~12	鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (1) ~ (11)	NO SCALE
A-6	建物配置図	1/200	S-13	鉄骨構造特記仕様書・標準図 (1)	NO SCALE
A-7	内外仕上表・各種面積求積表	1/200	S-14	鉄骨構造標準図 (2)	NO SCALE
A-8	1階平面図	1/100	S-15	ハイベースNE0工法設計施工標準1	NO SCALE
A-9	R階平面図	1/100	S-16	ハイベースNE0工法設計施工標準2	NO SCALE
A-10	立面図 (1)	1/100	S-17	ハイベースNE0工法設計施工標準3	NO SCALE
A-11	立面図 (2)	1/100	S-18	柱状図	NO SCALE
A-12	断面図	1/100	S-19	基礎伏図	1/100
A-13	平面詳細図 (1)	1/50	S-20	R階梁伏図	1/100
A-14	平面詳細図 (2)	1/50	S-21	軸組図 (1)	1/100
A-15	平面詳細図 (3)	1/50	S-22	軸組図 (2)	1/100
A-16	平面詳細図 (4)	1/50	S-23	軸組図 (3)	1/100
A-17	断面詳細図 (1)	1/50	S-24	軸組図 (4)	1/100
A-18	断面詳細図 (2)	1/50	S-25	軸組図 (5)	1/100
A-19	断面詳細図 (3)	1/50	S-26	軸組図 (6)	1/100
A-20	断面詳細図 (4)	1/50	S-27	基礎・基礎梁・壁・土間部材断面リスト表	図示
A-21	金属製建具表・雑詳細図	図 示	S-28	鉄骨部材断面リスト表	図示

令和5年度

うるま市都市建設部 建築工事課

建築工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部

令和5年7月改定版

1 工事概要

(1)工 事 名：具志川野球場ブルベン建築工事

(2)工 事 場 所：うるま市具志川地内（地域地区等： 未指定 ）

(3)敷 地 面 積：211,000.00 m²

(4)工 事 種 目：
ア 建築物

建築物の名称	具志川野球場ブルベン		
主要用途	スポーツの練習場		
構造及び階数	鉄骨構造		
工事種別	増築		
建築面積	469.92m ²	m ²	m ²
延べ面積	469.92m ²	m ²	m ²

イ 工作物及び立木

工作物等の名称			
数量			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 5年 7月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 建築工事仕様

(1)標準仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」[令和4年版](以下「標準仕様書」という。))による。

(2)特記仕様

ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

イ 特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。
「・」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。
「」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。

ウ 項目及び特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

エ 特記事項に記載の(参 . . .)は、標準仕様書の参考資料4各部配筋参考図の当該項目を示す。

4 その他

(1)公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。))がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2)暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)」に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3)ワンデーレスポンスの実施

ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは、監督員が、受注者からの質問、協議の回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

イ 受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

エ 効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

(4)工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。))は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

章

項 目

特 記 事 項

① 一般共通事項

① 適用基準等

・ 建築工事監理指針(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

・ 建築工事標準詳細図(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部

・ 敷地調査共通仕様書(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部

・ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(令和4年版)(一社)公共建築協会

・ 営繕工事写真撮影要領(令和5年版)

・ 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部

・ 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月)沖縄県土木建築部

・ 構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項(令和4年4月)沖縄県土木建築部

登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。

工事の一時中止に係る計画の作成

(1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。))を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

・ 余裕期間を設定する工事【 方式】

【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】

(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。
なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。

(2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。

このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式－1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。

(3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。

図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。

⑥ 品質計画等(1.2.2)

建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。

(1) 風速：V0＝ 46m/s (平12建告第1454号第2)

(2) 地表面粗度区分：Ⅱ

(8.4.3)(8.5.3)(9.4.4)(10.5.3)(13.2.3)(13.3.3)(13.4.3)(14.7.3)(16.14.5)(23.5.4)

⑦ 施工図等(1.2.3)

(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

(2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。

(3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。

⑧ 工事の記録(1.2.4)

沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。

⑨ 電気保安技術者(1.3.3)

電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。

10 施工条件(1.3.5)

施工順序等の制約

・無し

・有り【・現場説明書による・図示・】

工事車両の駐車場

・図示・現場説明書による・資材、機材置場

・図示・現場説明書による・建設発生土の仮置

・図示・現場説明書による・その他の施工条件

・図示・現場説明書による・

⑪ 施工中の安全確保及び環境保全等(1.3.7)(1.3.10)

12 交通安全管理(1.3.8)

⑬ 発生材の処理等(1.3.11)

(1)「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。

(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5〜260kW)
ア バックホフ
イ 車輪式トラクタショベル
ウ ブルドーザ
エ 発動発電機
オ 空気圧縮機
カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)
キ ローラ類
ク ホイールクレーン

国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号)

(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。

	発生材の種類
発注者に引き渡すもの	
特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法	
現場において再利用を図るもの	セメント、コンクリート塊、鉄、アルミ屑

(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。

(3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。

(4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設又はゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。

(5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件のうちから運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。

(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について

ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。))については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理」ととは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。
http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asu-faruto.html

なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。

ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。

工事名称

具志川野球場ブルベン建築工事

工事年度

令和 5 年度

工事場所

うるま市字具志川地内

図面名称

建築工事特記仕様書(その1)

発注機関

うるま市役所都市建設部 建築工事課

縮 尺

A1=NO SCALE A3=NO SCALE

施工業者

平安座総合開発 株式会社
代表取締役 大瀧 博達
住所：うるま市与那城平安座8290番地
電話：098-977-8205

設計者

名 称バセオ建築設計室
資格者氏名荷川取 勝彦 第232007号
登録番号バセオ建築設計室 第139-2803号
所 在 地うるま市字喜屋武311-4 2F

①
一般
共通
事項
へ
続
き
▽

14
主任技術者・監
理技術者

(1) 工事請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合8,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。

ア 現場施工に着手するまでの期間
【現場施工に着手する日が確定している場合】
請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。
【現場施工に着手する日が確定していない場合】
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

イ 検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について
ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日より前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。
イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。

15
主任技術者等
の資格

(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。

- ・1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの
- ・1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの

ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ 配置予定技術者にあつては、入札開始日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。

(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。

16
監理技術者の兼務(特例監理技術者の配置)

※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。

- ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない。

17
工事の保険等

(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。
①火災保険 ②建設工事保険 ③組立保険 ④請負業者賠償責任保険

(2) 建設労災補償金又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。

(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。
ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。

イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。

ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。

エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

18
ゆいぐる材について

(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいぐる材に限り、原則「ゆいぐる材」とする。それ以外を原材料とするゆいぐる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいぐる材がない離島等での工事の場合は、ゆいぐる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいぐる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいぐる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいぐる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。

(2) ゆいぐる材の品質管理
ア ゆいぐる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほか「ゆいぐる材品質管理要領」に基づいて行うこと。

イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいぐる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいぐる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。

ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し軽圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。

エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。

19
技能士(1.5.2)

20 化学物質の濃度測定(1.5.9)

(1) 測定時期、測定対象室及び測定箇所数
測定対象室 測定箇所数 測定時期 備考

(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。
※完成図 ※保全に関する資料
(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。
(2) 完成図は、(表1.7.1)に次表を含むものとする。

種類	記入内容
詳細図	監督員との協議による。

(3) 本工事は電子納品対象工事とする。
電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することという。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。

(4) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。
業務成果品(工事完成図書)は、電子媒体(CD-R等)で(正)1部提出すること。
「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。
一なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。

(5) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。
ア ゆいぐる材利用状況報告書
イ ゆいぐる材出荷量証明書

(6) 建築物等の利用に関する説明書について
・「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。

(7) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。

21 完成時の提出図書(1.7.1)(1.7.2)(1.7.3)

本工事で発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。
【インターネット環境】 :ブロードバンド回線
【パソコンOS】 :Microsoft Windows 8.1／10
【推奨ブラウザ】 :Microsoft Edge
情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。

(2) 受注者は、沖縄県GALSシステムの利用にあつては、沖縄県とGALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県GALSシステムを運営している者に支払うこと。

(3) 沖縄県GALSシステムの利用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの実実を報告し、確認を受けること。(支払いの実実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)

・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。

・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。
実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。

22 設計図CADデータの貸与

本工事で発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。

23 情報共有システム

(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。
【インターネット環境】 :ブロードバンド回線
【パソコンOS】 :Microsoft Windows 8.1／10
【推奨ブラウザ】 :Microsoft Edge
情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。

(2) 受注者は、沖縄県GALSシステムの利用にあつては、沖縄県とGALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県GALSシステムを運営している者に支払うこと。

(3) 沖縄県GALSシステムの利用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの実実を報告し、確認を受けること。(支払いの実実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)

・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。

・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。
実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。

24 墜落制止用器具

・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。
実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。

25 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。
実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。

26 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について

・ 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)を活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。
一受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。
一実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。

2
仮設
工事

1 工事用水

構内既存の施設:【・利用不可 ・利用できる(・有償 ・無償)】

2 工事用電力

構内既存の施設:【・利用不可 ・利用できる(・有償 ・無償)】

3 環境対策について

(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行之、監督員の確認を得た上で施工すること。

(2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。

4 足場その他(2.2.4)

・ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

5 監督員事務所(2.3.1)

規模(㎡)	
床	
仕上げ 内壁・天井	
屋根	
備品の種類及び数量	

3
土工
工事

1 埋戻し及び盛土(3.2.3)(表3.2.1)

埋戻し及び盛土の種類:【・A種 適用場所()
・B種 適用場所()
・C種 適用場所()
土質() 受渡場所()
・D種 適用場所()】

2 建設発生土の処理(3.2.5)

建設発生土の処分は次による。
※ 構外搬出適切処理
搬出先名称(うるま市建築工事課 管理ヤード)
搬出先所在地(うるま市昆布1832-396番地)
運搬距離(7.0 km)
搬出先基準(条件)()
・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし

4
地業
工事

1 載荷試験(4.2.3)(4.2.4)

載荷試験の種類	試験の方法	試験の位置	載荷荷重	報告書の記載事項
杭 ・水平試験 ・鉛直試験 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・
地盤 ・平板載荷試験 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・

2 杭地業

(1) 杭地業の種類と工法(4.3.1)(4.4.4)(4.5.1)

杭地業の種類	工法
・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭) ・プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭) ・鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業	・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 ・フレポーリング拡大根固め工法 ・中掘り拡大根固め工法 ・()工法 ・アースドリル工法 ・()工法

(2) 杭の寸法等(4.2.2)(4.3.3)(4.4.3)(4.5.4)

	杭径	杭長(m)	種類	継手数	先端部の形状	備考
試験杭						位置は図示による
本杭						

(3) 杭の品質等(4.3.4)~(4.3.8)(4.4.4)~(4.4.6)

設計支持力	推定支持力の算定方法	水平方向のずれ精度	継手工法	杭頭の処理

(4) 支持層(4.3.4)(4.3.5)(4.5.5)(4.5.6)

支持層の位置	支持層の種類	支持層への掘削深さ	支持層への根入れ深さ

(5) 場所打ちコンクリートにおける材料等(4.5.4)

ア 鉄筋

帯筋	鉄筋の最小かぶり厚さ	備考
【・(参-2.2)・図示】		

イ セメントの種類【・普通ポルトランドセメント・図示】

ウ コンクリート

設計基準強度	種別	備考

防湿層の範囲は、図示による。

5
鉄筋
工事

1 鉄筋(5.2.1)

2 溶接金網(5.2.2)

3 継手及び定着(5.3.4)

4 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(5.3.5)

5 各部配筋(5.3.7)

6 機械式継手

6
コン
クリ
ート
工事

1 コンクリートの強度

気乾単位容積質量による種類 類別等 設計基準強度(Fc) 施工部位
・普通コンクリート ※Ⅰ類 S-01構造設計標準仕様による。
・軽量コンクリート ・Ⅱ類
・普通コンクリート ※Ⅰ類
・軽量コンクリート ・Ⅱ類
・普通コンクリート ※Ⅰ類
・軽量コンクリート ・Ⅱ類
(6.2.1)(6.2.2)(6.2.3)(6.10.1)(6.13.1)(6.14.1)(6.15.1)

2 コンクリートの材料

(1) セメントの種類
【※普通ポルトランドセメント・フライッシュセメントB種・】
(2) フライッシュセメントB種の適用箇所:【・図示・】
(3) 骨材のアルカリシリカ反応性による区分: ※A・B (6.3.1)

3 コンクリートの強度試験

材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。

4 コンクリート打放し仕上げ(6.2.5)(6.8.1)

仕上げる種別	打増し厚さ	施工部位	備考
B種	+20	柱・壁	
C種	+20	基礎・地中梁	

5 コンクリートの品質管理

工事に使用するコンクリートは事前に試し練りを行い、その品質等が設計図書の規定に適合していることを確認し、監督職員に報告する。

6 打継ぎ(6.6.4)

打継ぎ目地の寸法は、図示による。

7 型枠(6.8.1)(6.8.2)

(1) 外部に面する打放し仕上げる打増し厚さ
【・20mm・()mm】
(2) ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法は、図示による。
(3) MCR工法の適用: ・有り【使用箇所: ・図示・】

8 軽量コンクリート(6.10.1)(6.10.2)

水又は土に接する軽量コンクリートの使用
・有り【使用箇所: ・図示・】

9 暑中コンクリート

暑中コンクリートの適用は【那覇市】の日平均気温の平年値が25℃を超える【6月2日】から【10月17日】までとする。
(注) 適用する場合は、気象庁HPより日平均気温の平年値を確認し、【 】を記載すること。

10 品質確保

レディーミクストコンクリートの品質確保については、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」(平成15年11月10日付け国営建第95号)及び「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について(平成15年11月10日付け国営技第71号)を適用する。

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和 5 年度
工事場所	うるま市宇具志川地内	図面名称	建築工事特記仕様書(その2)
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	縮 尺	A1=NO SCALE A3=NO SCALE
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所: うるま市与那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	図面番号	A - 02
設計者	名 称 パセオ建築設計室 資格者氏名 荷川 取 勝 彦 第232007号 登録番号 パセオ建築設計室 第139-2803号 所在地 うるま市宇喜屋武311-4 2F		

⑦鉄骨工事

①鋼材(7.2.1)
(表7.2.1)

②高力ボルト
(7.2.2)(7.3.2)
(7.4.2)(7.4.7)

③普通ボルト
(7.2.3)(7.3.2)

④アンカーボルト
(7.2.4)(7.3.2)
(7.10.3)
(表7.10.1)

5 デッキプレート
(7.2.7)(7.7.8)

6 スタッド
(7.2.8)

⑦柱底均しモルタル(7.2.9)

8 材料試験等
(7.2.10)

9 仮組(7.3.10)

⑩溶接
(7.6.3)(7.6.4)
(7.6.7)(7.6.12)

⑪塗料の種類
(7.8.4)
(表18.3.1)

12 耐火被覆の種類及び性能
(7.9.2)(7.9.3)

⑬その他(7.11.2)
(7.12.5)

記号の種類	適用箇所	備考
		形状及び寸法は、図示による。

種類	径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考
S-01構造設計標準仕様による					
すべり係数試験：【・実施する ・実施しない】					
試験の方法、試験片の摩擦面の処理:【・図示 ・】					

径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考
S-01構造設計標準仕様による				

・構造用アンカーボルト

種類	縁端距離	間隔	ゲージ	形状及び寸法	保持及び埋込み工法
S-01構造設計標準仕様による					

・建方用アンカーボルト

種類	縁端距離	間隔	ゲージ	形状及び寸法	保持及び埋込み工法
S-01構造設計標準仕様による					

施工部位	材質	形状	寸法	備考
デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法:【・図示 ・】				

施工部位	材質	形状	寸法	備考

材料	厚さ	種別	備考
無収縮モルタル	図示		

引張りを受ける材料の試験等: ・実施する【図示()】

仮組の実施：【・実施する ・実施しない】

開先の形状	エンドタブの有・無及び適用箇所	スカラップの形状	溶接部の試験
S-01構造設計標準仕様による			

錆止め塗料の種別:【・A種 ・B種】

種類	所要性能及び摘要箇所

(1) 軽量鋼構造におけるボルトの接合方法:
(2) 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理:【・プラスト処理
・プラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法:

8 コンクリートブロック・ALCパネル・ECP工事

1 補強コンクリートブロック造
(8.2.2)(8.2.4)
(8.2.5)

2 コンクリートブロック帳壁及び塀
(8.3.2)~(8.3.4)

3 ALCパネル
(8.4.2)~(8.4.5)
(表8.4.2)
(表8.4.3)

4 押出成形セメント板(ECP)
(8.5.2)~(8.5.4)
(表8.5.1)
(表8.5.2)

ブロックの種類及びモジュール呼び寸法	正味厚さ	各部の配筋

ブロックの種類及びモジュール呼び寸法	正味厚さ	各部の配筋
塀の場合の化粧ブロックの有無：【・有り ・無し】		

(1) パネルの種類等

パネルの種類	単位荷重	厚さ	長さ	構法

(2) 床パネルの耐火性能:【・1時間 ・2時間】
(3) 外壁パネル構法の場合の伸縮調整目地の目地幅:【・図示 ・()mm】
(4) 耐火目地材の適用:【・適用する ・適用しない】

パネルの種類	表面形状	厚さ	幅	取付工法

5 外壁パネル工法
(8.4.3)(8.5.3)

(1) 地震に対する安全性
設計用震度(K_H)

設計用震度	帳壁(仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材)の性能
設計用水平震度(K _H)	設計用震度の地震力に対して、部材に生じる応力度が所定の応力度以内にあり、有害な残留ひずみが生じないこと。ただし、所定の応力度以内にあることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。 所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基準(製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む。)が定める値とする。
※1.0・	
設計用鉛直震度(K _V)	
※0.5・	

(2) 構造体の層間変形に対する追従性

層間変形角	帳壁(仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材)の性能
・1/100 ・1/200 ・	左記の層間変形角に対して、脱落しないこと

⑨防水工事

1 防水の種類

(1) 防水の種類等 (9.2.2)(9.3.2)(9.4.2)(9.5.2)(9.6.1)

防水の種類	厚さ	施工箇所

(2) 防水層の種類 (9.2.3)(9.3.3)(9.4.3)(9.5.3)(9.6.3)

防水層の種別	工法	備考

(表9.2.3)~(表9.2.9)(表9.3.1)~(表9.3.3)
(表9.4.1)~(表9.4.3)(表9.5.1)(表9.5.2)(表9.6.2)

(3) その他の材料等

- ・押え金物 : (材質)(寸法)
- ・絶縁用シート : (材料)
- ・断熱材 : (材質)(厚さ)
- ・立上り部保護 : (材料)(工法等)
- ・脱気装置 : (種類)(設置数)
- ・仕上げ塗料 : (種類)(使用量)

(4) 施工

- ・下地の処理方法等 : ()

シーリング材の種類	施工箇所	試験等
MS-2 変成シリコン系	建具枠周囲(工法による)	※簡易接着性試験・
PU-2 ホリウレタン系	コンクリート目地	※簡易接着性試験・

3 保証

(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。
(2) 保証期間は、工事完成後【】年間とする。ただし、アスファルト防水は【】年間とする。

10 石工事

1 石材(10.2.1)
(表10.2.1)
(表10.2.2)

(1) 天然石

施工箇所	種類	表面仕上の種類

(2) テラゾ

施工箇所	種石の種類、大きさ	形状及び寸法	表面仕上の種類

2 壁の石張り工法
(10.3.2)(10.4.2)
(10.5.2)

(1) 工法、加工等

工法	厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考

(2) 乾式工法の方式:【・スライド方式 ・ロッキング方式】
(3) あと施工アンカーの材質及び寸法:
(4) 外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質:

厚さ	石裏面処理	目地幅	備考

3 床及び階段の石張り
(10.6.2)(10.6.3)

4 特殊部位の石張り(10.7.1)
(10.7.2)(10.7.3)

施工箇所	工法	石材の厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考

⑪タイル工事

①タイル
(11.2.2)(11.3.2)

(1) タイルの種類

施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	耐滑り性
階段	段鼻タイル					

(2) タイルの試験張り:【・行う ・行わない】
(3) タイルの見本焼き:【・行う ・行わない】

壁タイル張りの工法等

タイルの種類	大きさ	工法	張付け材料の種類、塗厚等

モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理:
【・MCR工法 ・目荒らし工法】

2 あと張り工法
(11.2.6)(11.3.7)
(表11.2.3)
(表11.3.2)

1 木材
(12.2.1)
(表12.2.1)

(表12.2.2)

(1) 木材(下地材)の含水率: ※A種 ・B種
木材(造作材)の含水率: ※A種 ・B種

(2) 製材

【・「製材の日本農林規格」による
・「製材の日本農林規格」以外による】

【・下地用針葉樹製材 ・造作用針葉樹製材
・広葉樹製材 ・】

施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	防虫処理

(3) 造作用集成材

【・「集成材の日本農林規格」による
・「集成材の日本農林規格」以外による】

【・造作用集成材 ・化粧ばり造作用集成材
・化粧ばり構造用集成材 ・】

施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	化粧薄板の厚さ

(4) 造作用単板積層材

【・「単板積層材の日本農林規格」による
・「単板積層材の日本農林規格」以外による】

施工箇所	厚さ	表面の品質	含水率	防虫処理

(5) 合板等【・普通合板 ・構造用合板】

施工箇所	樹種	厚さ品質、等級等	接着の程度	防虫・強度等

(6) パーティクルボード

施工箇所	厚さ	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性

(7) 構造用パネル

施工箇所	厚さ	等級

2 土壌の防蟻処理

3 防蟻・防蟻・防虫処理
(12.3.1)(12.3.2)

(1) 施工箇所: 合板、集成材等を除く全ての木材
(2) 処理方法: 工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布する。
(3) 性能区分: 性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。
ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1＋保存処理K3とする。
イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。

4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証

(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
(2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。

⑬屋根及びとい工事

1 長尺金属板葺
(13.2.2)

②折板
(13.3.2)

3 県産瓦葺

4 瓦
(13.4.3)

⑤とい(13.5.2)
(表13.5.1)

⑭金属工事

1 あと施工アンカー(14.1.3)

②アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

③鉄鋼の亜鉛めっき

4 軽量鉄骨天井下地
(14.4.3)(14.4.4)

5 金属成形板張り
(14.6.2)(14.6.3)

6 アルミニウム製笠木(14.7.2)
(14.7.3)
(表14.7.1)

⑮左官工事

1 ラス系下地
(15.2.4)

2 せつこうボードその他のボード下地(15.2.5)

③モルタル塗り
(15.3.2)(15.3.5)

(1) 種類: ・通気工法(・二重下地 ・単層下地)
・直貼り工法(・ラスモルタル下地 ・ラスシートモルタル下地)
・外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形式の通気工法を行う場合()
(2) 建築基準法に基づく耐力壁、防火構造、準耐火構造等の指定がある場合の下地の仕様()

材料	種類	厚さ

(1) モルタル: ・現場調査材料 ・既調査材料()
(2) 既製目地材の適用及び形状:
(3) 床の目地の設置及び工法:
(4) 外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験:【・実施する ・実施しない】

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和 5 年度
工事場所	うるま市宇具志川地内	図面名称	建築工事特記仕様書(その3)
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	縮 尺	A1=NO SCALE A3=NO SCALE
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所: うるま市と那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	図面番号	A - 03
		名 称	バセオ建築設計室
		資格者氏名	荷川取 勝彦 第232007号
		登録番号	バセオ建築設計室 第139-2803号
		所在地	うるま市字嘉屋武311-4 2F

⑪左官工事へ続き

⑪建具工事

4 仕上塗材仕上げ
(15.6.2)
(表15.6.1)

5 マスチック塗料塗り
(表15.7.2)

6 せっこうプラスター塗り
(15.8.2)(15.8.3)

7 しっくい塗り
(15.10.2)

8 ロックウール吹付け
(15.12.3)

種類	呼び名	仕上げの形状・工法等

工程	種別	塗料その他

(1) 下塗り及び中塗りに用いるせっこうプラスター・既調合プラスター(下塗り用)・現場調合プラスター(下塗り用)

(2) 上塗り:・既調合プラスター(上塗り用)・しっくい塗り

(1) しっくい:・現場調合材料・既調合材料()

仕上げ厚さ:

⑪建具工事

1 防火戸等
(16.1.3)(16.1.6)

2 見本の製作等
(16.1.4)

③アルミニウム製建具
(16.2.2)(16.2.4)
(16.2.5)
(表14.2.1)
(表16.2.1)

4 樹脂製建具
(16.3.2)
(16.3.3)
(16.3.4)
(16.3.5)
(表16.3.1)
(表16.3.2)
(表16.3.3)
(表16.3.4)

5 鋼製建具
(16.4.1)(16.4.2)

6 鋼製軽量建具
(16.5.2)
(16.5.3)
(表16.2.1)

7 ステンレス製建具
(16.6.2)(16.6.3)

8 木製建具
(16.7.2)
(16.7.4)

⑨建具用金物
(16.8.2)(16.8.3)
(表16.8.1)

(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。
(2) 防犯建物部品の適用は、図示による。

(1) 建具見本の製作:【・行う・行わない】
(2) 特殊な建具の仮組:【・実施する・実施しない】

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所
トア	S-5	A-4	W-5	100	図示

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・防音ドアセット			
・断熱ドアセット			
・耐震ドアセット			

(3) 外部に面する建具の表面処理の種別及び複合皮膜の種類
種別:B-1
複合皮膜の種類:【・A1・A2】(JIS H 8602)

(4) 結露水の処理方法:

(5) 水切り及びげん板等の加工及び組立は、図示による。

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・防音ドアセット			
・断熱ドアセット			

(3) 表面色:

(4) 水切り及びげん板等の加工及び組立は、図示による。

(5) ガラス: ※複層ガラス・単板ガラス・三重ガラス・

(6) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級【・

(1) 建具の性能等

施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302・JIS G 3317】

(4) 重量がある扉等
・24 その他 1重量がある扉等 による。

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) ビニル被覆鋼板:【・使用する・使用しない】

(4) カラー鋼板の適用:【・使用する・使用しない】

(1) 建具の性能等

施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)

(2) 表面仕上げ:【※HL・パイブレーション・鏡面・

(1) かまち戸
かまちの樹種:、鏡板の樹種:

(2) ふすま
上張りの種類:、縁の仕上げ:

(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法

形式	金物の種類	見え掛り部の材質	備考
図示			

(2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。

⑩鍵
(16.8.4)

11 自動ドア開閉装置
(16.9.3)
(表16.9.4)

12 シャッター
(16.11.2)
(16.12.2)
(16.12.4)

13 オーバーヘッドドア
(16.13.2)

⑭ガラス
(16.14.2)
(16.14.4)
(16.14.5)

(1) マスターキー:【・製作する・製作しない】
(2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。

(1) 戸の開閉方法:【・引戸・開き戸・折戸】
(2) センサーの種類:

(1) シャッターの種類:【・重量()・軽量】
(2) 耐風圧強度:
(3) 開閉機能:【・手動式・電動式】
(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】
(5) スラットの形式:【・インターロッキング形・オーバーラッピング形】

(1) 耐風圧性能の区分:
(2) 開閉機能:【※バランス式・チェーン式・電動式】
(3) 収納形式による区分:

(1) ガラスの種類及び厚さ等

ガラスの種類	厚さ等	備考
網入磨板	6.8mm	JIS R 3204

(2) ガラス留め材

建具の種類	材種
アルミニウム製	SR-1(シリコン系)

(3) 熱線反射ガラスの映像調整:

(4) ガラスブロックの材料及び工法

表面形状	呼び寸法	厚さ	壁用金属枠	補強材	色	金属製化粧カバー

(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】
(2) 性能

耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性

(3) 材料の種類

金属材料	シーリング材	耐火目地材	断熱材	構造ガasket

(4) 先付け材料:【・建具枠・ゴンドラ用ガイドレール・】
仕様等については、図示による。

(5) メタルカーテンウォール製品の見え掛り部分の仕上げ:

(6) PCカーテンウォールの仕上げ:

(7) 構造ガasketを用いるガラスの取付け:

1 塗装の種類及び種別
(18.1.7)
(18.2.2)
-(18.13.2)

2 保証

1 塗装の種類及び種別
(18.1.7)
(18.2.2)
-(18.13.2)

2 保証

19内装工事

1 ビニル床シート等
(19.2.2)
(19.2.3)

2 カーペット敷き
(19.3.2)
(19.3.3)
(表19.3.1)
(表19.3.2)

3 合成樹脂塗床
(19.4.3)

4 フローリング張り
(19.5.2)(19.5.3)

(1) ビニル床シートの材料及び工法

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ	熱溶接工法の適用
				・有り・無し
				・有り・無し

(2) ビニル床タイル、ゴム床タイル

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等

(3) 特殊機能床材の適用:【・帯電防止床シート又は床タイル・視覚障害者用床タイル・耐動荷重性床シート・防滑性床シート又は床タイル】

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等

(1) 帯電性の適用【・有り・無し】
(2) 見切り、押さえ金物の材質、種類及び形状は図示による。

エポキシ樹脂系塗床の仕上げの種類:

施工箇所	工法	品名	備考(樹種、種別等)

5 フローリングボードの特殊張り

6 畳敷き
(19.6.2)

7 せっこうボード、その他ボード及び合板張り
(19.7.2)
(19.7.3)
(表19.7.5)

8 壁紙張り
(19.8.2)

9 断熱及び防露
(19.9.3)(19.9.4)

体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」による。

(1) 畳の種別【・A種・B種・C種・D種(種別:)】
(2) 畳表に使用する材料は沖縄県産とする。

(1) せっこうボード

規格名称	種類の記号	厚さ	施工箇所	目地工法の種類

(2) 合板の種類

合板の名称	施工箇所	その他の仕様
		※図示(A-)による。

※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第12章第3項及び第4項を適用する。

(3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材:【・

品質及び防火性能:【

断熱材の種類及び厚さ:【

(1) フリーアクセスフロア(20.2.2)

2 可動間仕切
(20.2.3)

3 移動間仕切
(20.2.4)

4 トイレブース
(20.2.5)

5 手すり
(20.2.6)

6 階段滑り止め
(20.2.6)

7 ブラインド
(20.2.14)

8 ロールスクリーン
(20.2.15)

9 カーテン
(20.2.16)

10 間知石及びコンクリート間知ブロック積み
(20.4.2)(20.4.3)

11 くつふきマット

12 流し台ユニット

⑬ピッチャープレート(牽制プレート含む)

⑬ユニット及びその他工事

施工箇所

寸法

高さ

耐震性能

所定荷重

帯電防止性能

漏えい抵抗

施工箇所

構造形式

構成基材

遮音性

表面仕上げ

建具寸法等

施工箇所

種類

表面材

操作方法

遮音性

備考

あと施工アンカーの使用:【・有り・無し】材質、寸法等は図示による。

表面材の材質

脚部の形状及び寸法

ドアエッジの形状及び材質

(1) 手すり
【・SUS304(表面処理・※HL程度)
・銅製 表面処理 溶融亜鉛めっき
(※標準仕様書表14.2.2による種別(・種))
・

材種	形状	寸法	備考

形式	種類	スラットの材質	スラットの幅	施工箇所

操作方式	幅及び高さ	材種	品質等	施工箇所

形式	開閉操作	きれ地の種別等	施工箇所	備考

(1) 間知石

材種	目塗り	目地の材種・厚さ等	施工箇所
			図示【A-】

(2) コンクリート間知ブロックの適用がある場合の種類及び質量区分:【・

(1) くつふきマットの材種:【・塩化ビニル又はゴム製・硬質アルミニウム合金製・ステンレス鋼(SUS304)製】
(2) 受け枠の材種:【・硬質アルミニウム合金製・ステンレス鋼(SUS304)製】

名称	寸法	適用内容	規格・品質	備考
流し台				
コンロ台				

公式規格品 80mm 両面仕様・プロ仕様 16JAP14800

⑭排水工

①排水管
(21.2.1)

②側塊、排水枡等
(21.2.1)

(1) 側塊

材種	管の種類	呼び径	備考
硬質塩ビ管		径200	

(1) 側塊

形状	寸法	備考

(2) 排水枡

種類	適用荷重	備考
現場打ち集水枡	T-6	

2 側塊、排水枡等
(21.2.1)

3 基床(21.2.2)

4 街きよ、縁石及び側溝(21.3.1)

(3) グレーチング

材質	用途	適用荷重	メインバーピッチ	備考

(4) 地業の材料:【

基床の厚さ及び種類:図示による。

コンクリート縁石及び側溝

名称	規格名称	形状	寸法等	備考

22舗装工事

1 路床(22.2.2)
(22.2.3)(22.2.5)
(表22.2.1)

2 路盤
(22.3.2)(22.3.5)

3 アスファルト舗装
(22.4.2)
(22.4.4)
(22.4.5)

4 コンクリート舗装
(22.5.2)

5 カラー舗装
(22.6.2)

6 透水性アスファルト舗装
(22.7.2)

7 ブロック系舗装
(22.8.1)

(1) 路床の種類等

層の種類	厚さ	盛土の材料	路床安定処理	試験

(2) ジオテキスタイルの適用及び品質:

(1) 路盤の厚さ:【

(2) 締固め度試験:【

(1) 構成及び厚さ:【・図示による(A-)・

(2) 加熱アスファルト混合物等の種類:【・密粒度アスファルト混合物(13)・再粒度アスファルト混合物(13)】

(3) シールコートの適用:【・有り・無し】

(1) 構成及び厚さ:【・図示による(A-)・

(1) 構成及び厚さ:【・図示による(A-)・

(2) 種類:【・加熱系()・常温系()】

(3) 添加する着色骨材又は自然石
【・図示による(A-)・

(4) その他【・

構成及び厚さ:【・図示による(A-)・

(1) ブロック系舗装の適用:【・コンクリート平板舗装・インターロッキングブロック舗装・鋪石舗装】

(2) 種類及び寸法等:【・図示による(A-)・

(3) ジオテキスタイルの適用及び品質:【

②植栽及び屋上緑化工事工事

1 植栽地の確認
(23.1.3)
(23.2.2)
(23.2.3)

2 植樹
(23.3.2)
-(23.3.4)
(23.3.6)

3 芝張り等
(23.4.2)

4 屋上緑化
(23.5.2)(23.5.3)
(23.5.4)

⑤マウンド黒土

(1) 植栽地の土壌試験:
(2) 暗きよ、開きよ及び排水層等の設置は、図示による。
(3) 土壌改良材:
(4) 植込み用土:

(1) 種類等

樹木の種類	樹高(m)	有効土層の厚さ(cm)	支柱の形	備考
				整備範囲は図示による

(2) 新植樹木の枯補償の期間:【※1年・()年】
(3) 移植樹木の枯損処理を行う期間:【※1年・()年】

(1) 芝の種類:
(2) 種子の種類及び量:
(3) 地被類

樹種	芽立数	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数

土壌層の厚さ	排水層の厚さ	樹木の樹種、寸法、数量	支柱の形式	かん水装置

※見切り材、舗装材、排水孔、マルテング材等は、図示による。
※樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。

黒土混合土 3mmフルイ 鹿児島県鹿屋市
黒土混合土: 黒土:砂=7:3

24その他

1 重量がある扉等

⑤マウンド黒土

・図示による【・(A-)・

・施工図及び施工計画書(工場製作要領書・工事現場施工要領書を含む)の記載事項は、標準仕様書16章建具工事に加え、標準仕様書7章鉄骨工事に準じることとし、扉の取り付け方法、溶接、塗装計画、ボルト等接合作業手順等を考慮しながら品質計画を作成する。施工図及び施工計画書を工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出し承諾を得るものとする。

工事名称

工事年度

令和 5 年度

図面名称

建築工事特記仕様書(その4)

発注機関

縮 尺

A1=NO SCALE A3=NO SCALE

施工業者

図面番号

A- 04

名称

パセオ建築設計室

資格者氏名

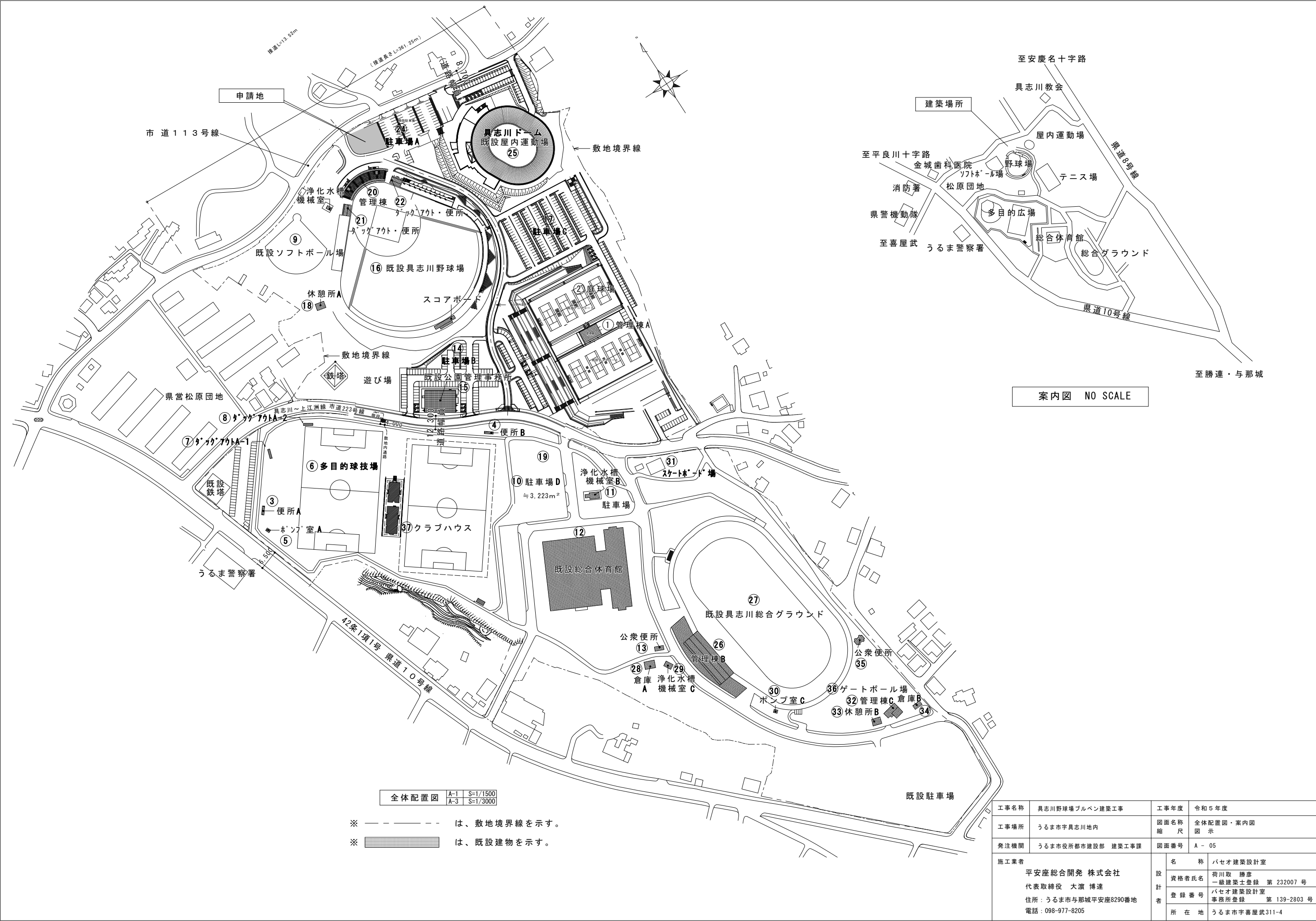
荷川 取 勝彦 第232007号

登録番号

パセオ建築設計室 第139-2803号

所在地

うるま市字喜屋武311-4 2F

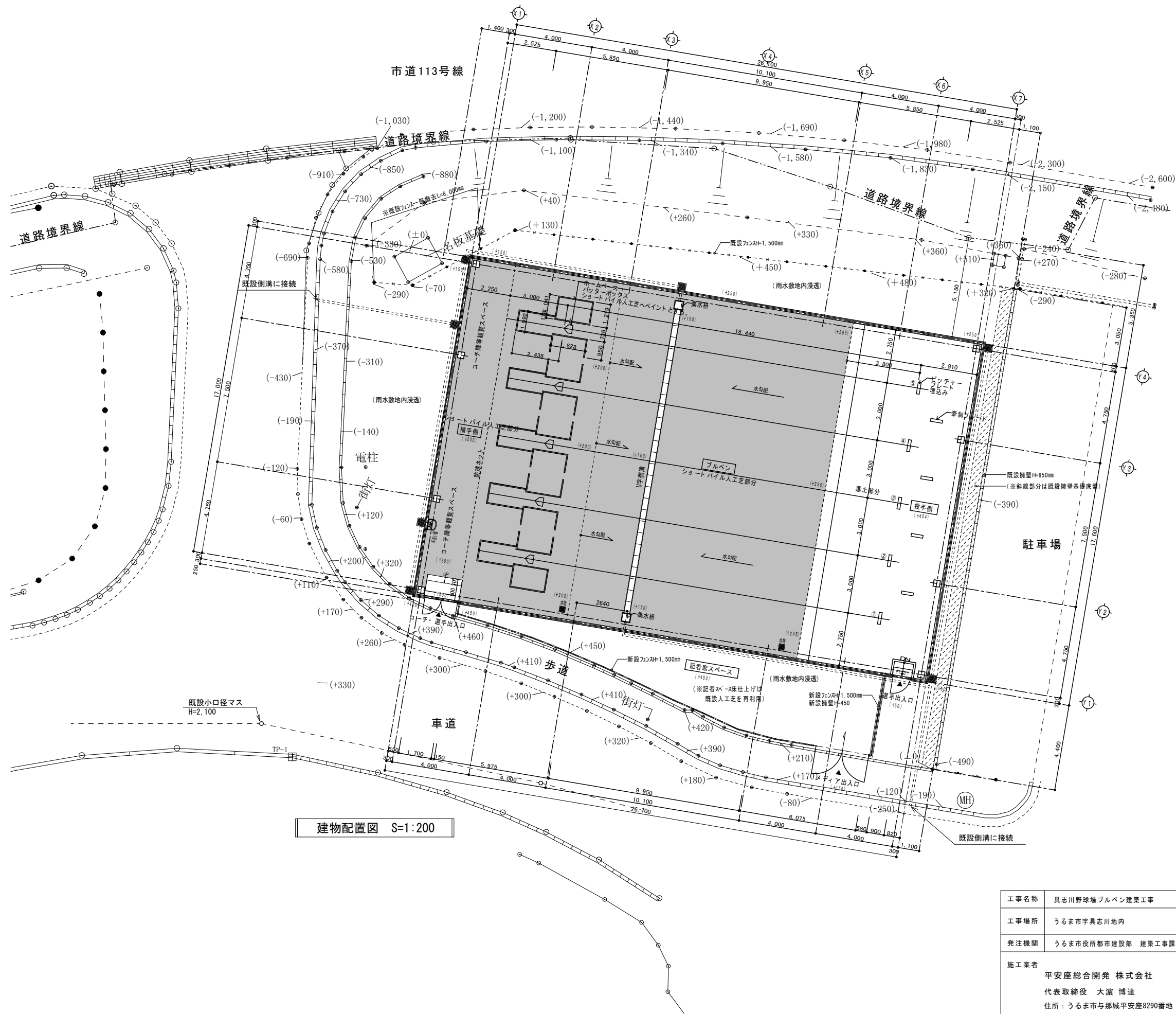
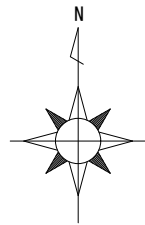


案内図 NO SCALE

全体配置図 A-1 S=1/1500
A-3 S=1/3000

※ - - - - は、敷地境界線を示す。
※ [Hatched Box] は、既設建物を示す。

工事名称	具志川野球場フルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市具志川地内	図面名称 縮尺	全体配置図・案内図 図示
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	A - 05
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川 取勝彦	第232007号
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録	第139-2803号
	所在地	うるま市宇喜屋武311-4	



工事名称	具志川野球場フルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	建物配置図 A1: S=1/100 A3: S=1/200
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	A - 06
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川 取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所在地	うるま市字喜屋武311-4	

外 部 仕 上 表	
屋 根	角波ガルバリウム鋼板 厚0.8mm 折版構造 (H=145) ハゼ絞め工法 ケバ部分：カラーガルバリウム鋼板 厚0.8mm
外 壁	鋼製胴縁下地 カラーガルバリウム鋼板 厚0.5mm角波トタン（縦張り）
腰 壁	コンクリート打ち放し H=500mm
軒 裏 軒 天	屋根材現し
縦 樋	硬質塩ビ管φ100mm（カラーパイプ） ステン立管バンド
排 水 管	φ50V E管（設備工事）

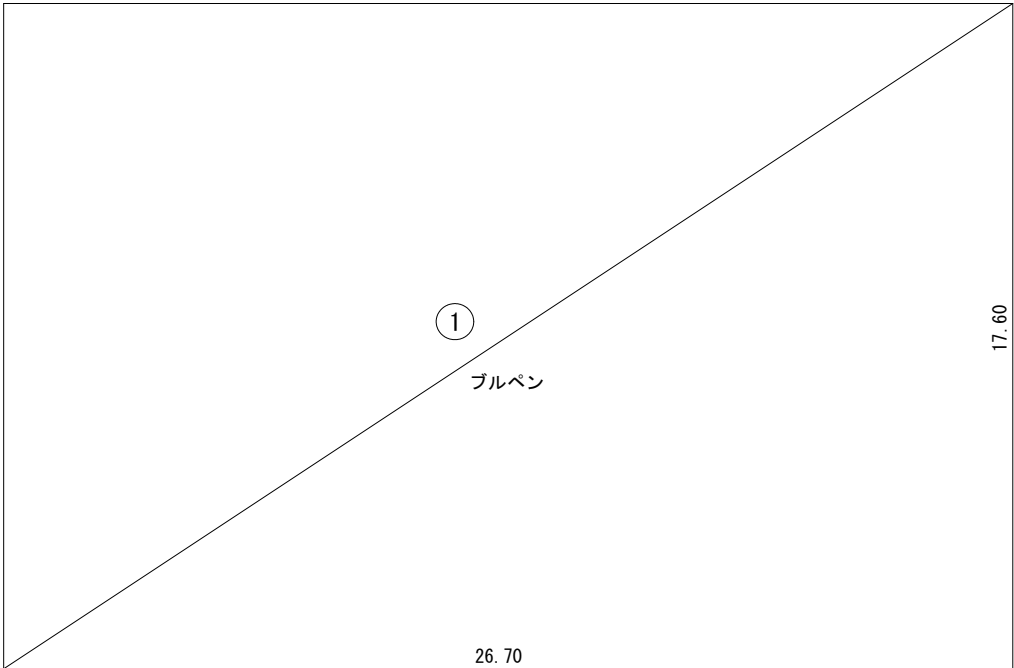
内 部 仕 上 表										
階	室 名	床	巾 木		内 壁	天 井			備 考	室 名
		仕 上	仕上	高さ		仕 上	廻り縁	天井高		
1 階	捕手側	土間コンクリート打設 (7)150直均し 高密度ノンサンド人工芝 バイⅡ長18mm	――	――	外壁現し ガルバリウム鋼板＋塗装（柱・胴縁含む）	屋根現し	――	――	防球ネット（ネリフェレン/40mm目） ホームベース・バッターボックス： 高密度人工芝の白色切込圧着とする。 6型消火器（設備工事）（集水樹、U字側溝）	捕手側
	投手側	再生クラッシャーラン 黒土混合土 3mmフルイ 黒土：砂＝7：3	――	――	同 上	同 上	――	――	ビッタープレート（牽制プレート）：公式規格品80mm 両面仕様プロ仕様 16JAP14300 前ゴム40mmスリット	投手側
	その他	土間コンクリート打設 (7)150直均し 高密度ノンサンド人工芝 バイⅡ長18mm	――	――	同 上	同 上	――	――		その他

敷地全体面積表

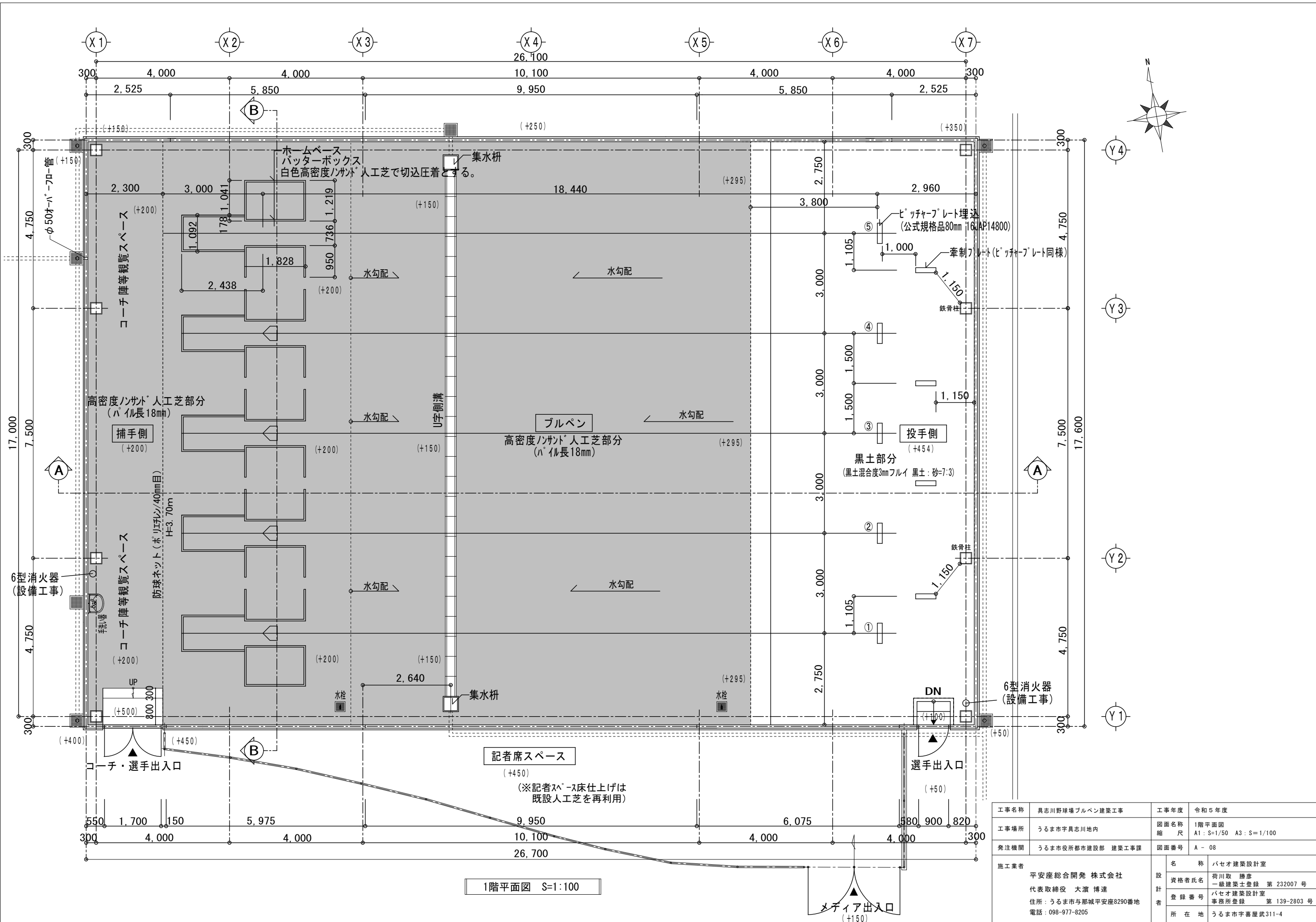
名 称	合 計	備 考
敷地面積	211,000.00㎡	令和3年8月18日受付計画通知より(クラブハウス)
既設床面積	13,337.42㎡	令和3年8月18日受付計画通知より(クラブハウス)
申請床面積	469.92㎡	
合 計	13,807.34㎡	
既設建築面積	12,735.57㎡	令和3年8月18日受付計画通知より(クラブハウス)
申請建築面積	469.92㎡	
合 計	13,205.49㎡	

建築面積算定式		
①	26.70 × 17.60	469.920㎡
建築面積		合 計 = 469.920㎡ ≒ 469.92㎡

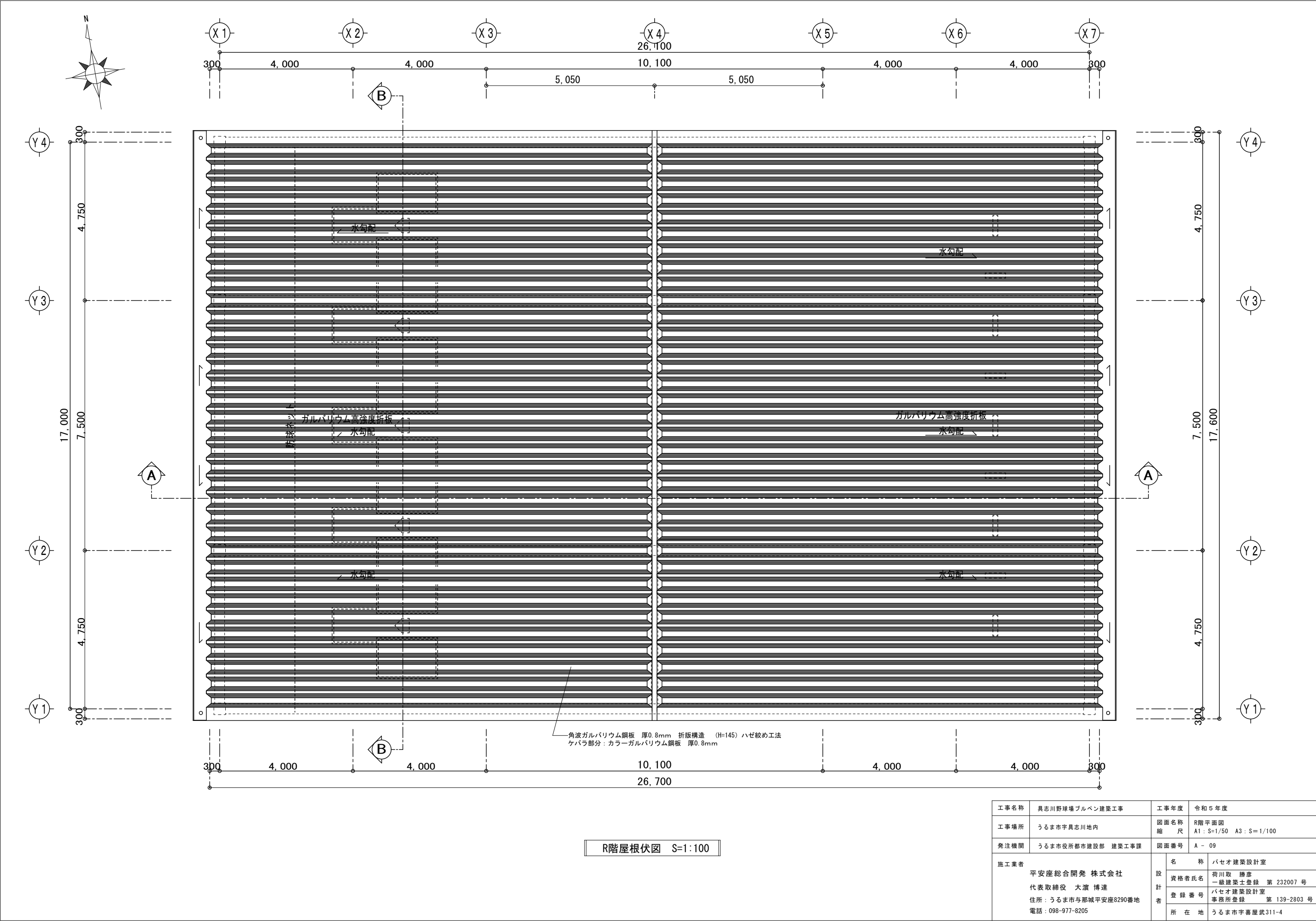
建築・床面積求積図 S=1：200



工事名称	具志川野球場ブルペン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	内外仕上表・各種面積求積表 A1：S=1/100 A3：S=1/200
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	A - 07
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室
		資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号
		登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号
		所在地	うるま市宇喜屋武311-4

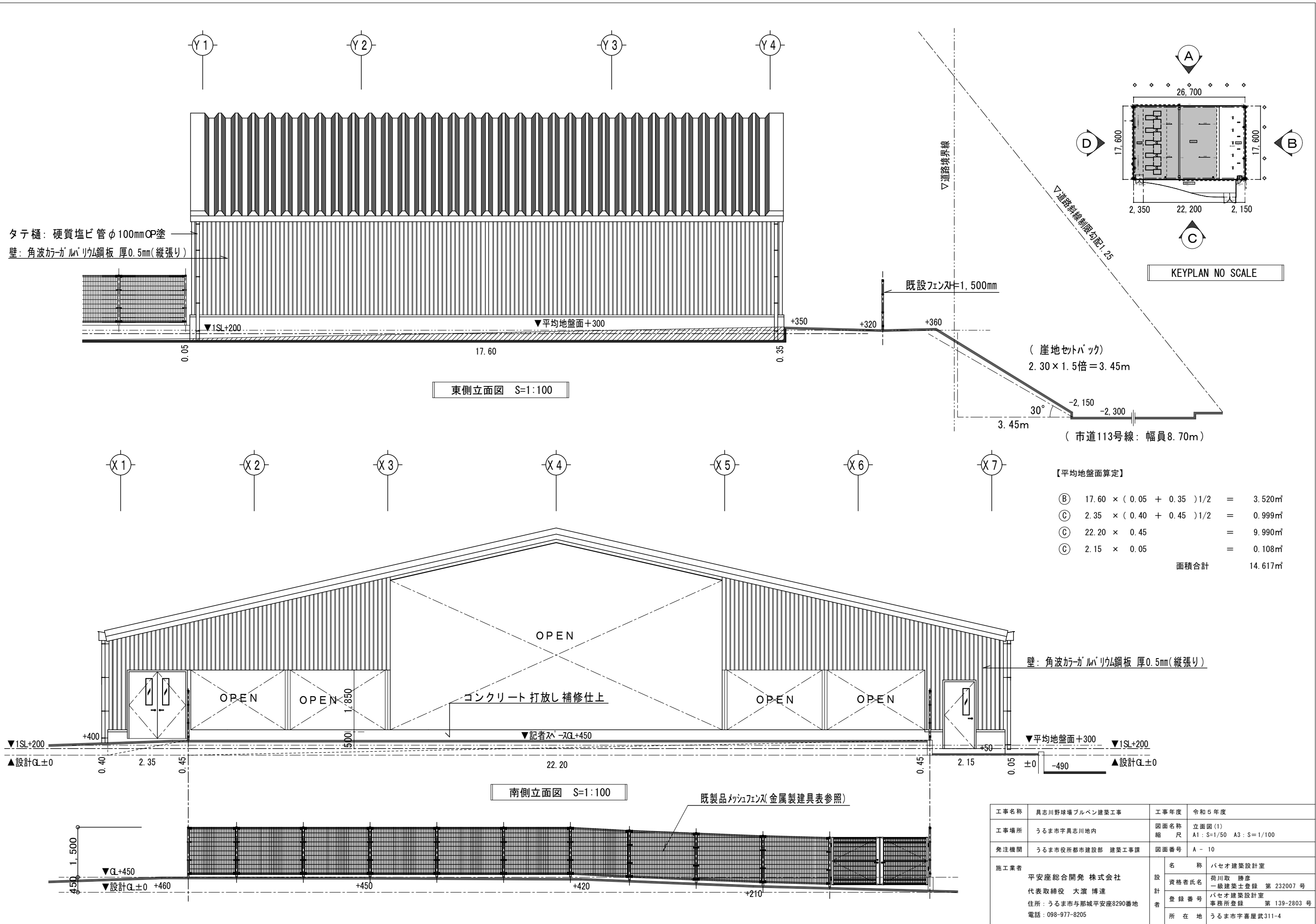


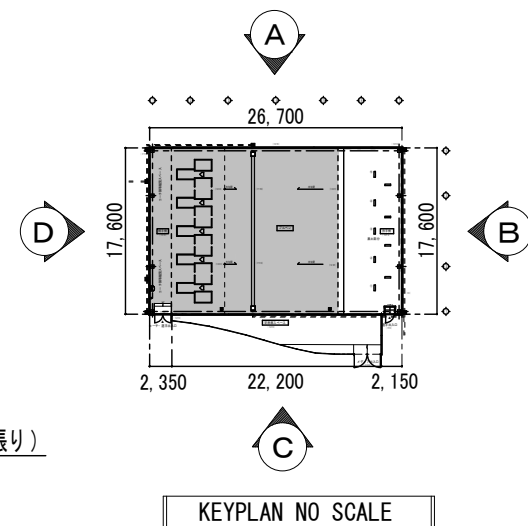
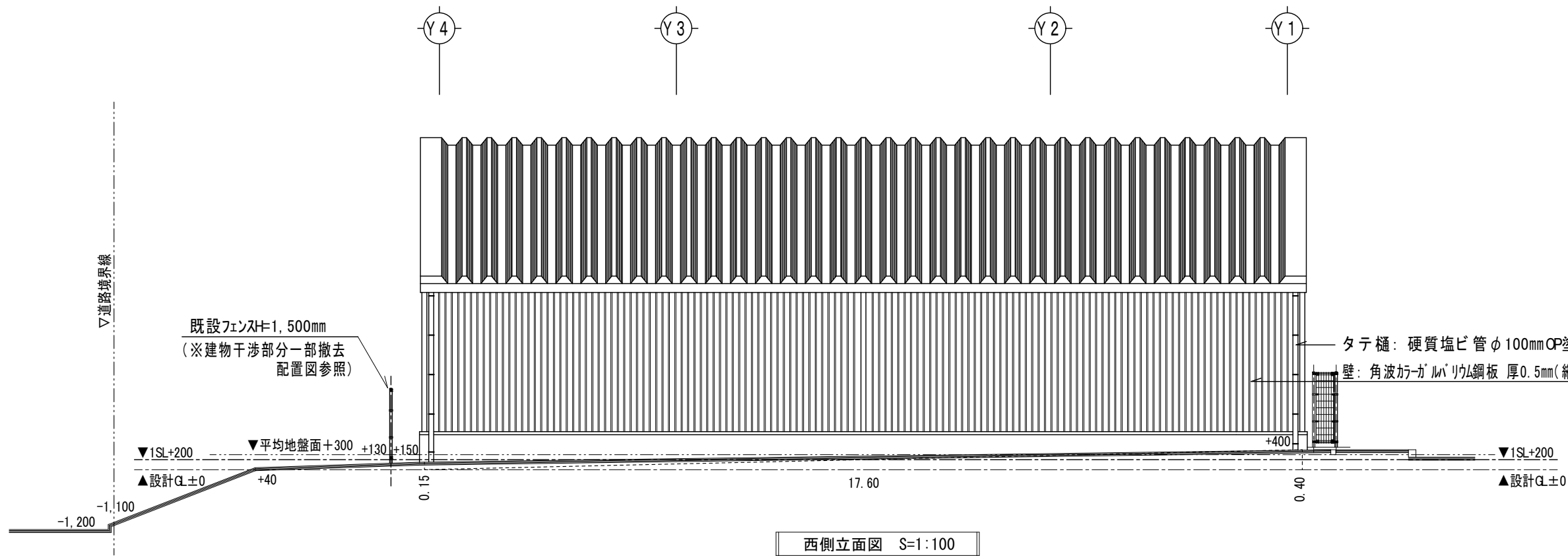
工事名称	具志川野球場ブルペン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称	1階平面図
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	縮尺	A1: S=1/50 A3: S=1/100
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所: うるま市与那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	図面番号	A-08
設計者	名称 バセオ建築設計室 資格者氏名 荷川取 勝彦 登録番号 一級建築士登録 第232007号 事務所登録 事務所登録 第139-2803号	所在地	うるま市字喜屋武311-4



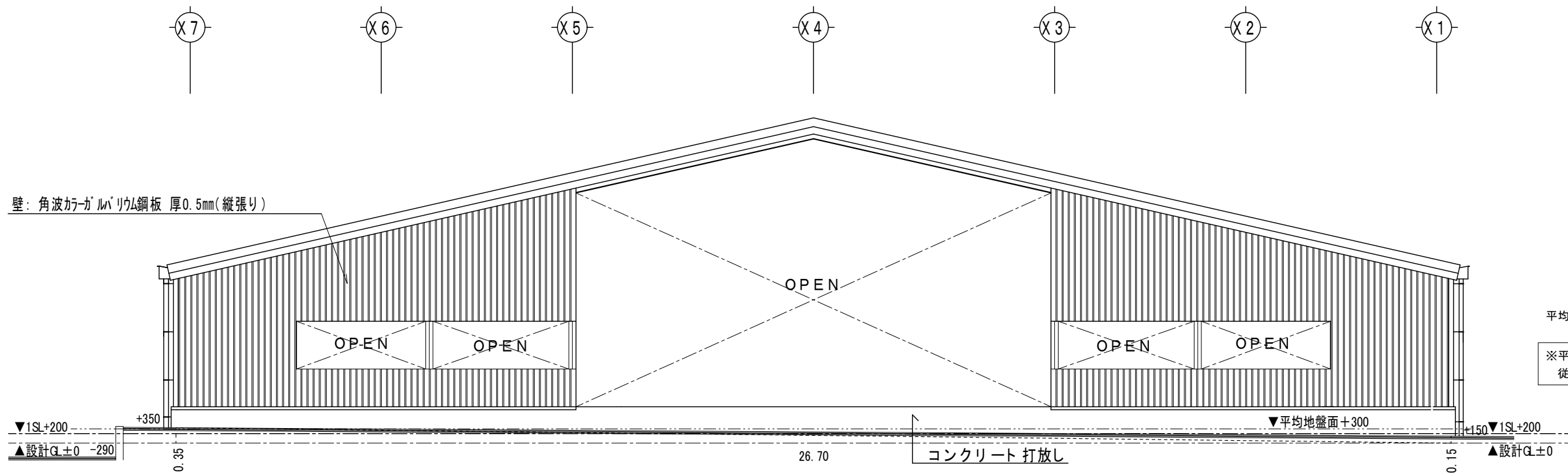
R階屋根伏図 S=1:100

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	R階平面図 A1: S=1/50 A3: S=1/100
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	A - 09
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所: うるま市与那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所在地	うるま市字喜屋武311-4	





【平均地盤面算定】			
①	$17.60 \times (0.15 + 0.40) / 2$	=	4.840㎡
②	$26.70 \times (0.35 + 0.15) / 2$	=	6.675㎡
面積合計			11.515㎡
立面図(1)より ③ + ④ 計			14.617㎡
合 計			26.132㎡

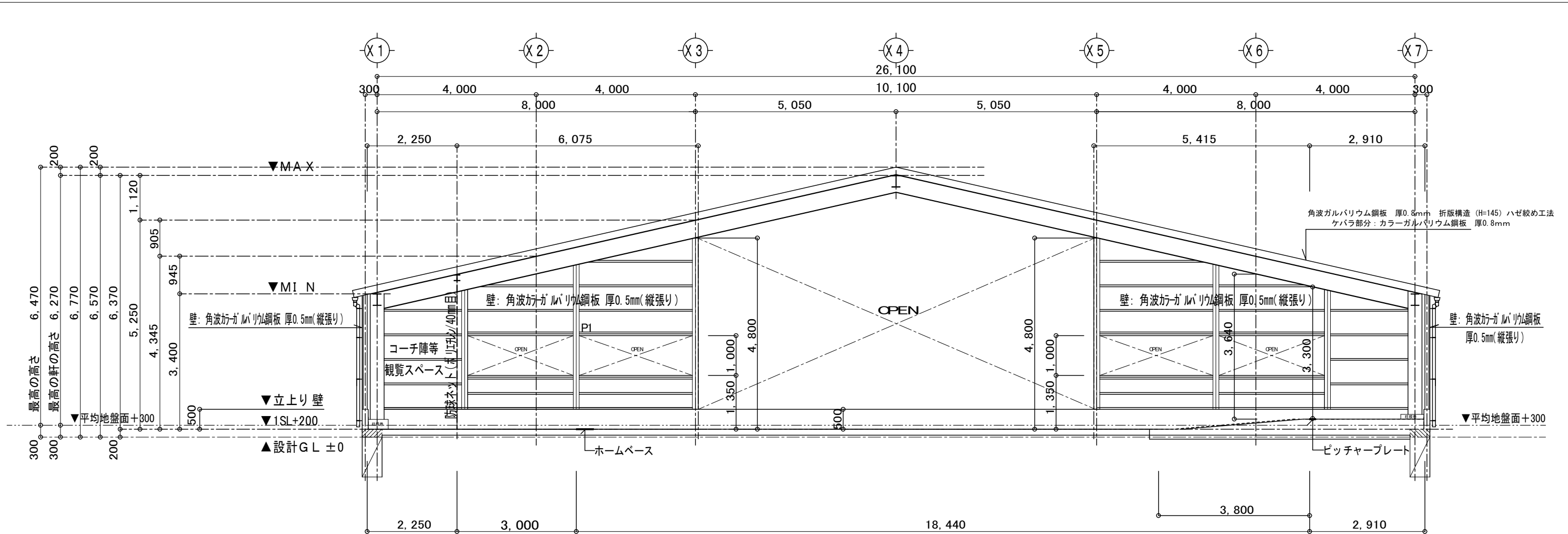


周長 ①	26.70m
②	17.60m
③	2.15m
④	22.20m
⑤	2.35m
⑥	17.60m
周長	88.600m

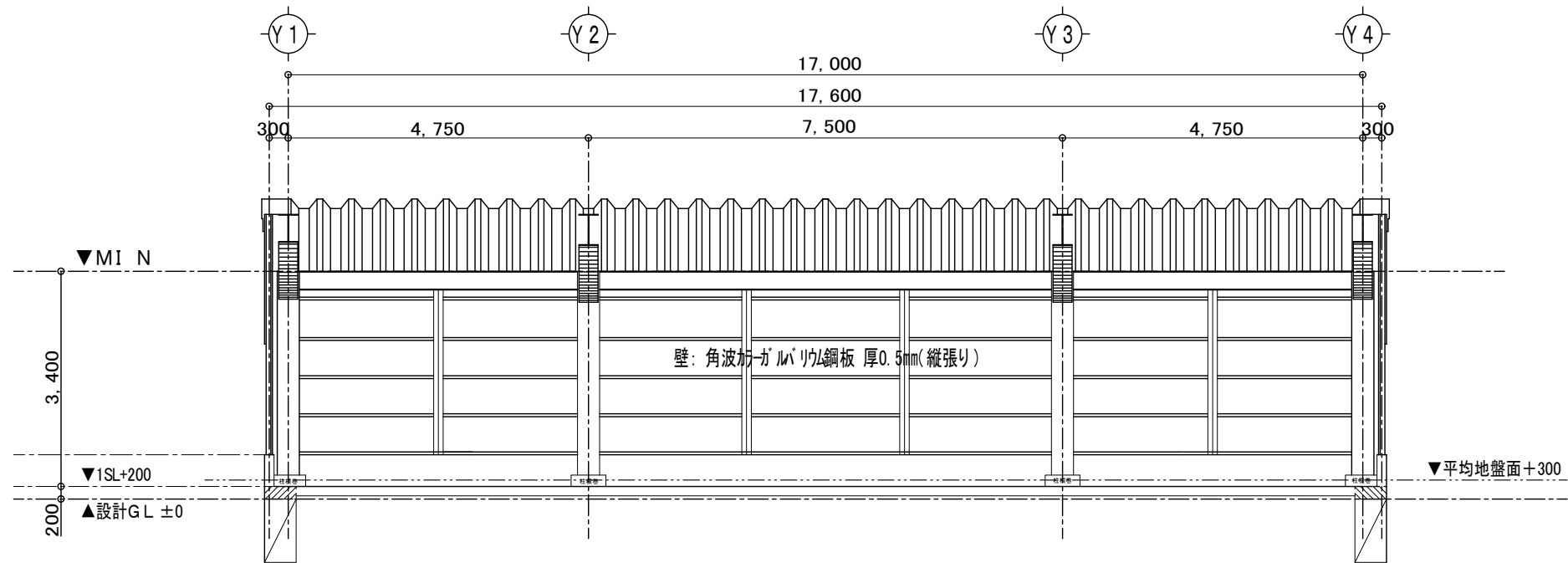
平均地盤面高さ $h = \frac{26.132\text{㎡}}{88.600\text{m}} = 0.295\text{m} \approx 0.30\text{m}$

※平均地盤面高さ $h = (\text{GL} \pm 0\text{mより} + 0.30\text{m})$
従って 設計GLより +0.30m

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	立面図(2) A1: S=1/50 A3: S=1/100
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	A - 11
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所: うるま市与那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川 取 勝彦 第 232007 号 一級建築士登録	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所在地	うるま市字喜屋武311-4	

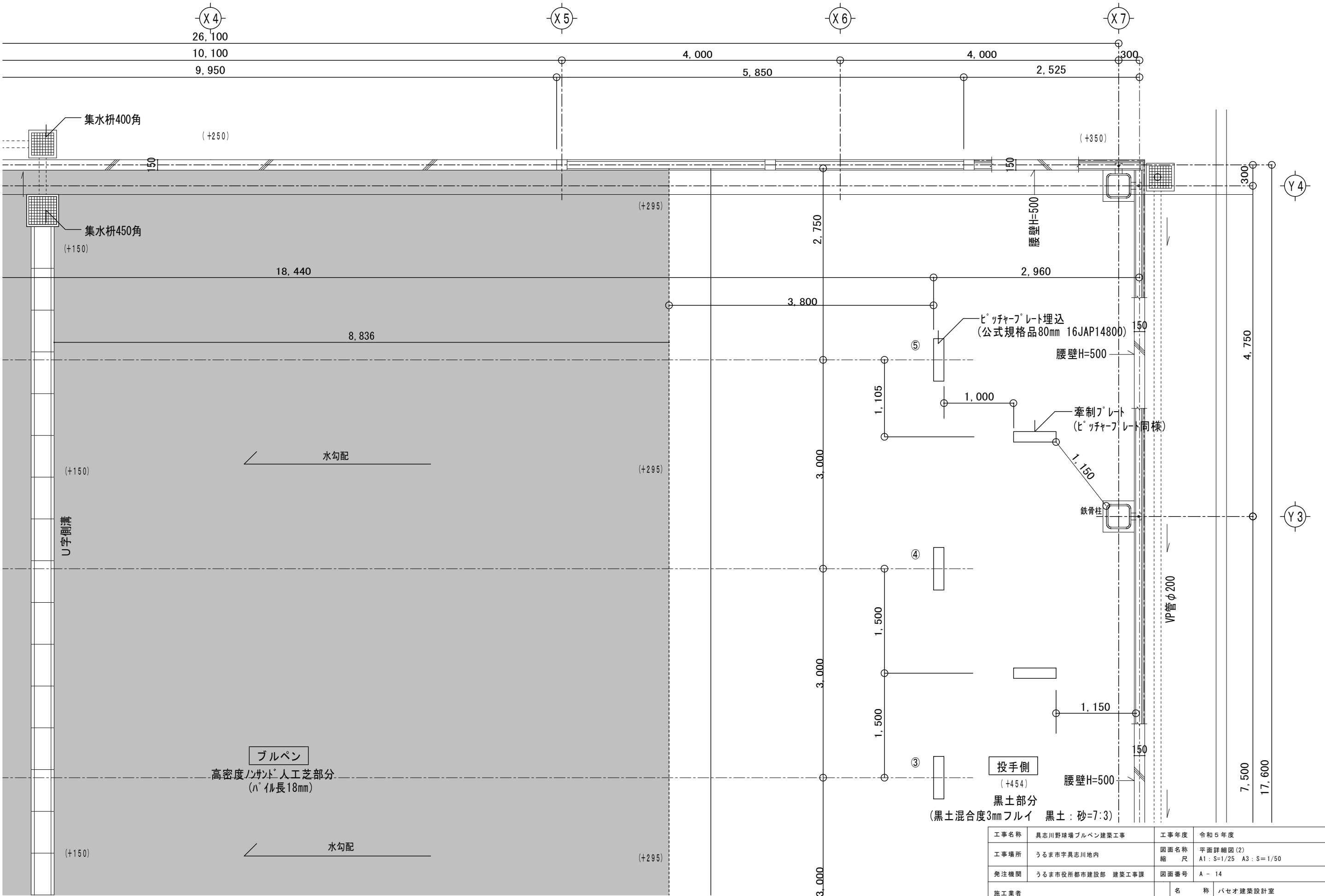


基本断面図 S=1:100

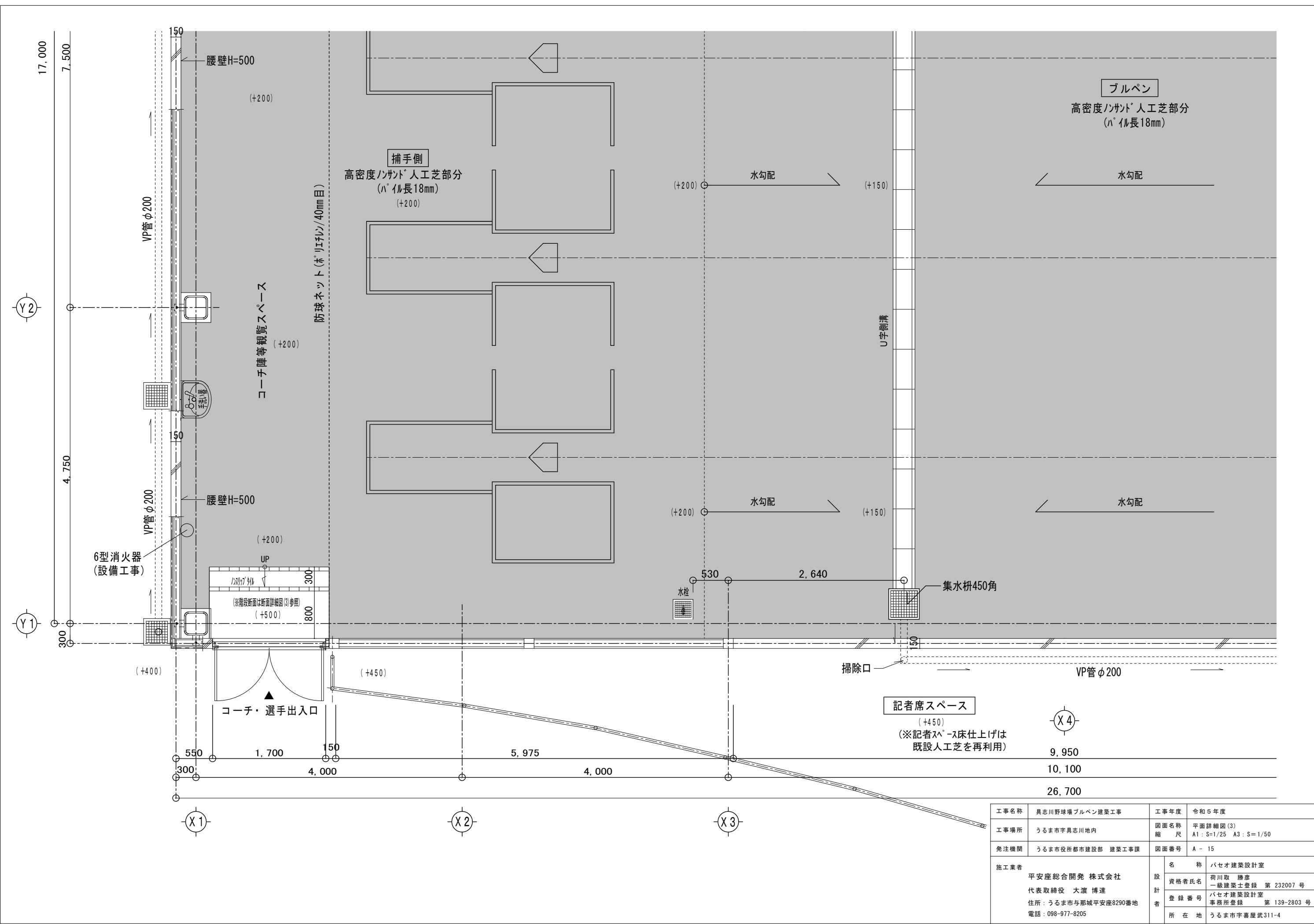


基本断面図 S=1:100

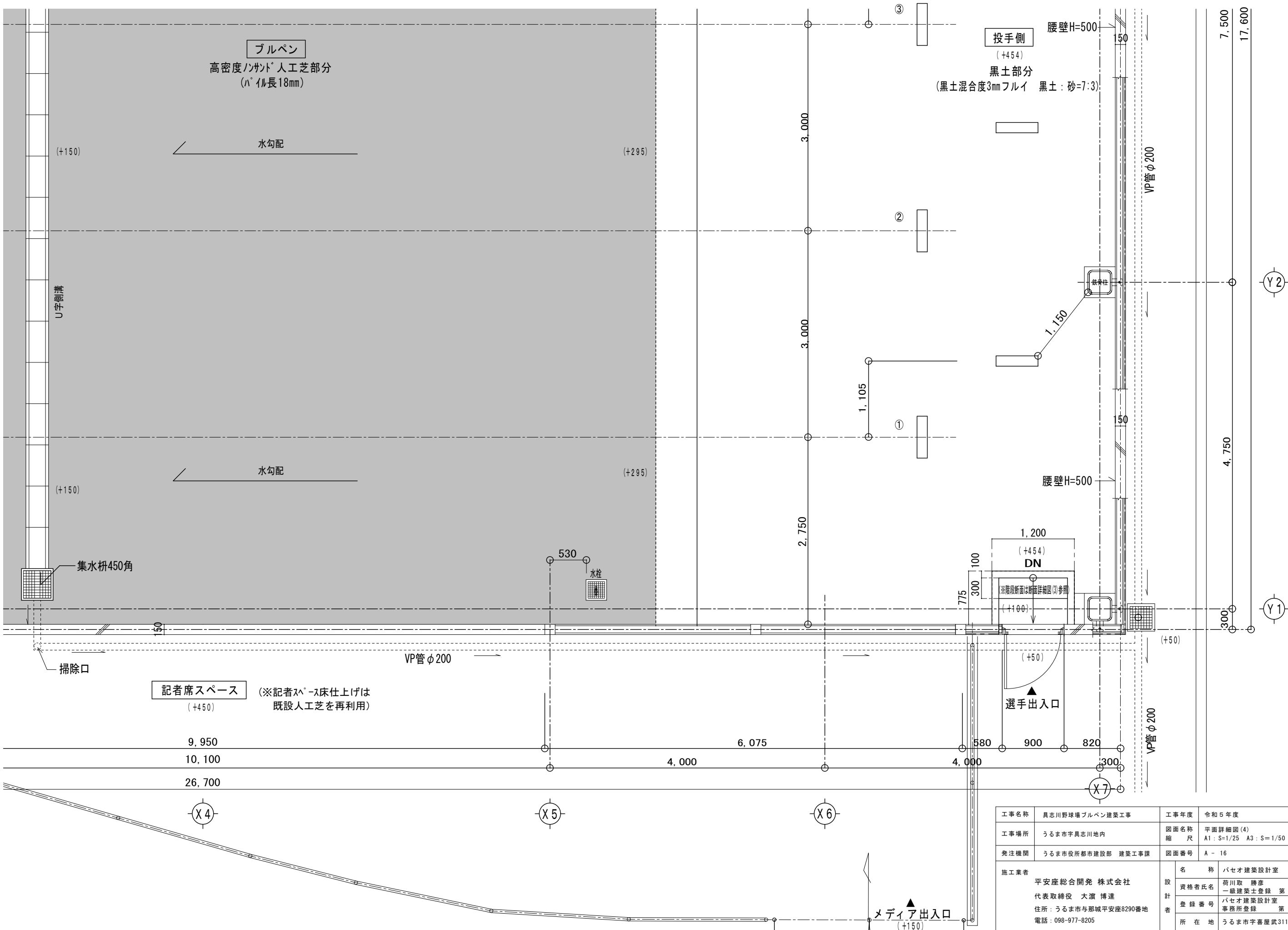
工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	断面図 A1: S=1/50 A3: S=1/100
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	A - 12
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所: うるま市与那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所在地	うるま市字喜屋武311-4	



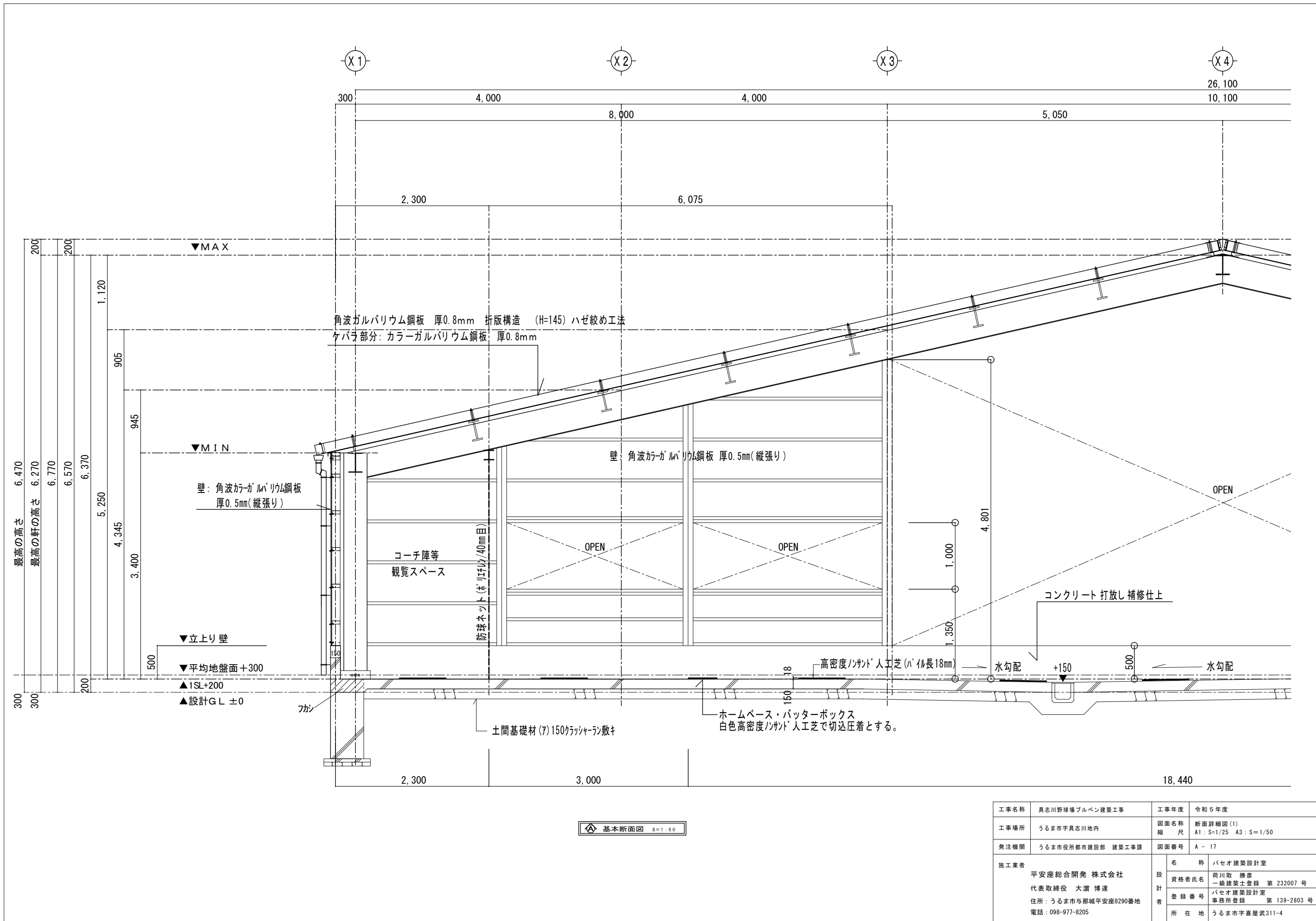
工事名称	具志川野球場ブルペン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	平面詳細図(2) A1: S=1/25 A3: S=1/50
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	A - 14
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所: うるま市与那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川取 勝彦 第 232007 号 一級建築士登録	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所在地	うるま市宇喜屋武311-4	



工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	平面詳細図(3) A1: S=1/25 A3: S=1/50
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	A - 15
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所: うるま市与那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所在地	うるま市字喜屋武311-4	

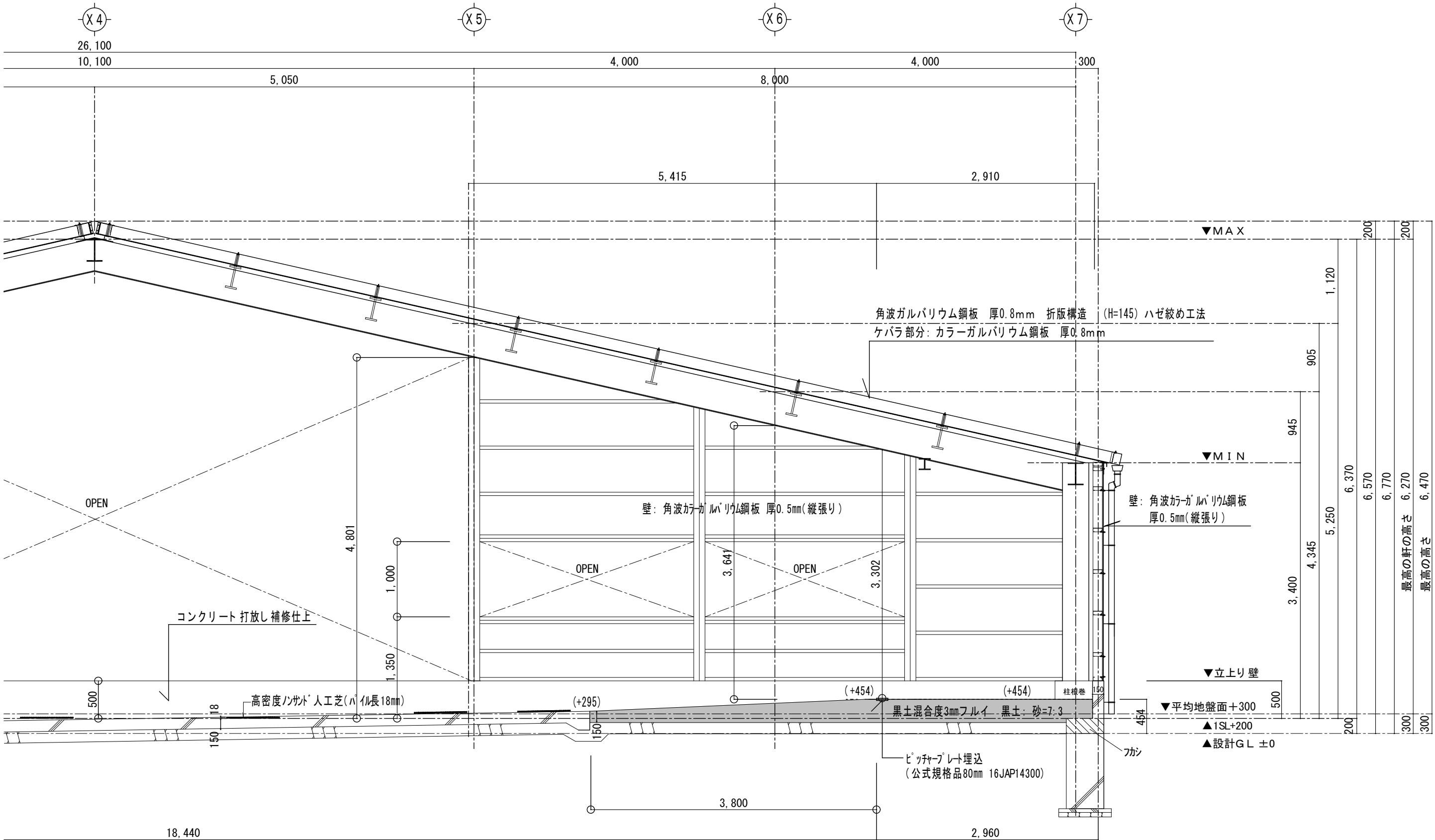


工事名称	具志川野球場ブルペン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	平面詳細図(4) A1: S=1/25 A3: S=1/50
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	A - 16
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所: うるま市与那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川取 勝彦 第一級建築士登録 第 232007 号	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所在地	うるま市宇喜屋武311-4	



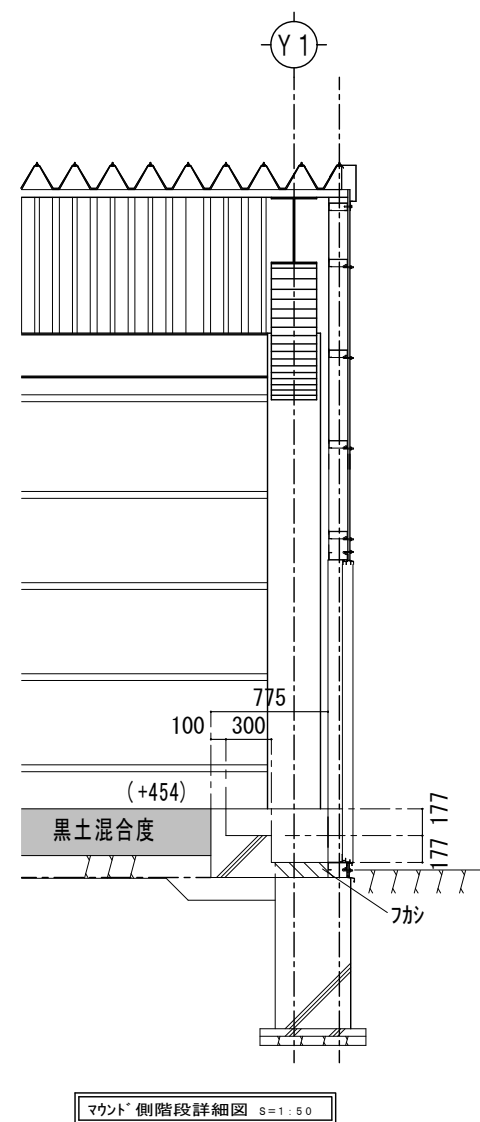
基本断面図 S=1:50

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称	断面詳細図(1)
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	縮尺	A1:S=1/25 A3:S=1/50
図面番号	A-17	図面番号	A-17
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀨 博達 住所: うるま市与那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	名称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川 取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所在地	うるま市字喜屋武311-4	

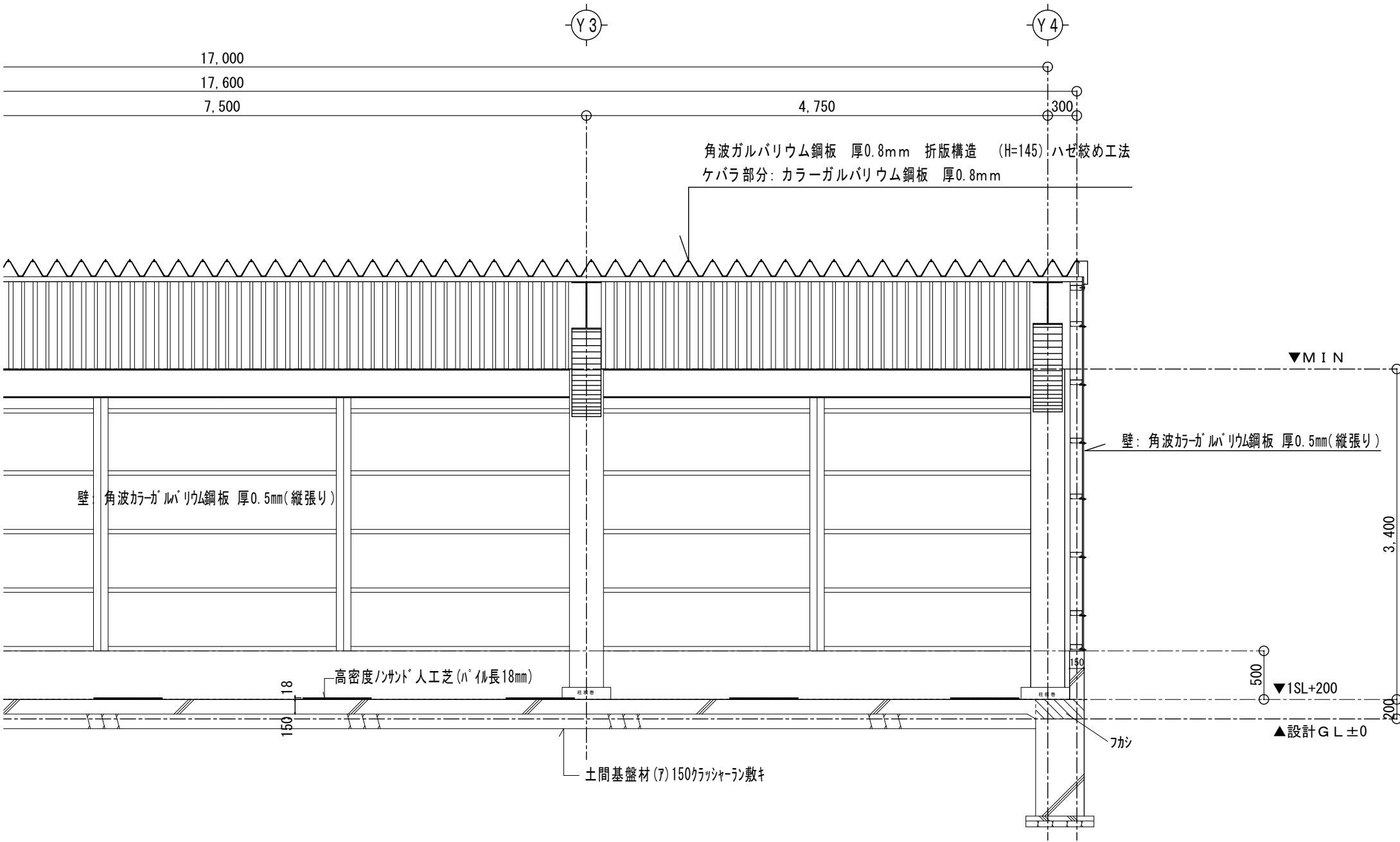


基本断面図 S=1:50

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	断面詳細図(2) A1: S=1/25 A3: S=1/50
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	A - 18
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所: うるま市与那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所在地	うるま市字喜屋武311-4	

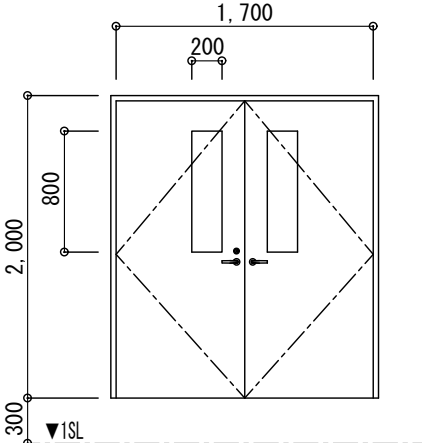
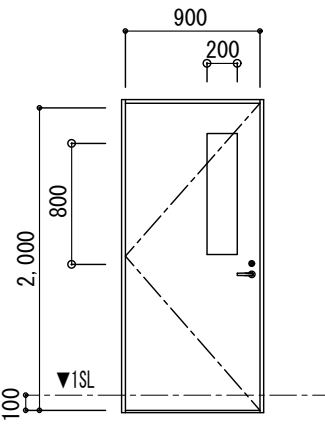
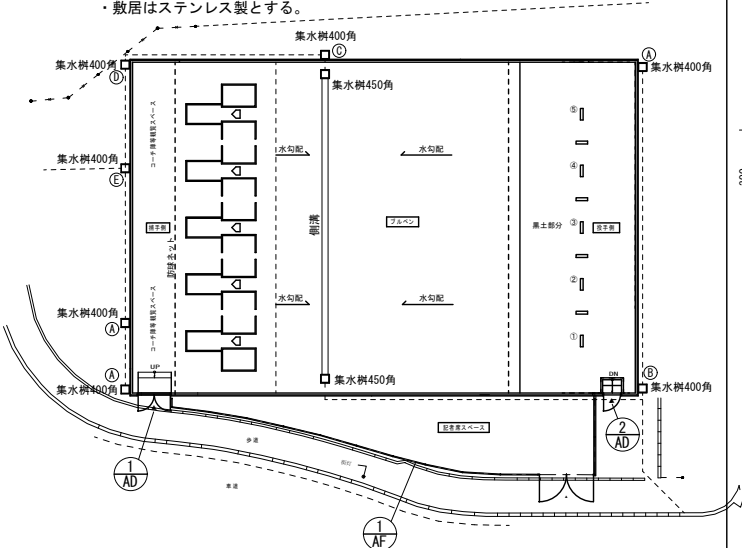
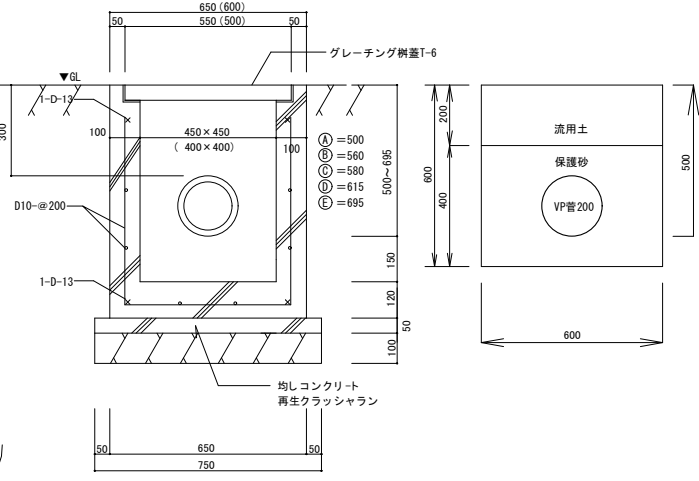


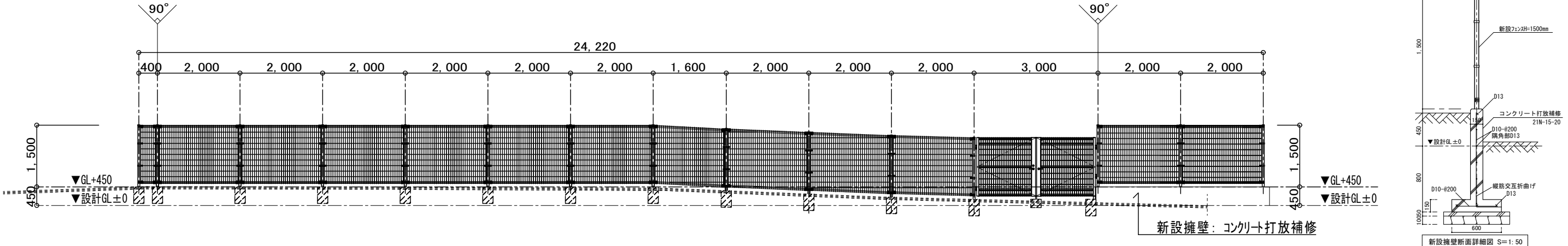
工事名称	具志川野球場フルバン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	断面詳細図(3) A1: S=1/25 A3: S=1/50
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	A - 19
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所:うるま市と那城平安座8290番地 電話:098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室
		資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号
		登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号
		所 在 地	うるま市字喜屋武311-4

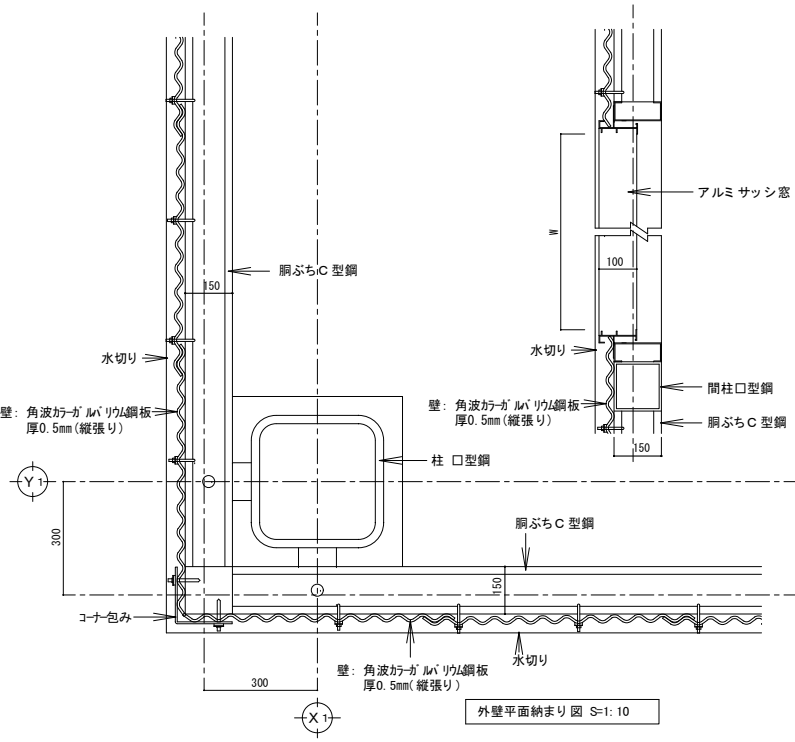
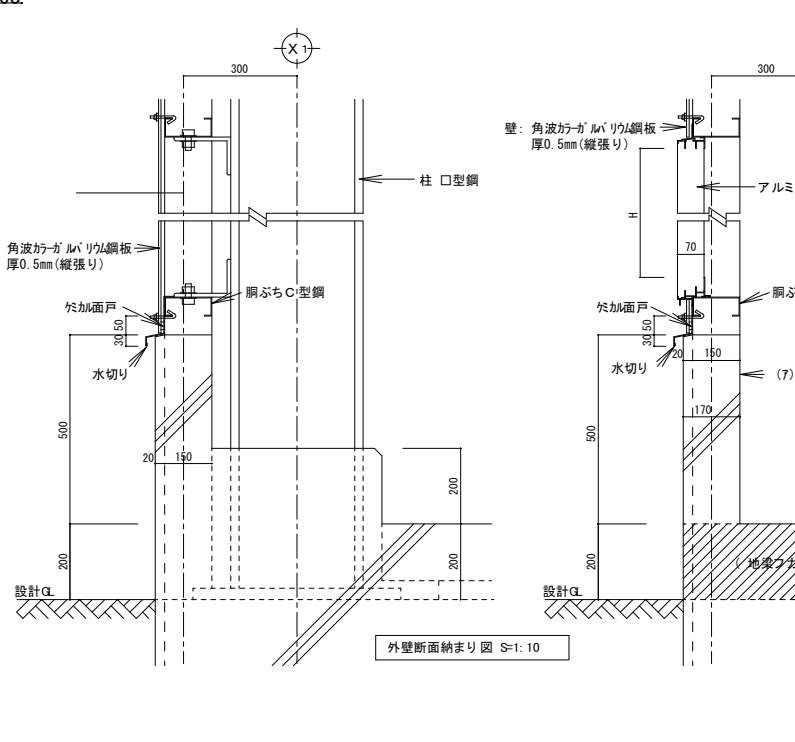
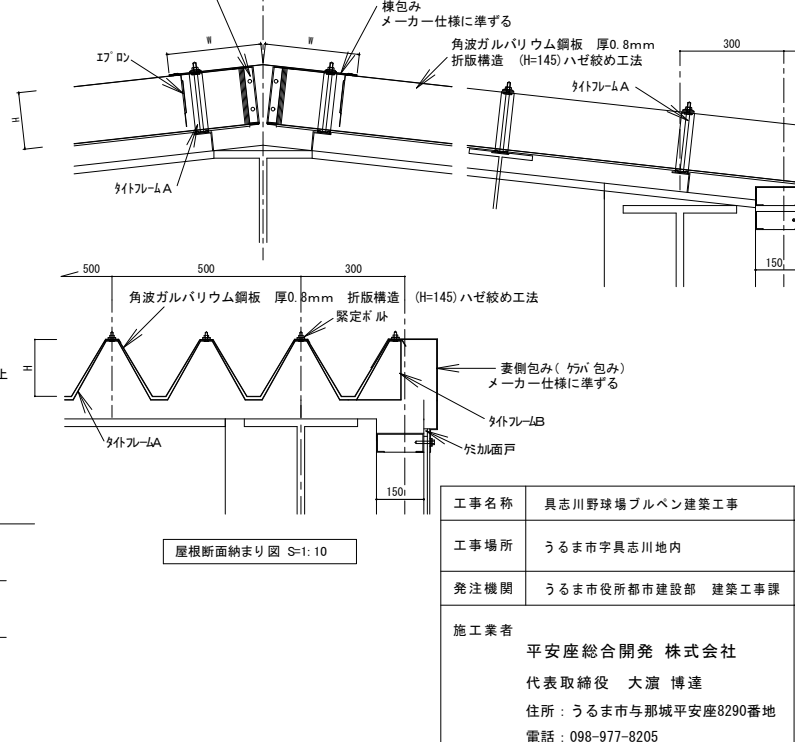


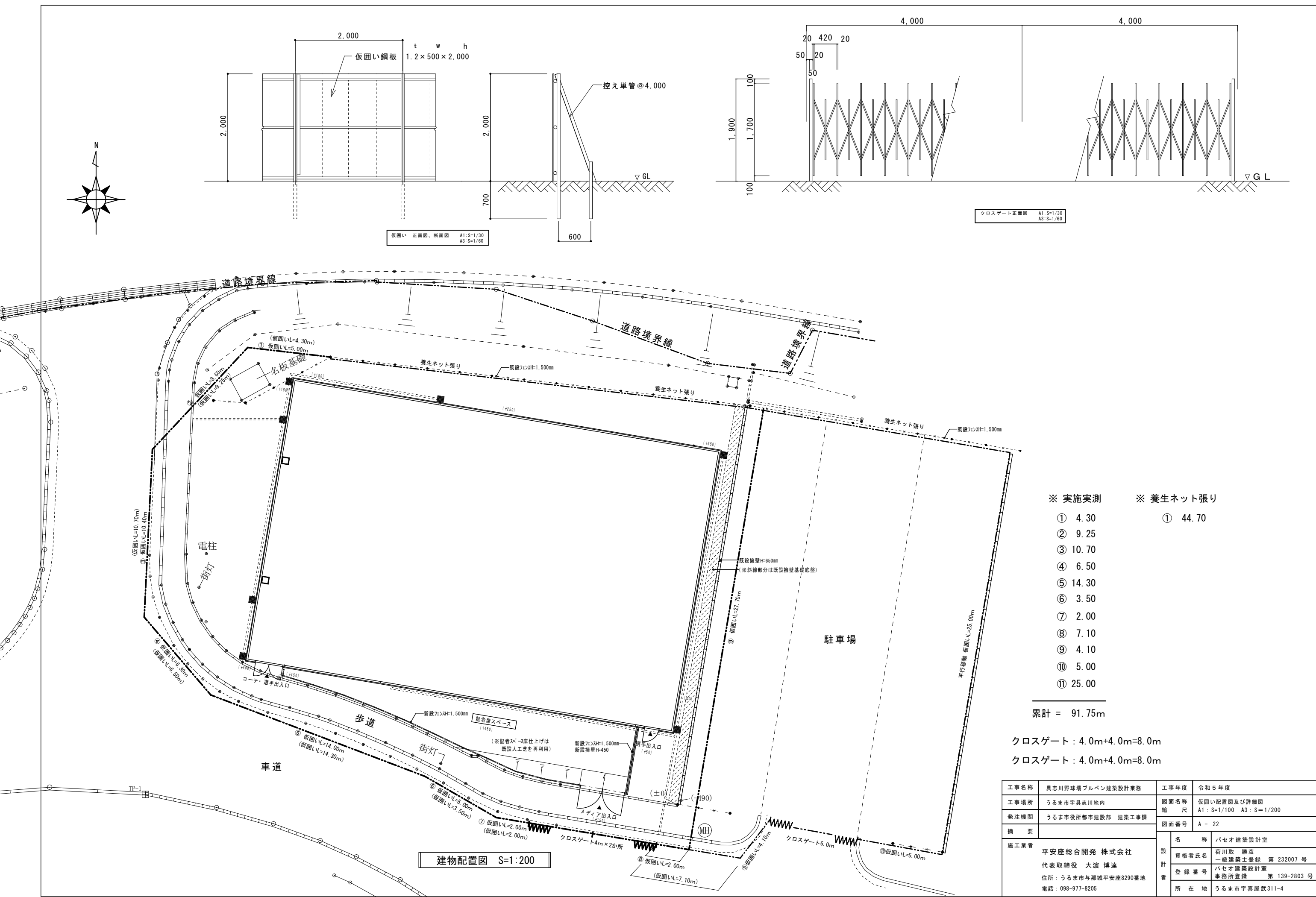
基本断面図 S=1:50

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	断面詳細図(4) A1: S=1/25 A3: S=1/50
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	A - 20
施 工 業 者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所: うるま市与那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号	
	登 録 番 号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所 在 地	うるま市宇喜屋武311-4	

符 号	① AD	捕手側	1カ所	② AD	投手側	1カ所	特記事項	
姿 図			SCALE 1/50			SCALE 1/50		
タイプ	アルミ面開キフラッシュ扉		100mm	アルミ片開キフラッシュ扉		100mm		
ガラス	6.8mm網入磨板ガラス			6.8mm網入磨板ガラス				
金 物	フランス落とし・ステンレス丁番・レバーハンドル錠・ドアクローザー・付属品金物一式			ステンレス丁番・レバーハンドル錠・ドアクローザー・付属品金物一式				
備 考	ステンレス沓摺			ステンレス沓摺				

符 号	① AF	外 構 (南 面)	1カ所
姿 図			
タイプ	メッシュフェンス 垂鉛メッキ+高耐候性樹脂粉末塗装		
ガラス			
金 物	落としφ16(垂鉛メッキ)・舟形落とし受付・丁番・戸当たり付両面回転施設・φ16(垂鉛メッキ)		
備 考			

											
工事名称				具志川野球場ブルベン建築工事				工事年度			
工事場所				うるま市宇具志川地内				図面名称			
発注機関				うるま市役所都市建設部 建築工事課				縮 尺			
施 工 業 者				図面番号				A - 21			
				名 称				バセオ建築設計室			
				資格者氏名				荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号			
				登録番号				バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号			
代表取締役 大濱 博達				所在地				うるま市宇喜屋武311-4			
住所：うるま市与那城平安座8290番地											
電話：098-977-8205											



仮囲い 正面図、断面図 A1:S=1/30 A3:S=1/60

クロスゲート正面図 A1:S=1/30 A3:S=1/60

※ 実施実測

- ① 4.30
- ② 9.25
- ③ 10.70
- ④ 6.50
- ⑤ 14.30
- ⑥ 3.50
- ⑦ 2.00
- ⑧ 7.10
- ⑨ 4.10
- ⑩ 5.00
- ⑪ 25.00

※ 養生ネット張り

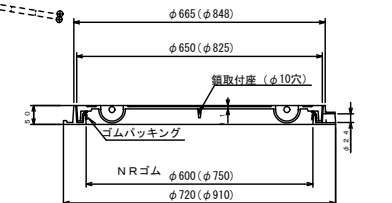
- ① 44.70

累計 = 91.75m

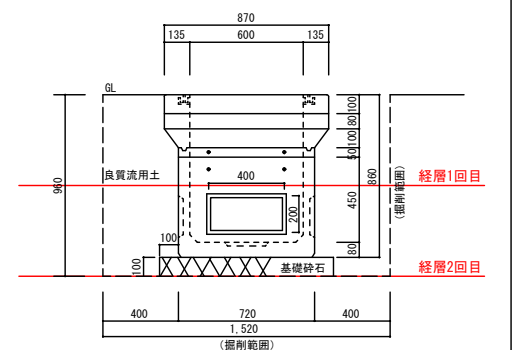
クロスゲート : 4.0m+4.0m=8.0m

クロスゲート : 4.0m+4.0m=8.0m

工事名称	具志川野球場ブルベン建築設計業務	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称	仮囲い配置図及び詳細図
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	縮 尺	A1:S=1/100 A3:S=1/200
摘 要		図面番号	A - 22
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室
		資格者氏名	荷川 取 勝彦 第 232007 号 一級建築士登録
		登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号
		所在地	うるま市字喜屋武311-4



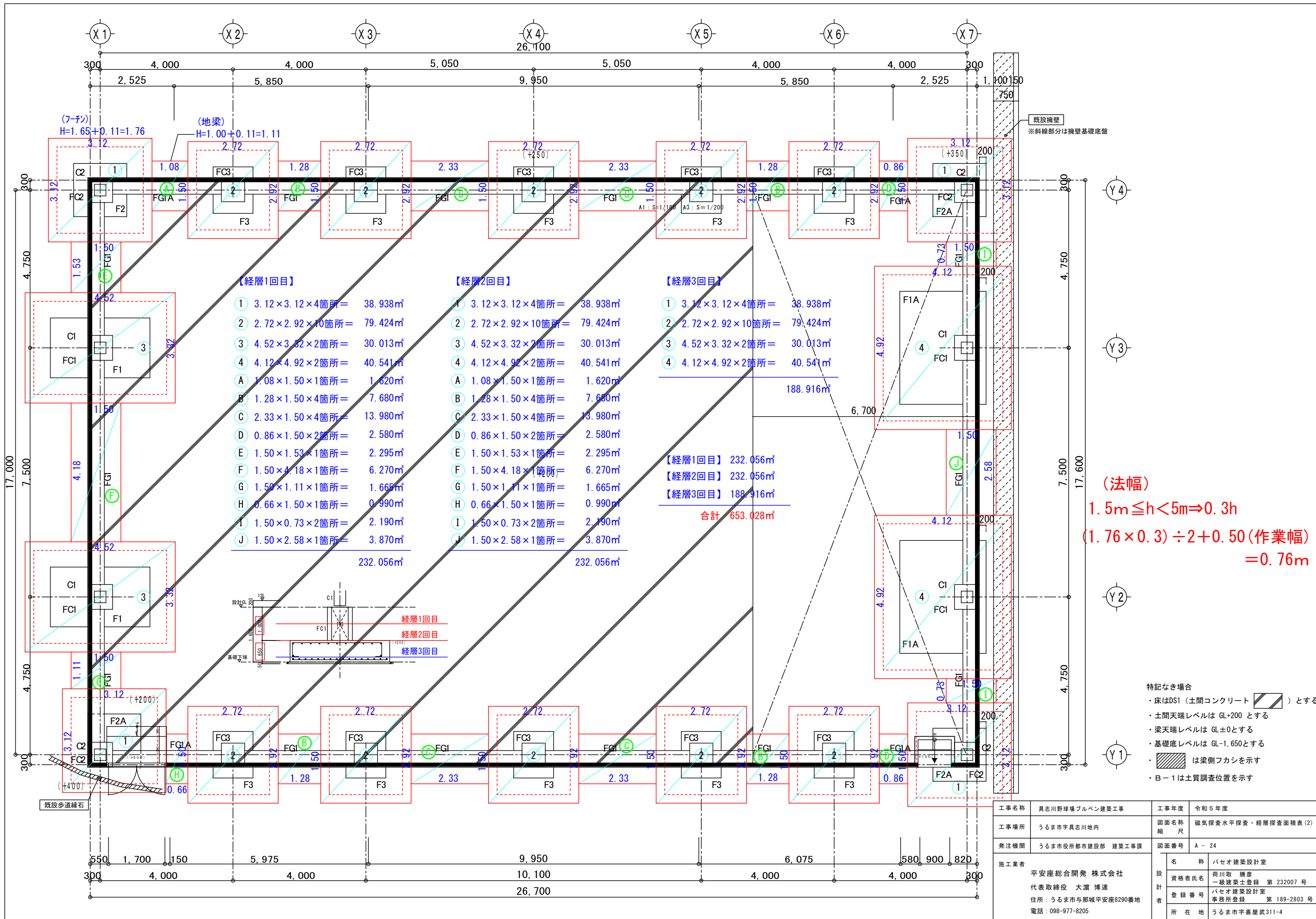
* T-6 簡易防水型
* ステンレス製鎖付とする。



ハンドホール詳細図



工事名称	具志川野球場フルベン建築工事	工事年度	令和5年度	
工事場所	うるま市宇具志川地内	図面名称 縮 尺	磁気探査水平探査・経路探査面積表(1) 図 示	
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	A - 23	
施 工 業 者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	設 計 者	名 称	バセオ建築設計室
			資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号
			登 録 番 号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 189-203 号
			所 在 地	うるま市宇喜屋武311-4



(法幅)
 $1.5m \leq h < 5m \Rightarrow 0.3h$
 $(1.76 \times 0.3) \div 2 + 0.50$ (作業幅)
 $= 0.76m$

- 特記なき場合
- ・床はDS1 (土間コンクリート) とする
 - ・土間天端レベルは GL+200 とする
 - ・梁天端レベルは GL±0 とする
 - ・基礎底レベルは GL-1,650 とする
 - ・は梁側フカシを示す
 - ・B-1 は土質調査位置を示す

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称	磁気探査水平探査・経層探査面積表(2)
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	A-24
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室
		資格者氏名	荷川 勝彦 一級建築士登録 第232007号
		登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第189-2803号
		所在地	うるま市字喜屋武311-4

※修正箇所は下線を引くこと
適用は ☒ 印を記入する。

6. 鉄骨工事 (施工方法等計画書)

工事名称	具志川野球場ブルペン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市宇具志川地内	図面名称 縮 尺	構造設計標準仕様 NO SCALE
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 01
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀨 博達 住所：うるま市と那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	設計者	名 称 パセオ建築設計室 資格者氏名 荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号 登 録 番 号 パセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号 所 在 地 うるま市宇喜屋武311-4

§ 1 一般事項

1. 本配筋標準図(2021年版)は、(一社)日本建設業連合会と(一社)日本建築構造技術者協会
2. 本配筋標準図は、が協働で作成した鉄筋コンクリート造の配筋標準図である。
- ・「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)」
(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 - ・「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(2018版)」
(日本建築学会)
 - ・「建築工事標準仕様書・同解説JASS5鉄筋コンクリート工事(2018年版)」
(日本建築学会)
 - ・「鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説(2021版)」
(日本建築学会)
- を参考に作成している。
3. 本配筋標準図は表1-1に示すコンクリートおよび鉄筋を使用する鉄筋工事に適用する。
高強度せん断補強筋を使用する場合は、構造図(伏図、軸組図、部材リスト、詳細図等の
図面を示す)による。
4. 構造図に記載された事項は、本配筋標準図に優先して適用するものとする。
5. 本配筋標準図において、「監理者に確認」、「監理者に承認」と記載された内容は、監理者
が設計者と協議し、設計者が承認した結果を示す。
6. 図表中の寸法の値は最小値を示し、当該寸法以上を確保することを原則とする。
(～程度、～以下、@、Pと表記しているものを除く)
7. 本配筋標準図に☒印を記した項目は、適用しない。
8. 杭に関する事項は、構造図による。

表1-1 適用範囲

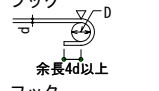
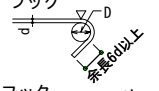
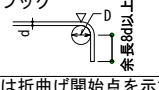
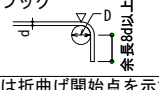
1. コンクリート	普通 $F_c=18\text{N/mm}^2$ 以上 60N/mm^2 以下 軽量 $F_c=18\text{N/mm}^2$ 以上 36N/mm^2 以下 SD390の鉄筋を使用する場合は $F_c=21\text{N/mm}^2$ 以上 SD490の鉄筋を使用する場合は $F_c=24\text{N/mm}^2$ 以上 SD490の鉄筋を使用する部位に軽量コンクリートを用いない。		
2. 鉄筋	規格番号	規格名称	種類の記号
	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295
			SD345、SD390
			SD490
3. 溶接金網 および鉄筋格子	異形鉄筋はD41以下とする。		
	溶接金網および鉄筋格子は、JIS G 3551 (溶接金網および鉄筋格子)に適合するものを使用する。		

§ 2 鉄筋加工共通事項

2-1 折曲げ形状・寸法

1. 鉄筋の折曲げ加工は常温加工とする。
2. 折曲げ内法直径を表2-1の数値よりも小さくする場合は、事前に鉄筋の折曲げ試験を
実施するがメーカー発行の性能試験証明書を確認した上で、監理者の承認を得ること。
3. SD490の鉄筋を90° を超える曲げ角度で折曲げ加工する場合は、事前に鉄筋の曲げ試験
を行い支障ないことを確認した上で、監理者の承認を得ること。

表2-1 折曲げ形状・寸法

折曲げ形状	折曲げ角度	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折曲げ内法直径(D)
180° フック 	180° 135° 90°	SD295 SD345	D16以下	3d以上
135° フック 			D19～D41	4d以上
		90° フック 	SD390	D41以下
90° フック 	SD490		D25以下	5d以上
		D29～D41	6d以上	

▽は折曲げ開始点を示す。
この開始点位置は、以下の図面において共通とする。

▽は折曲げ開始点を示す。
この開始点位置は、以下の図面において共通とする。

- (注)
1. 片持ちスラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90° フックまたは135° フックを用いる
場合には、余長は4d以上とする。
2. 90° 未満の折曲げ内法直径は構造図による。構造図に記載のない場合は、表2-1の
90° フックと同じとする。

2-2 鉄筋のフック

1. 次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にはフックを付ける。(図中◎印)

- (1) 柱の四隅または梁の出隅および下端筋の両側にある主筋を重ね継手とする場合
(フックの形状は180° フックとする)

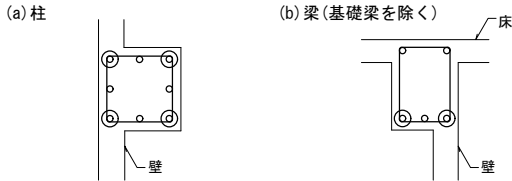


図2-2-1 フックが必要な重ね継手

- (2) 柱の四隅にある主筋で最上階(中間階で上に柱のない場合を含む)の柱頭部
(フックの形状は180° フックとする)

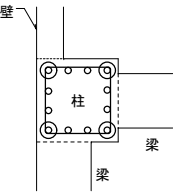


図2-2-2 最上階(上に柱がない場合を含む)の柱頭でフックが必要な主筋

- (3) あばら筋、帯筋(フック形状は2-3による)および幅止め筋(フック形状は図2-2-3による)

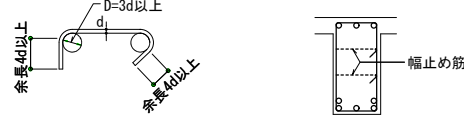
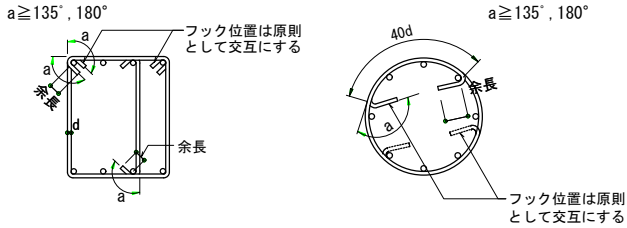


図2-2-3 幅止め筋の形状

- (4) 煙突の鉄筋(フックの形状は180° フックとする)
- (5) 杭基礎のベース筋
単杭の場合は、監理者と協議すること。

2-3 あばら筋および帯筋形状・寸法

1. あばら筋および帯筋のスパイラル筋形状、寸法は、図3-3-4による。



- ・135° フックの余長は6d以上、180° フックの余長は4d以上とする。

図2-3-1 あばら筋・帯筋の形状(末端部がフックの場合)

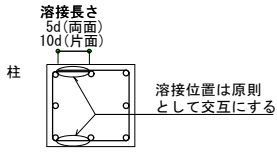
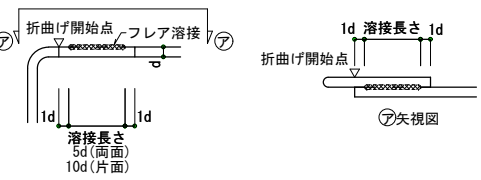


図2-3-2 あばら筋・帯筋の形状(末端部が溶接の場合)



- ・フレア溶接を採用する場合は監理者と協議すること。
- ・ビード形状は表3-1-3による。
- ・フレア溶接は、折曲げ開始点、鉄筋材端から1d以上離すこと。

図2-3-3 あばら筋・帯筋の溶接要領

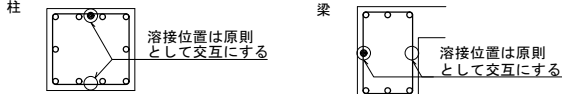
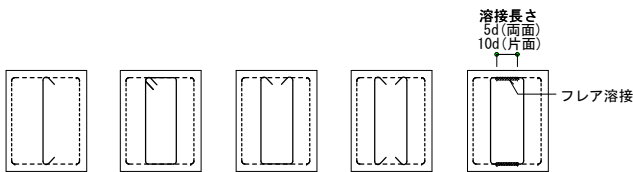


図2-3-4 あばら筋・帯筋の形状(溶接閉鎖形の場合)



- ・スラブと同時に打ち込むT形、L形梁のキャップタイ末端部は本図によってもよい。
- ・スラブが取り付く側のキャップタイ末端部は、90° フックとしてよい。
- ・スラブ付梁のキャップタイに90° フックを使用する場合、フックの余長は8d以上とする。

図2-3-5 スラブ付梁のあばら筋(末端部がフックの場合)



- ・鉄筋末端部フックは、図2-3-1による。

図2-3-6 副あばら筋・副帯筋の形状



- ・フックをつける(フック角度は180°、135°、90°のいずれとしてもよい)
- ・フックをつける(フック角度は180°、135°、90°のいずれとしてもよい)

※L1h(フック付重ね継手)は、表3-1-2による。

- ・原則、梁の上下にスラブが取り付く場合、かつ、梁せい1.5m以上の場合、使用可能とする。
- ・原則を守れない場合は、監理者と協議すること。

図2-3-7 梁せいの大きな基礎梁など、あばら筋を分割する場合のあばら筋・副あばら筋の形状

2-4 主筋のあき・2段筋の間隔

1. 主筋相互のあきaは粗骨材最大寸法の1.25倍以上、隣り合う鉄筋呼び径の平均値の1.5倍以上とする。
2. 粗骨材の最大寸法を25mmとして算出した数値を表2-4に示す。
3. 粗骨材の最大寸法が25mm以外の場合のあき寸法、2段筋の間隔の最小値は、監理者に確認すること。
4. 2段筋の間隔P2は構造図による。構造図に記載がない場合は表2-4による。
5. 2段筋の間隔P2の最大値については、監理者に確認すること。

表2-4 主筋のあきaの最小値および2段筋の間隔P2 (単位mm)

呼び名(d)	最外径	主筋のあきaの最小値	2段筋の間隔P2の最小値
D10	11	32	43
D13	15	32	47
D16	19	32	51
D19	22	32	54
D22	26	33	59
D25	29	38	67
D29	33	44	77
D32	37	48	85
D35	40	53	93
D38	43	57	100
D41	47	62	109

- (注) 1. 鉄筋の最外径は銘柄ごとに異なるため、使用する鉄筋に合わせて適宜判断すること。

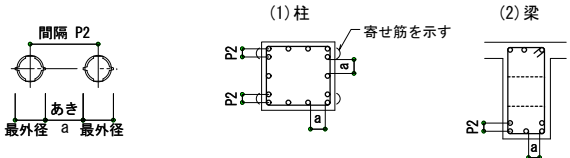


図2-4 柱梁主筋のあきと間隔

2-5 2段筋位置保持金物の形状および配置

- 2段筋がある場合は、原則として2段筋位置保持金物を図2-5-1にならいつけること。

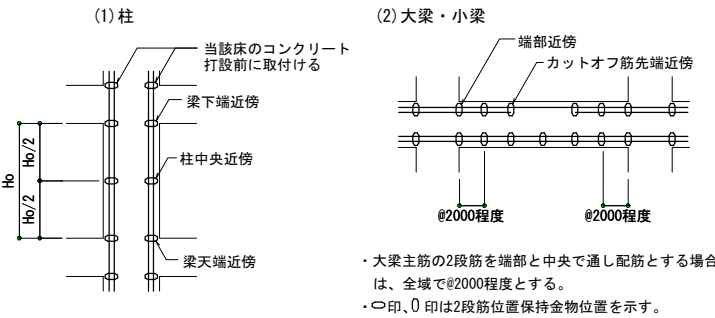


図2-5-1 2段筋位置保持金物の配置例

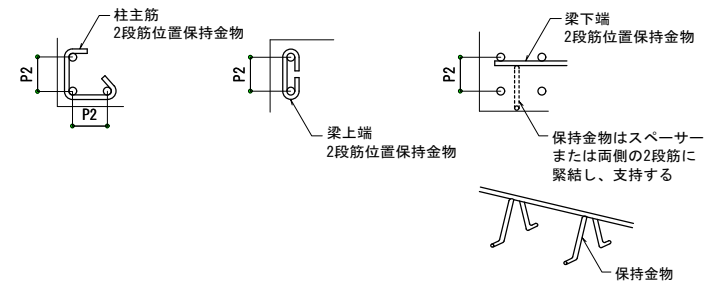


図2-5-2 2段筋位置保持金物の形状例

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市宇具志川地内	図面名称縮尺	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1) NO SCALE
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 02
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名称	バセオ建築設計室
		資格者氏名	荷川 取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号
		登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号
		所在地	うるま市宇喜屋武311-4

§ 3 継手および定着

3-1 継手

1. 対象とする継手は重ね継手、ガス圧接継手、フレア溶接継手とし、その他(機械式継手、突合せアーク溶接継手など)の仕様は構造図による。
2. 柱梁主筋の異形鉄筋重ね継手長さは構造図による。
3. 耐力壁主筋に直線重ね継手を使用する場合、継手長さは、表3-1-1による。
(表3-1-1の記載例：■採用、□不採用)

表3-1-1 直線重ね継手長さの指示

指示欄	構造計算方法	直線重ね継手長さ
□	構造計算を保有水平耐力計算等で実施したため、建築基準法施行令第73条の適用を除外する。	表3-1-2による。
□	上記以外	表3-1-2かつ40d以上(軽量コンクリートを使用する場合は、50d)とする。

4. D35以上の異形鉄筋には、原則として重ね継手を用いない。
5. 径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の径(d)により算出する。
6. あき重ね継手は、原則としてスラブ筋、基礎スラブ筋、壁筋に適用する。
その場合、あき重ね継手の継手長さは表3-1-2のL1を確保し、あき寸法は、0.2L1かつ150mm以下とする。(図3-1-3)
7. 梁主筋の重ね継手は水平重ね継手を原則とし、上下重ね継手とする場合は監理者と協議すること。

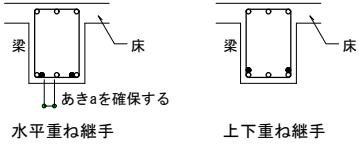


図3-1-1 梁主筋の重ね継手

8. ガス圧接およびフレア溶接の形状は、表3-1-3による。
9. 径の異なる鉄筋のガス圧接は、細い方の鉄筋の径(d)により算出する。径の差は原則として、7mm以下とする。
10. 鉄筋のフレア溶接は、原則として鉄筋の種類はSD345まで、鉄筋の径はD16までとする。
11. フレア溶接は、被覆アーク溶接またはガスシールドアーク溶接により、使用する溶接材料は、表3-1-4による。
12. 隣り合う継手の位置は、図3-1-2による。ただし、スラブ筋(基礎スラブ筋を含む)でD16以下の場合および壁筋の場合は除く。
13. 杭に用いる鉄筋の重ね継手長さは構造図による。

表3-1-2 鉄筋の重ね継手長さ L1, L1h

重ね継手長さ L1: フックなし L1h: フック付	鉄筋の種類	18	21	24 ? 27	30 ? 36	39 ? 45	48 ? 60
直線重ね継手の長さ L1	SD295	45d	40d	35d	35d	30d	30d
	SD345	50d	45d	40d	35d	35d	30d
	SD390	/	50d	45d	40d	40d	35d
	SD490	/	/	55d	50d	45d	40d
フック付重ね継手の長さ L1h 180° フックの場合 ※	SD295	35d	30d	25d	25d	20d	20d
	SD345	35d	30d	30d	25d	25d	20d
	SD390	/	35d	35d	30d	30d	25d
	SD490 <90° フックのみ>	/	/	40d	35d	35d	30d

- (注) 1. 軽量コンクリートの場合は、上表の数値に5dを加えた値とする。
2. 継手位置は、各標準図に示す継手の好ましい位置に設けること。

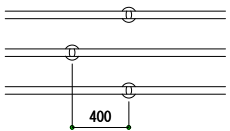
表3-1-3 ガス圧接・フレア溶接の形状

ガス圧接 ()内は、 SD490の場 合に適用 する	ふくらみの直径・長さ 圧接面 1.4d以上 (1.5d以上) 1.1d以上 (1.2d以上) d	片ふくらみ 圧接面 h1 h2 d $\Delta h=h_1-h_2 \leq d/5$以下	2mm以下 圧接面形状								
	圧接面のずれ 圧接面 d d/4以下	鉄筋中心の偏心量 圧接面 d d/5以下									
フレア 溶接 原則として 鉄筋は、 D16以下と する	片面の場合 d 1d 10d以上 1d	両面の場合 d 1d 5d以上 1d	溶接のビード幅 <table><thead><tr><th>鉄筋径d</th><th>最小値</th></tr></thead><tbody><tr><td>10</td><td>6</td></tr><tr><td>13</td><td>7</td></tr><tr><td>16</td><td>8</td></tr></tbody></table>	鉄筋径d	最小値	10	6	13	7	16	8
	鉄筋径d	最小値									
	10	6									
	13	7									
16	8										
曲げ加工した鉄筋に使用する場合、折曲げ開始点から フレア溶接末端を1d以上離すこと		L (ビード幅) 0									

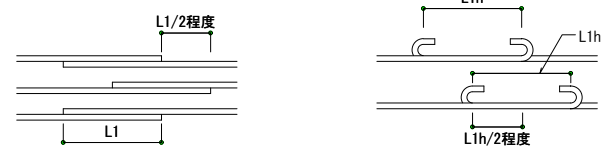
表3-1-4 フレア溶接に用いる鉄筋と溶接材料の組み合わせ

溶接される鉄筋の種類	被覆アーク溶接棒の種類 JIS Z 3211	ソリッドワイヤの種類 JIS Z 3312
SD295	E4316, E4915, E4916等の低水素系溶接棒	YGW11 YGW12 YGW13 YGW15 YGW16 YGW18 YGW19
SD345	E4915, E4916等の低水素系溶接棒	

圧接の場合



主筋のあきが確保できる場合の重ね継手の場合



主筋のあきの確保が困難な場合の重ね継手の場合

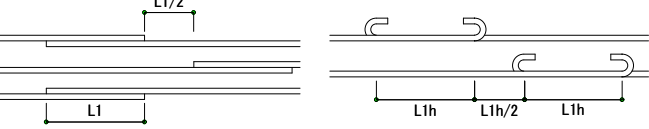


図3-1-2 隣り合う継手位置

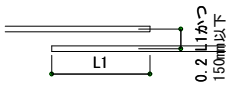


図3-1-3 スラブ筋・基礎スラブ筋・壁筋のあき重ね継手

3-2 定着

1. 異形鉄筋の定着長さは、表3-2-1の鉄筋の定着長さによる。
ただし、小梁、スラブの下端筋の定着長さは、表3-2-2による。
2. 梁主筋の柱への定着は、原則として折曲げ定着とする。
3. 梁主筋の柱内定着において、定着の投影長さは原則柱せいの3/4倍以上とする。
4. 柱梁仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さが、表3-2-1のフック付定着の長さL2hを確保できない場合は、全長を表3-2-1に示す直線定着の長さとし、余長を8d以上、仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さを、表3-2-3に示す長さLa以上とする。
5. 大梁内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さが、表3-2-1のフック付定着の長さL2hを確保できない小梁及びスラブの場合は、全長を表3-2-1に示す直線定着の長さとし、余長を8d以上、仕口面から鉄筋外面までの投影長さを、表3-2-3に示す長さLb(かつ、原則として、定着される梁幅の1/2倍)以上とする。

表3-2-1 鉄筋の定着長さ L2, L2h

定着長さ L2: 直線定着 L2h: フック付定着	鉄筋の種類	18	21	24 ? 27	30 ? 36	39 ? 45	48 ? 60
直線定着長さ L2	SD295	40d	35d	30d	30d	25d	25d
	SD345	40d	35d	35d	30d	30d	25d
	SD390	/	40d	40d	35d	35d	30d
	SD490	/	/	45d	40d	40d	35d
フック付定着長さ L2h 90° フックの場合※ 折曲げ開始点 L2h 定着起点	SD295	30d	25d	20d	20d	15d	15d
	SD345	30d	25d	25d	20d	20d	15d
	SD390	/	30d	30d	25d	25d	20d
	SD490 <90° フックのみ>	/	/	35d	30d	30d	25d

- (注) 1. 軽量コンクリートの場合は、上表の数値に5dを加えた値とする。

表3-2-2 小梁・スラブの下端筋の定着長さ L3, L3h

下端筋定着長さ L3: 直線定着 L3h: フック付定着	鉄筋の種類	部位	18~60
直線定着長さ L3	SD295 SD345 SD390	小梁	20d <25d>
		スラブ	10dかつ 150mm <25d>
フック付定着長さ L3h	SD295 SD345 SD390	10d	—

- (注) 1. 軽量コンクリートの場合は、上表の数値に5dを加えた値とする。
2. 「—」は適用範囲外を示す。
3. < >は片持ち部材の場合を示す。

表3-2-3 折曲げ定着長さ La, Lb

折曲げ定着長さ	鉄筋の種類	18	21	24 ? 27	30 ? 36	39 ? 45	48 ? 60
梁主筋の柱内折曲げ定着の投影長さ La	SD295	20d	15d	15d	15d	15d	15d
	SD345	20d	20d	20d	15d	15d	15d
	SD390	/	20d	20d	20d	15d	15d
	SD490	/	/	25d	25d	20d	20d
小梁及びスラブの上端筋の 梁内折曲げ定着の投影長さ Lb	SD295	15d	15d	15d	15d	15d	15d
	SD345	20d	20d	15d	15d	15d	15d
	SD390	/	20d	20d	15d	15d	15d
	SD490	/	/	/	/	/	/

- (注) 1. La: 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影長さ(基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブの上端筋を含む)
2. Lb: 小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影長さ(片持ち小梁及び片持ちスラブの上端筋を除く)
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

- 3-3 その他の継手および定着
1. 溶接金網の重ね継手は、図3-3-1による。構造図に記載のない場合は、応力伝達用とする。
溶接金網の合わせ面は、図3-3-2タイプA、タイプBいずれとしてもよい。
2. 溶接金網の定着は、図3-3-3による。
3. 帯筋にスパイラル筋を用いる場合の定着、継手要領は、図3-3-4による。
4. 鉄筋格子については、3-1 継手、3-2 定着による。

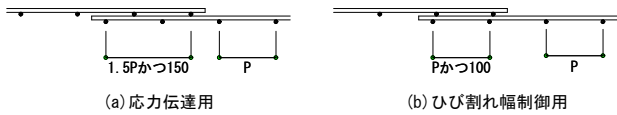


図3-3-1 溶接金網の重ね継手

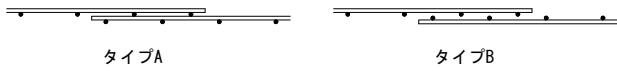


図3-3-2 溶接金網の重ね継手の合わせ面

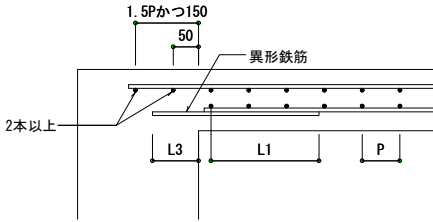


図3-3-3 溶接金網の定着

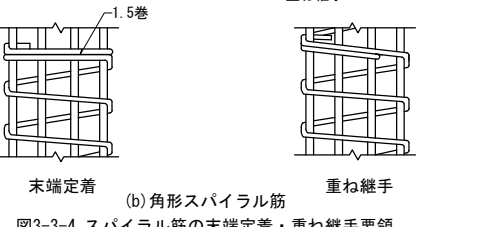
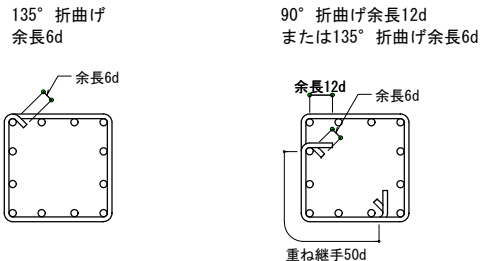
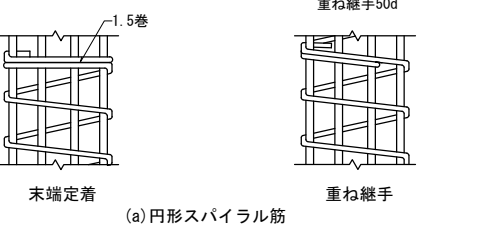
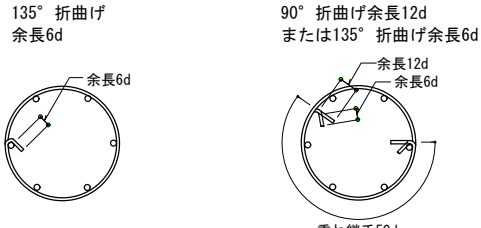


図3-3-4 スパイラル筋の末端定着・重ね継手要領

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市宇具志川地内	図面名称 縮尺	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2) NO SCALE
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 03
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所: うるま市与那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	名称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所在地	うるま市宇喜屋武311-4	

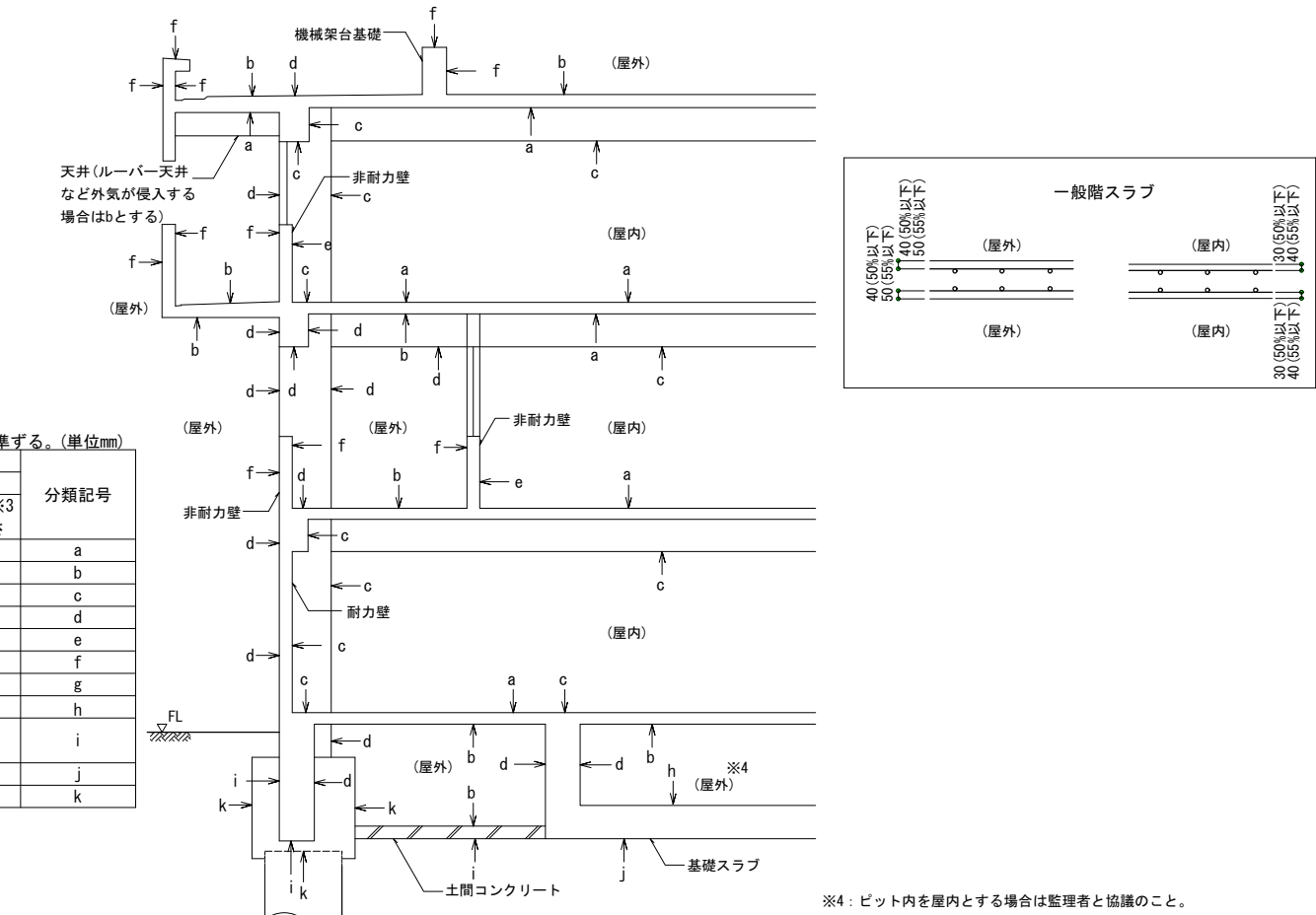
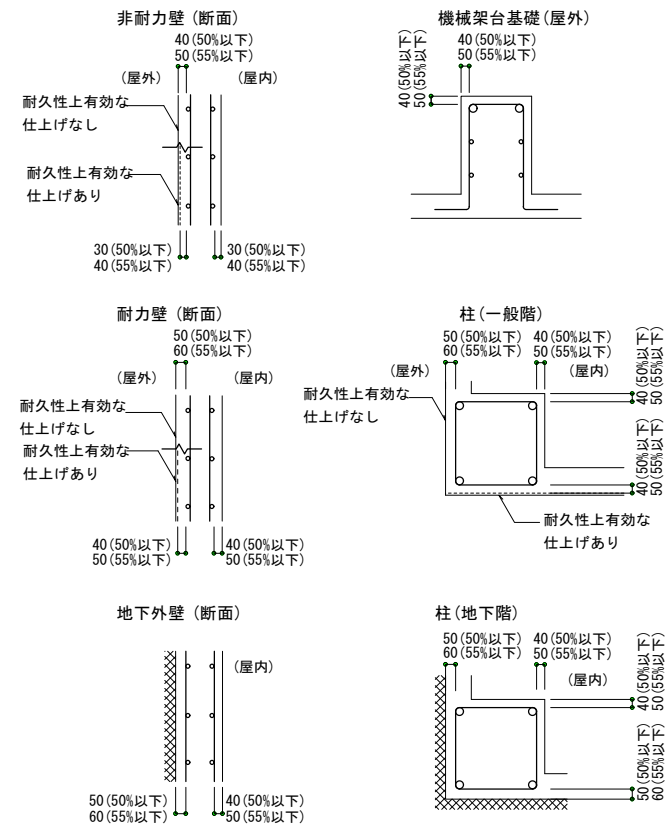
§4 かぶり厚さ

4-1 鉄筋のかぶり厚さ

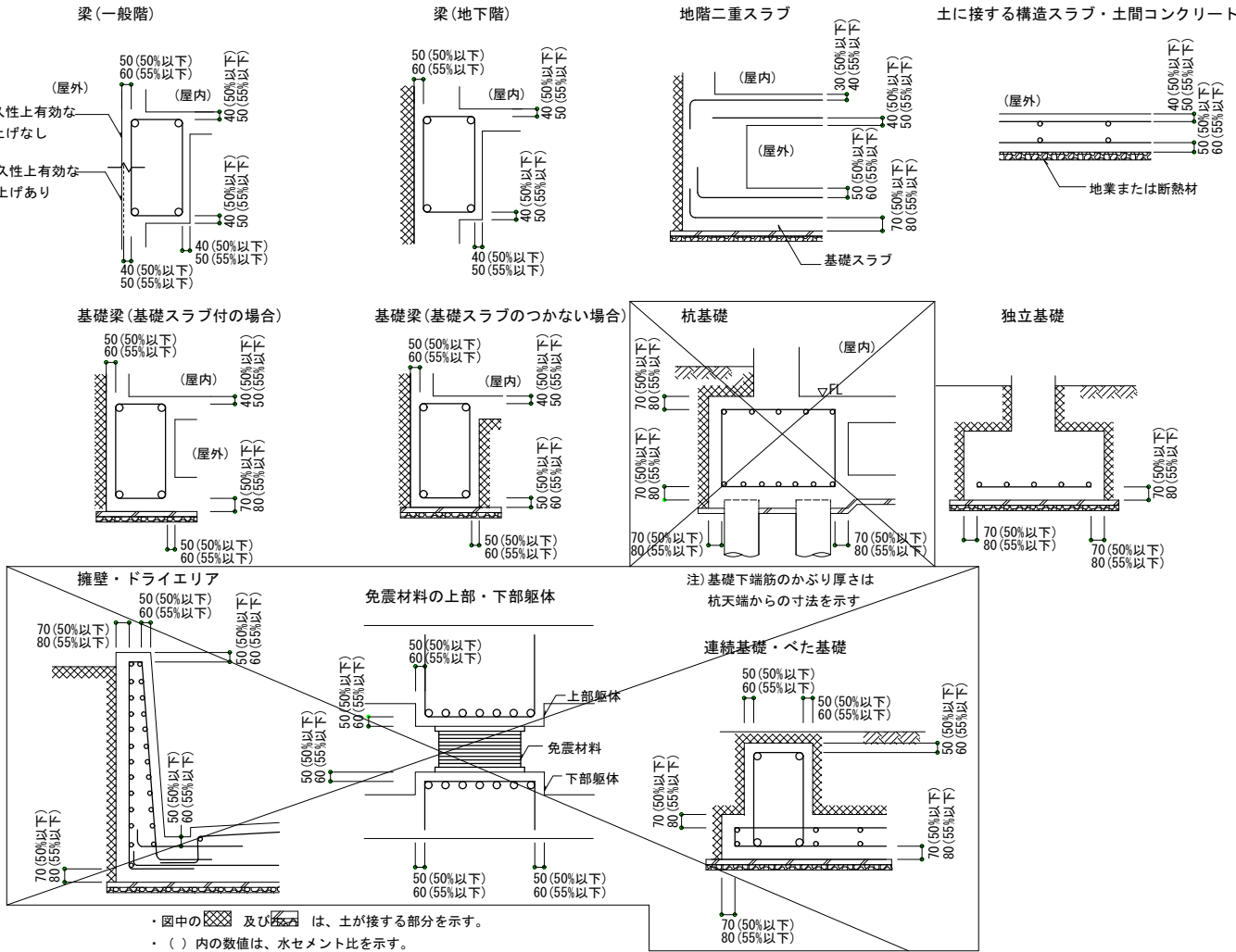
- 鉄筋のかぶり厚さは表4-1による。
- 柱、梁かぶり厚さは表4-1を満足し、かつ主筋に対する最小かぶり厚さは、主筋径の1.5倍以上とする。D29以上の鉄筋を使用する場合は、最小かぶり厚さが表4-1より大きくなる部位があるため、注意すること。
- 配筋は構造体寸法(打増しを除いた寸法)から所定の設計かぶり厚さを確保できる位置にて行う。
- 耐久性上有効な仕上がりがある場合、表4-1の※1の値を10mm減じてよい。
耐久性上有効な仕上げる例
 - ・タイル張り
 - ・モルタル塗り(10mm以上)
 - ・打増し(10mm以上)
- ひび割れ誘発目地、打継ぎ目地、化粧目地等がある場合は、目地からのかぶり厚さを確保する。
- 柱、梁で打継ぎ目地を設ける場合は、構造体寸法に目地深さを打増しとする。この打増しは上記4.により、耐久性上有効な仕上がりと考えることができる。
- 捨てコンクリートは、かぶり厚さに含まない。

表4-1 鉄筋のかぶり厚さ			・沖縄県土木建築部「構造計画・施工計画の留意事項」に準ずる。(単位mm)						
部 位			水セメント比						分類記号
			50%以下			55%以下			
			設計 かぶり厚さ	※2 最小 かぶり厚さ	※3 かぶり厚さ	設計 かぶり厚さ	※2 最小 かぶり厚さ	※3 かぶり厚さ	
土に接しない部分	スラブ	屋内	30	20	40	30	a		
		屋外	40 ※1	30 ※1	50 ※1	40 ※1	b		
	柱・梁 耐力壁	屋内	40	30	50	40	c		
		屋外	50 ※1	40 ※1	60 ※1	50 ※1	d		
	非耐力壁	屋内	30	20	40	30	e		
		屋外	40 ※1	30 ※1	50 ※1	40 ※1	f		
	煙突内面		60	50	-	-	g		
土に接する部分	擁壁・基礎スラブ		50	40	60	50	h		
	柱・梁・壁・スラブ 連続基礎の立上り部分		50	40	60	50	i		
	基礎スラブ・擁壁		70	60	80	70	j		
	基礎		70	60	80	70	k		

- ※1 外壁の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあっては、屋外側の部分に限り、最小かぶり厚さを1cm減ずることができる。
- ※2 設計かぶり厚さ
施工誤差の割増10mmを標準として見込むことによって、打設後最小かぶり厚さを下回る危険性を少なくするように、設計時点で配慮したかぶり厚さを示す。
- ※3 最小かぶり厚さ
建築基準法施行令に規定されたかぶり厚さを基に、屋外側については耐久性の観点から10mm増したかぶり厚さを示す。



※4：ピット内を屋内とする場合は監理者と協議のこと。



・図中の [ハッチ] 及び [ハッチ] は、土が接する部分を示す。

・() 内の数値は、水セメント比を示す。

図4-1 部位別設計かぶり厚さ

4-2 鉄筋サポート・スペーサー・結束線

- 鉄筋サポート、スペーサーのサイズは設計かぶり厚さを満足するものを使用する。
- 鉄筋サポート、スペーサーの種類は設計基準強度以上のコンクリート製、モルタル製または鋼製を使用する。柱、梁、基礎、基礎梁、壁、地下外壁の側面のスペーサーはプラスチック製でもよい。
- 鉄筋サポート、スペーサーの数量、配置は図4-2-1、図4-2-2、図4-2-3、図4-2-4による。
- スペーサー(ドーナツ形)は縦使いを原則とする。梁の側面の場合、スペーサーを設置する腹筋と近傍のあばら筋を動かぬよう緊結させる。
- 断熱材打込み時の鉄筋サポートは断熱材用の製品(プレート付き)を使用するか、または鉄筋サポート下に樹脂パットを設置し、断熱材にめりこまないようにする。
- 鋼製鉄筋サポートは在来型枠との接触面に防錆処理を施した製品を使用する。
- 結束線は内側に折り曲げることを原則とする。

柱・梁

Pは1500程度とする。

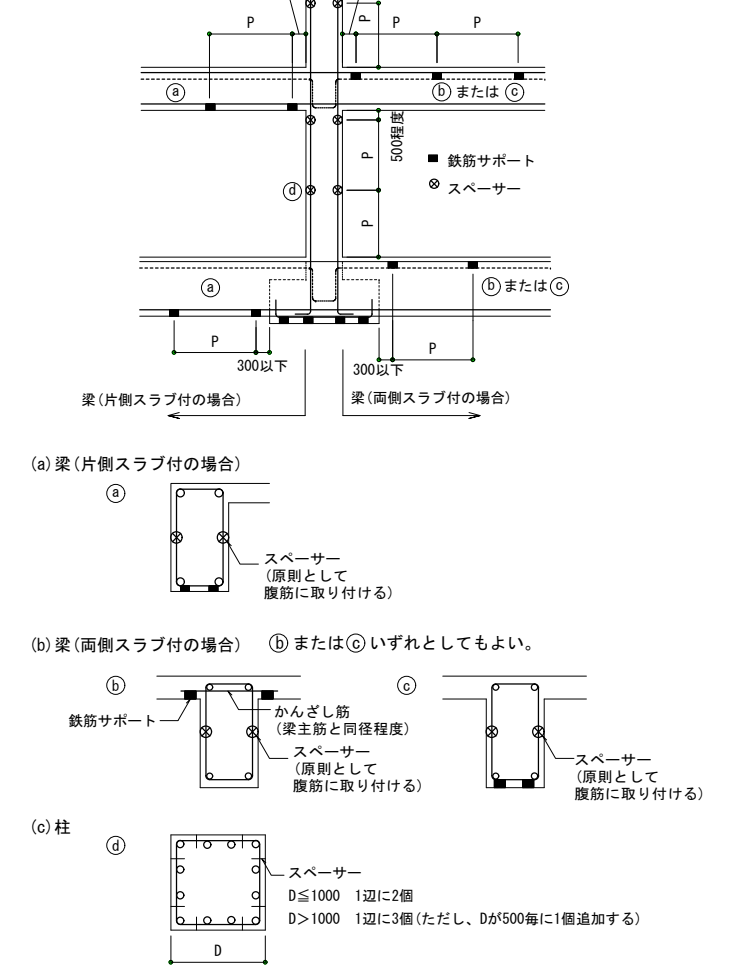


図4-2-1 柱・梁の鉄筋サポート・スペーサーの取付け要領

壁

Pは縦、横共1500程度とする。

壁前後のスペーサー位置は、縦方向、横方向のいずれかの間隔を200程度とすればよい。

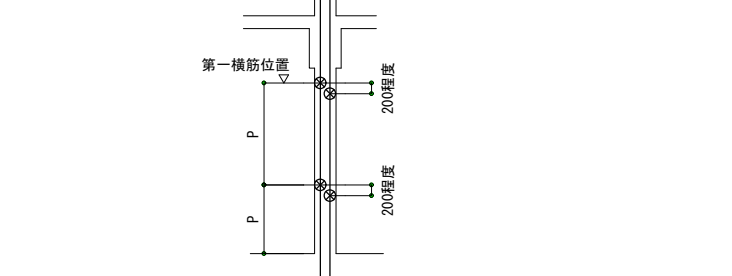


図4-2-2 壁のスペーサーの取付け要領

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市宇具志川地内	図面名称 縮 尺	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(3) NO SCALE
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S-04
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室
		資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号
		登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号
		所在地	うるま市宇喜屋武311-4

基礎

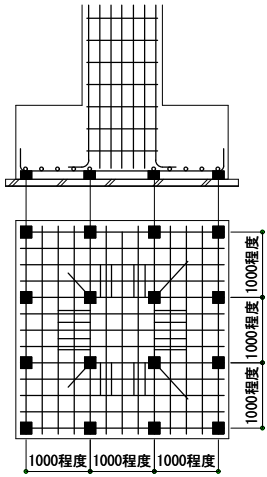


図4-2-3 基礎の鉄筋サポートの取付け要領

スラブ

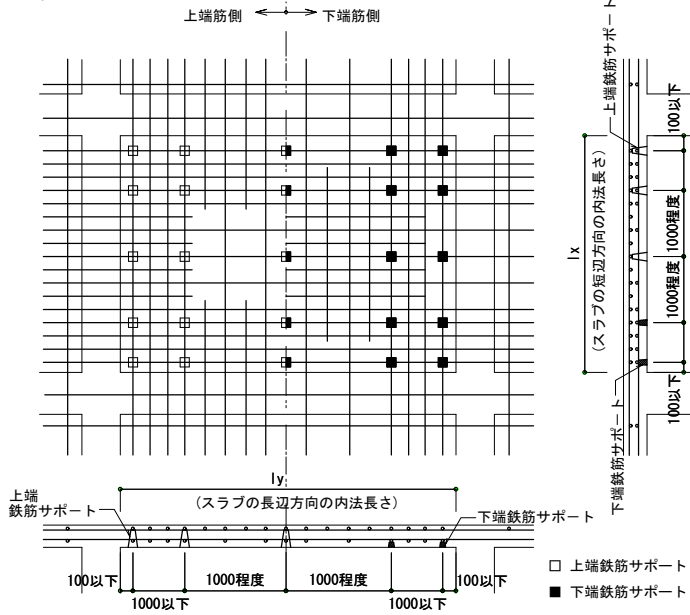


図4-2-4 スラブの鉄筋サポートの取付け要領

§5 基礎
5-1 独立基礎

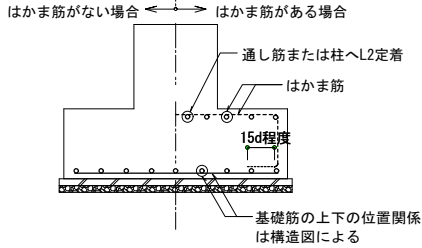


図5-1 独立基礎

5-2 連続基礎

1. 連続基礎の側柱交差部は、外周部の基礎主筋を連続して配置する。
2. 中柱交差部における基礎主筋を連続する方向は構造図による。
3. 隅柱交差部は、両方向の基礎主筋を連続して配置する。

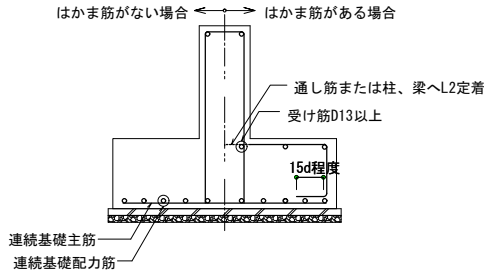


図5-2-1 連続基礎

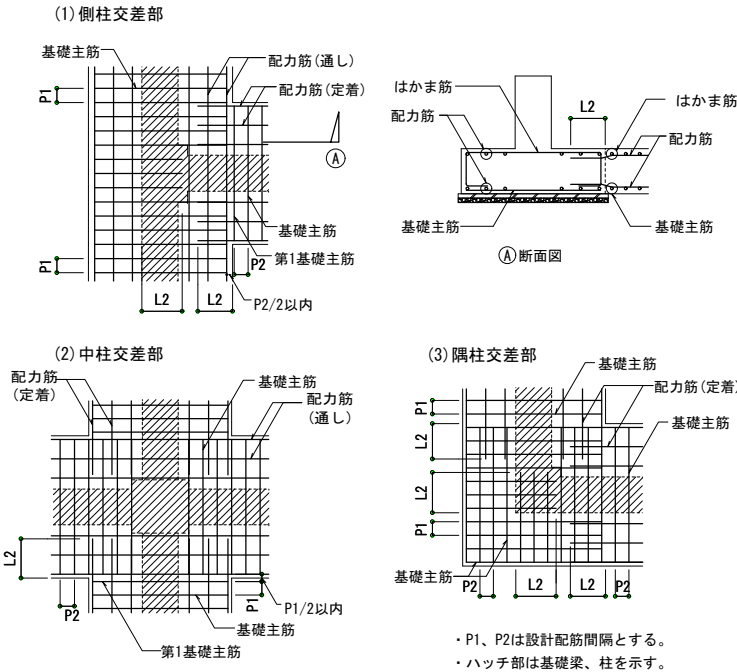


図5-2-2 連続基礎(交差部)

5-3 杭基礎

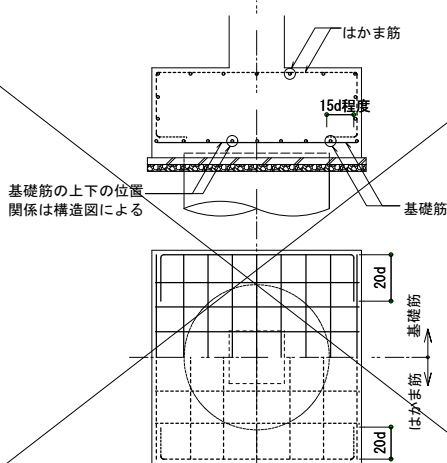


図5-3-1 1本杭の場合

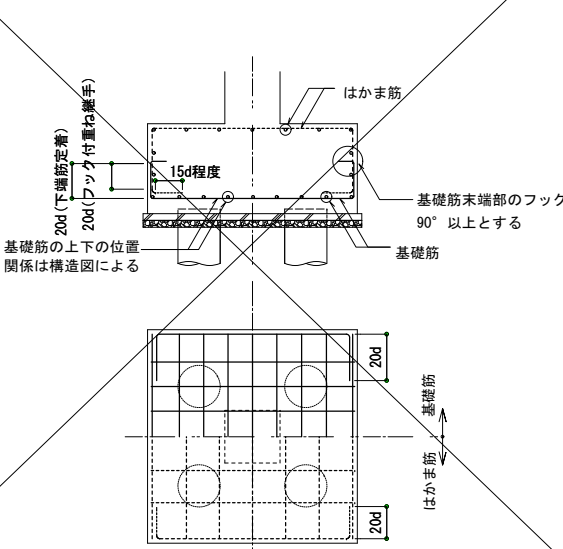
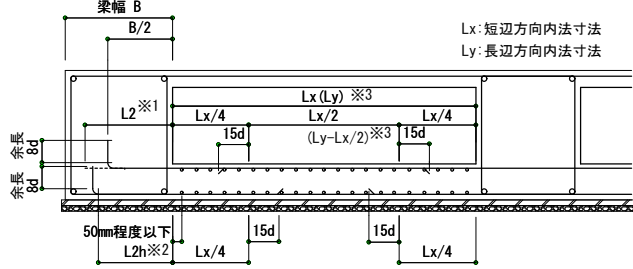


図5-3-2 2本杭以上の場合

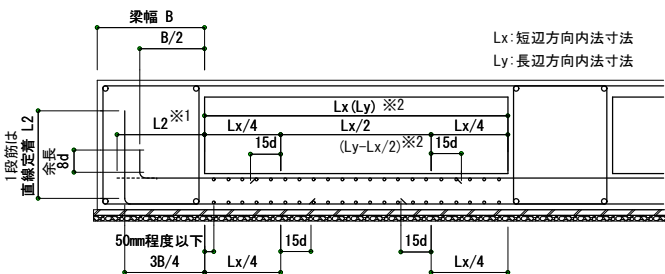
5-4 基礎スラブの定着・カットオフ筋長さおよび継手位置

1. 採用するタイプは、基礎に浮き上がりが生じない場合はA1、B1、浮き上がりが生じる場合はA2とし、配置は構造図による。
2. 基礎スラブの第1鉄筋は基礎梁のコンクリート面より50mm程度の位置とする。



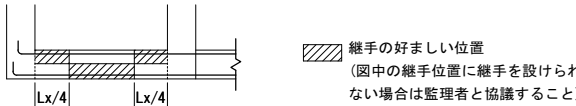
- ※1 基礎スラブ上端筋の定着は、直線定着(L2)、フック付定着(L2h)のいずれとしてもよい。ただし、投影定着長さ(水平のみこみ長さ)をB/2以上確保する。
- ※2 下端筋の定着は、フック付定着(L2h)とする。ただし、投影定着長さ(水平のみこみ長さ)をB/2以上確保する。
- ※3 ()内の寸法は長辺方向の場合を示す。

(a) 定着およびカットオフ筋長さ(タイプA1)



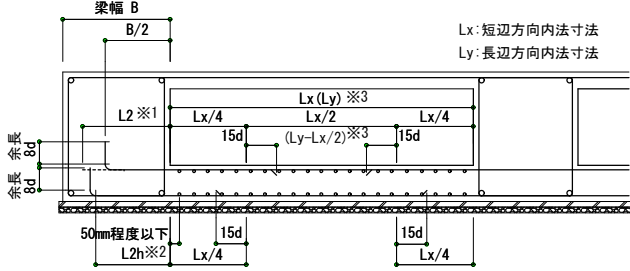
- ※1 基礎スラブ上端筋の定着は、直線定着(L2)、フック付定着(L2h)のいずれとしてもよい。ただし、投影定着長さ(水平のみこみ長さ)をB/2以上確保する。
- ※2 ()内の寸法は長辺方向の場合を示す。

(b) 定着およびカットオフ筋長さ(タイプA2)
(地震時などに基礎に浮き上がりが生じる場合)



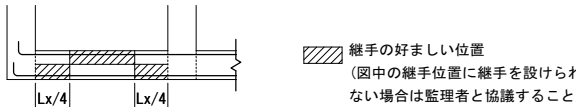
(c) 継手位置

図5-4-1 ベタ基礎の耐圧スラブなどの場合(タイプA1・タイプA2)



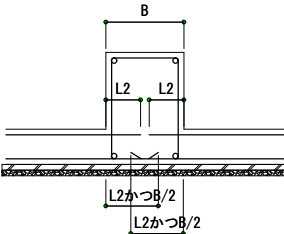
- ※1 基礎スラブ上端筋の定着は、直線定着(L2)、フック付定着(L2h)のいずれとしてもよい。ただし、投影定着長さ(水平のみこみ長さ)をB/2以上確保する。
- ※2 下端筋の定着は、フック付定着(L2h)とする。ただし、投影定着長さ(水平のみこみ長さ)をB/2以上確保する。
- ※3 ()内の寸法は長辺方向の場合を示す。

(a) 定着およびカットオフ筋長さ



(b) 継手位置

図5-4-2 その他の基礎スラブの場合(タイプB1)



・基礎スラブの配筋が左右で同じ場合、通し配筋としてよい。

図5-4-3 基礎スラブが梁下で連続する場合の定着

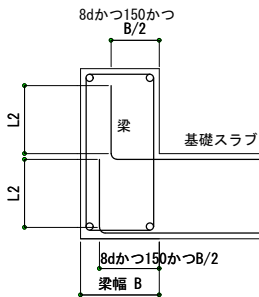


図5-4-4 幅の小さい梁への定着要領
(L2hが確保できない場合)

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市宇具志川地内	図面名称 縮 尺	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(4) NO SCALE
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 05
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所在地	うるま市宇喜屋武311-4	

5.6 基礎梁

6-1 基礎大梁の定着・カットオフ筋長さおよび継手位置

1. 採用するタイプは、基礎に浮き上がりが生じない場合はA1、B1、C1、浮き上がりが生じる場合はB2、C2とし、配置は構造図による。
2. 柱を介して連続する基礎梁の主筋本数が異なる場合は、通し筋以外の基礎梁主筋を柱内に定着する。または柱コンクリート面より定着長さをもって反対側の梁内に定着する。
3. カットオフ筋長さは、構造図による。構造図に記載のない場合は、図6-1-1、図6-1-2、図6-1-3による。

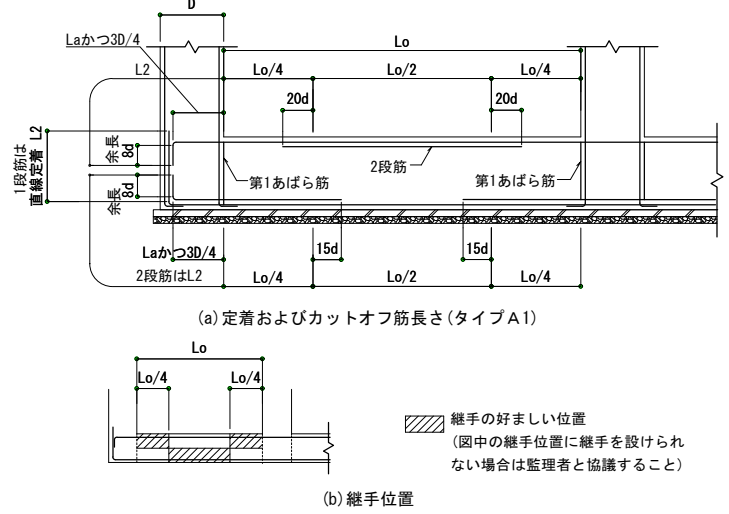


図6-1-1 ベタ基礎・連続基礎の場合(タイプA1)

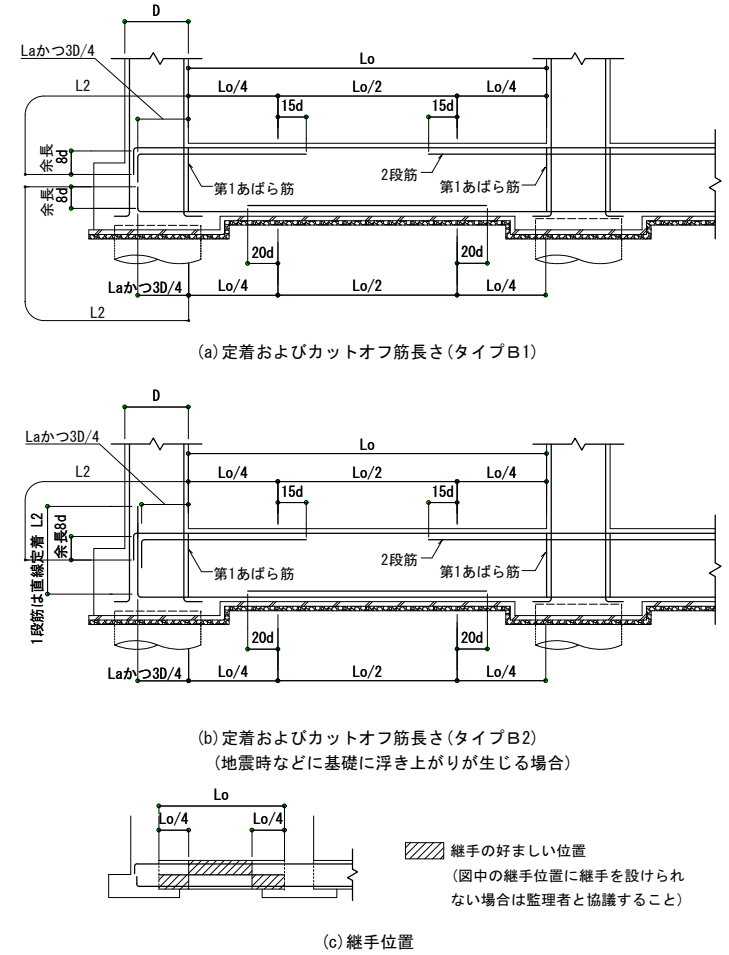


図6-1-2 杭基礎・独立基礎の場合(タイプB1・タイプB2)

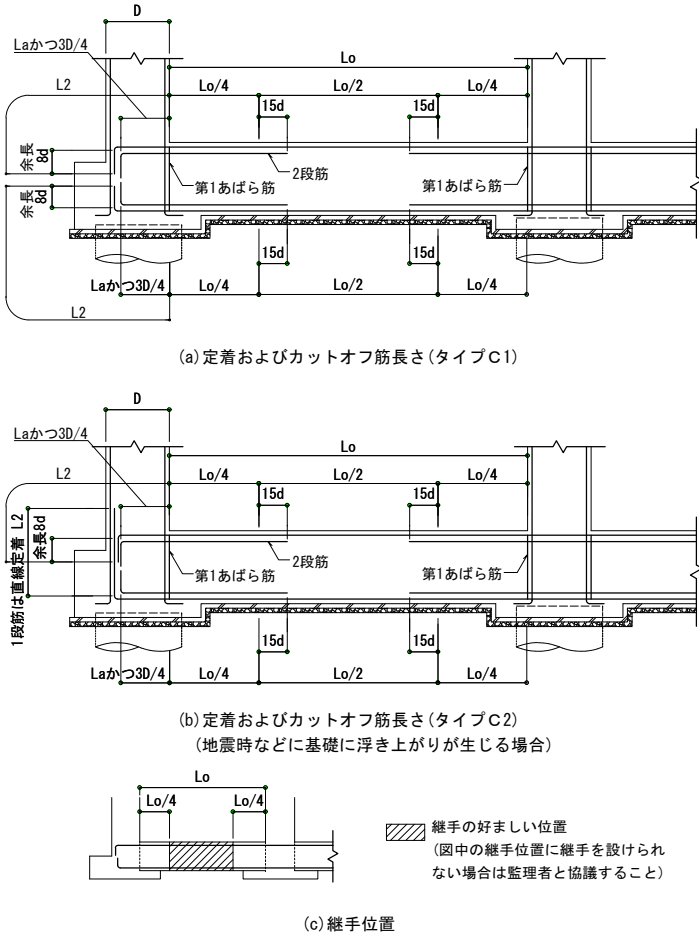


図6-1-3 杭基礎・独立基礎の場合(タイプC1・タイプC2)

6-2 基礎小梁の定着・カットオフ筋長さおよび継手位置

1. 採用するタイプは、基礎小梁が連続する場合はA1、B1、連続しない場合はA2、B2とし、配置は構造図による。

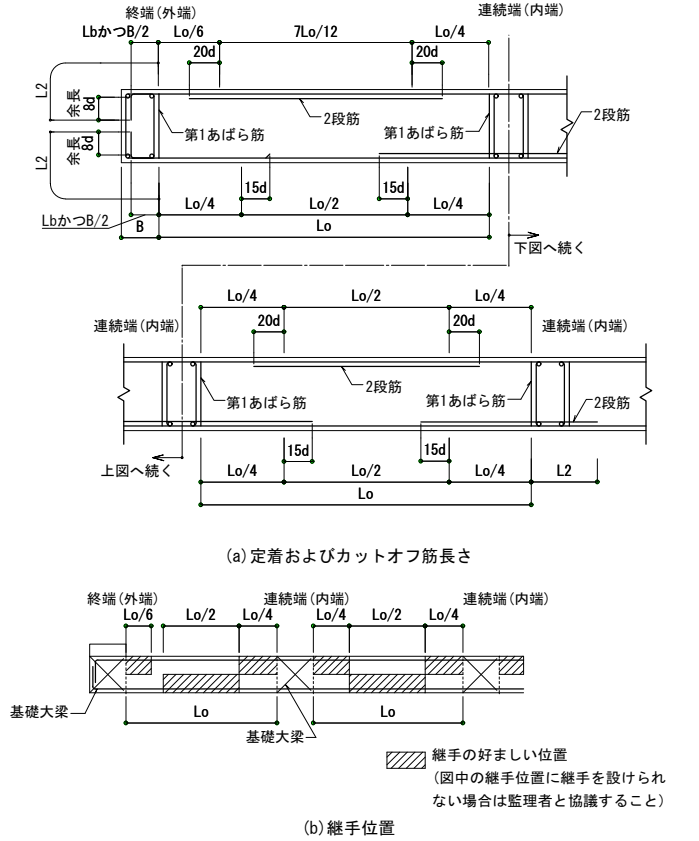


図6-2-1 基礎小梁が連続梁の場合(タイプA1)

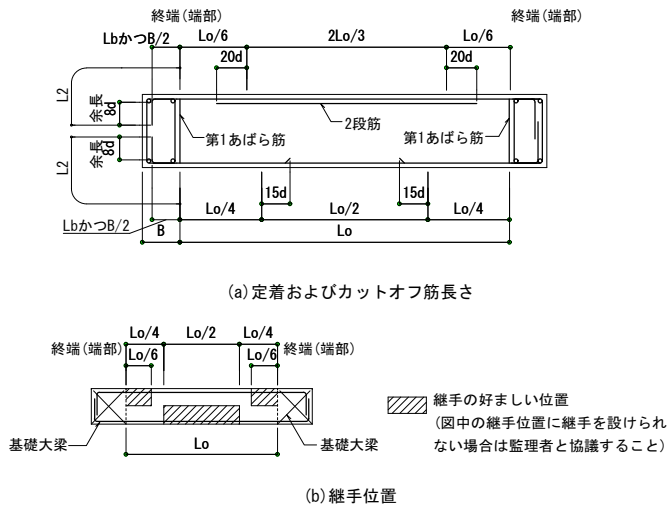


図6-2-2 基礎小梁が単独梁の場合(タイプA2)

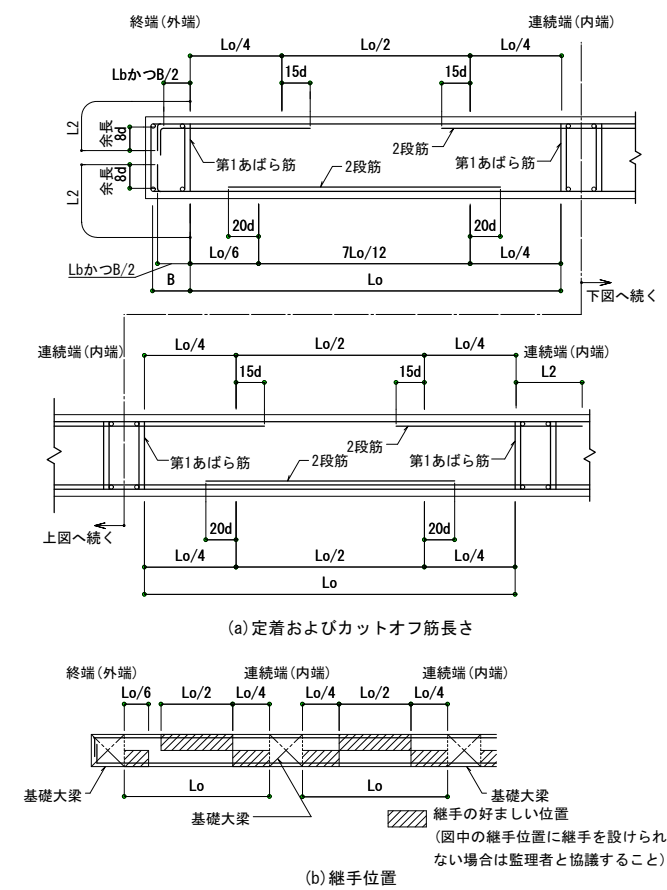


図6-2-3 基礎小梁が連続梁の場合(タイプB1)

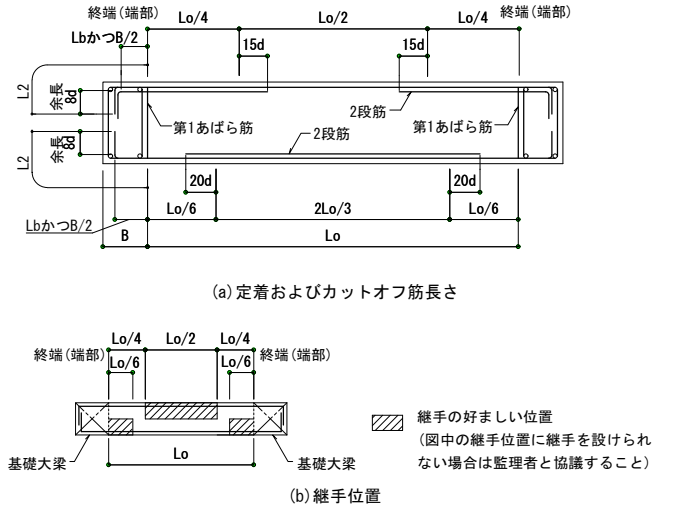


図6-2-4 基礎小梁が単独梁の場合(タイプB2)

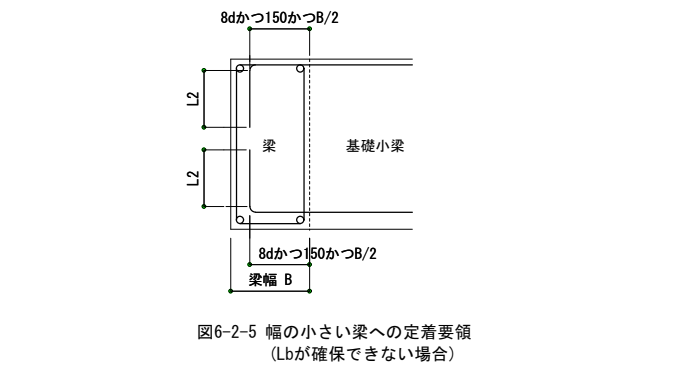


図6-2-5 幅の小さい梁への定着要領 (Lbが確保できない場合)

6-3 基礎梁と基礎の取合い部補強要領

1. 基礎梁と基礎の取合い部補強要領は構造図による。構造図に記載のない場合は、図6-3による。
2. 取合い部補強の幅は、基礎梁と同じとする。

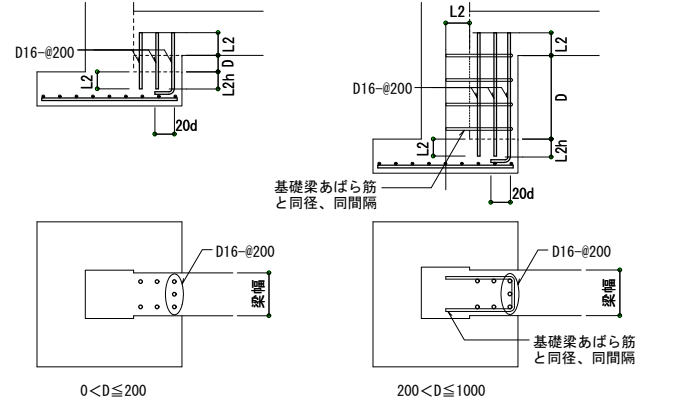


図6-3 取合い部補強要領

6-4 基礎大梁と最下階柱の取合い部配筋要領

1. 基礎大梁と最下階柱の取合い部配筋要領は構造図による。構造図に記載のない場合は、図6-4による。

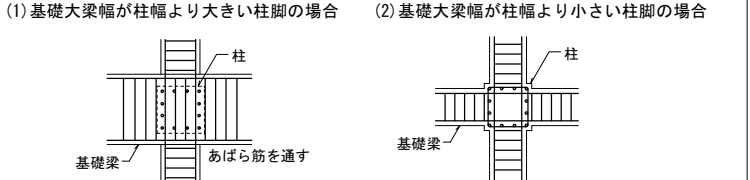


図6-4 基礎大梁と最下階柱の取合い部配筋要領

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市宇具志川地内	図面名称	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(5)
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	縮尺	NO SCALE
		図面番号	S-06
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名称	バセオ建築設計室
		資格者氏名	荷川 取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号
		登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号
		所在地	うるま市宇喜屋武311-4

§7 柱

7-1 柱の定着・カットオフ筋長さおよび継手位置

- 継手はガス圧接、重ね継手を示し、それ以外の継手の仕様は構造図による。
- Hoは柱の最大内法高さとする。
- 柱主筋の定着は以下による。
 - 柱頭主筋の定着：柱に取り付け最も高い梁下端からL2以上かつ最も高い梁天端から15d以上とする。
 - 柱脚主筋の定着：柱に取り付け最も低い梁天端からL2以上かつ最も低い梁下端から15d以上とする。
- カットオフ筋長さは以下による。
 - 柱頭カットオフ筋長さ：柱に取り付け最も低い梁下端から $H_o/2+15d$ 以上とする。
 - 柱脚カットオフ筋長さ：柱に取り付け最も高い梁天端から $H_o/2+15d$ 以上とする。

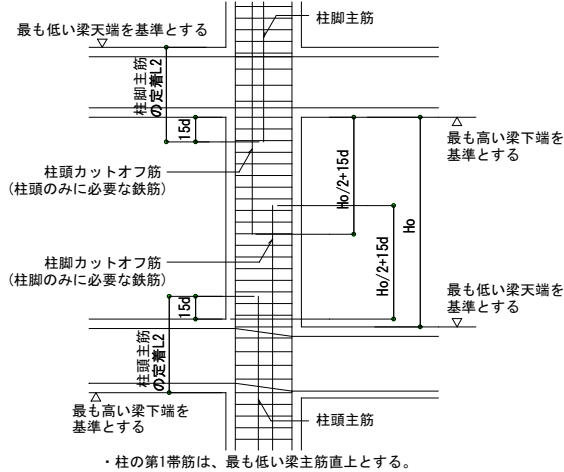


図7-1-1 柱主筋の定着およびカットオフ筋長さ

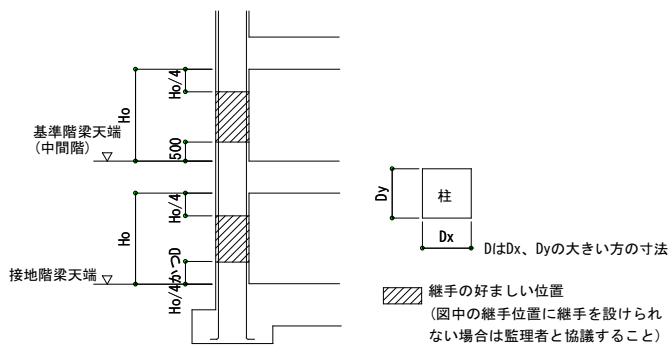


図7-1-2 継手位置

7-2 柱の仕口部（柱・梁接合部）

- 柱の仕口部の範囲は構造図による。構造図に記載のない場合は、柱に取り付け全ての梁せいが重なる範囲を仕口部とする。（図7-2-1）
- 直交梁がない場合、柱の仕口部帯筋範囲は構造図による。構造図に記載のない場合は、仕口部帯筋配筋は適用しない。（図7-2-2）
- 柱の仕口部帯筋の範囲は、図7-2-3による。
- 柱の仕口部帯筋の配筋要領は構造図による。

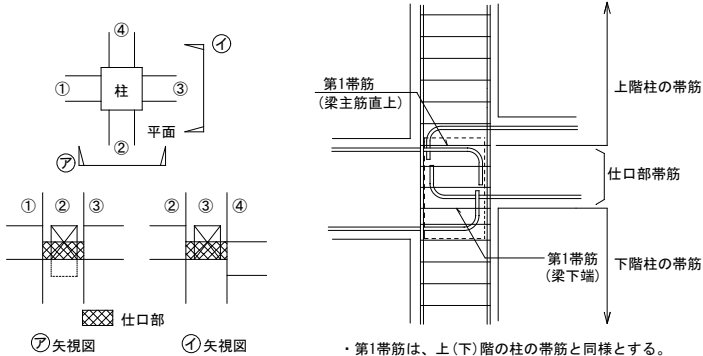


図7-2-1 柱の仕口部の範囲

図7-2-2 仕口部帯筋の範囲と第1帯筋位置

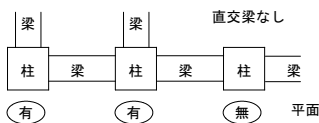
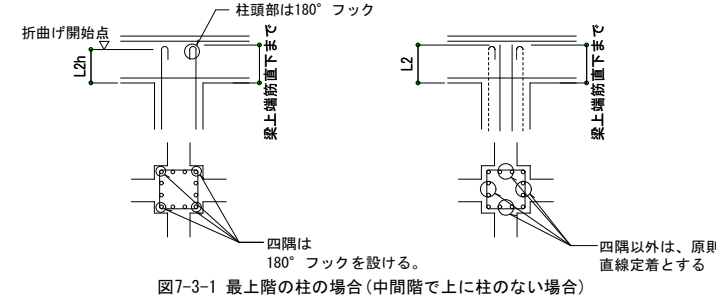


図7-2-2 柱仕口部範囲の有無

7-3 定着

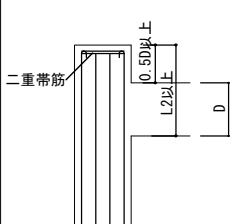
- 柱部の定着は図7-3-1による。
- 柱脚部の定着は図7-3-2、図7-3-3による。

(1) 四隅の主筋

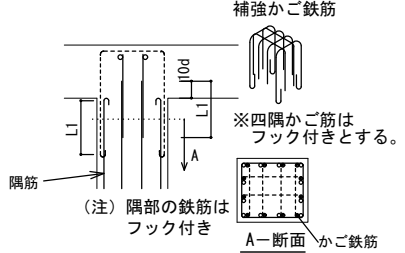


- 柱頭（最上階）の配筋（直線定着でL2を確保できない、かつ、特記がない場合）※下記の①～③の配筋方法を用いる場合は、事前に工事監理者の承認を得ること。

①柱を伸ばす方法

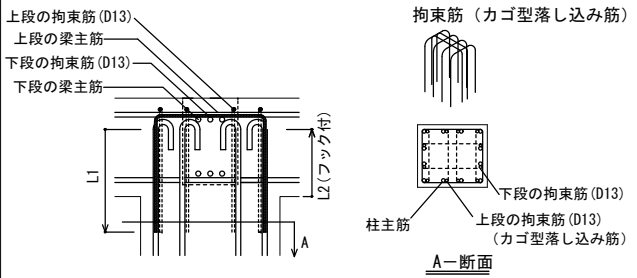


②かご筋による方法

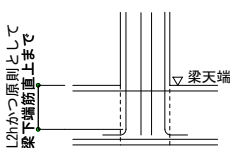


③全数フックでL2を確保する方法

柱主筋を全数フックとし、下段の梁主筋を押さえる拘束筋（隅部を除く柱主筋に重ねる）を挿入した上、直交する上段の梁主筋を押さえる拘束筋（柱主筋に重ねる）を挿入する。



(1) べた基礎・連続基礎



・梁内の柱帯筋の有無、仕様は構造図による。

(2) 独立基礎

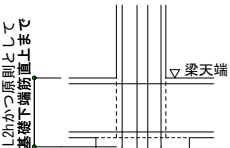
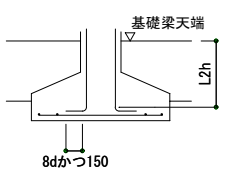
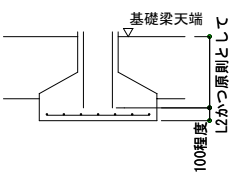


図7-3-2 最下階の柱の場合

(1) 柱主筋を基礎筋上に自立させる場合



(2) 柱主筋の支持方法を別途考慮する場合



・柱の主筋で垂直に定着長さが確保できない場合には、左図による。

図7-3-3 最下階の柱主筋の定着と支持方法

7-4 柱主筋の折曲げ位置および帯筋

- 柱主筋の折曲げ位置は、梁の主筋間隔内ととる。（図7-4-1）
- 柱主筋を折り曲げて通し筋とする場合（図7-4-1）の梁上第1帯筋は、上階柱帯筋と同径の帯筋を2組重ねる。

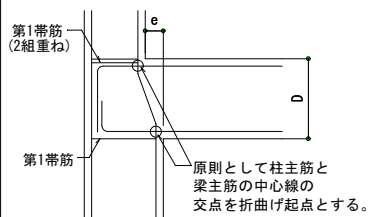


図7-4-1 柱主筋を折り曲げて通し筋とする場合（柱のしほり勾配 $e/D \leq 1/6$ の場合）

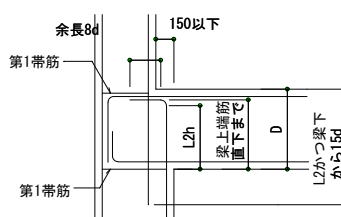
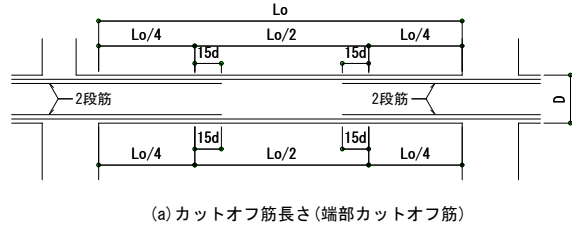


図7-4-2 柱主筋を通し筋としない場合（柱のしほり寸法が150mm以下の場合）

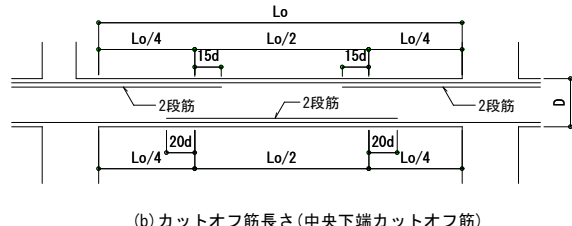
§8 大梁

8-1 大梁カットオフ筋長さおよび継手位置

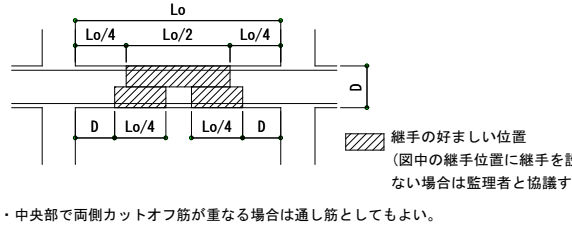
- カットオフ筋長さは、構造図による。構造図に記載のない場合は、図8-1による。
- 大梁継手位置は、図8-1による。



(a) カットオフ筋長さ（端部カットオフ筋）



(b) カットオフ筋長さ（中央下端カットオフ筋）



・中央部で両側カットオフ筋が重なる場合は通し筋としてもよい。

(c) 継手位置

図8-1 大梁のカットオフ筋長さおよび継手位置

8-2 梁主筋の柱への定着

- 梁主筋の柱への定着は原則として折曲げ定着とし、定着要領は構造図による。構造図に記載のない場合は、図8-2-1、図8-2-2による。
- 下端筋の定着は、曲上げを原則とする。曲上げ筋がおさまらず、曲下げとする場合（図中の破線）は、監理者と協議すること。

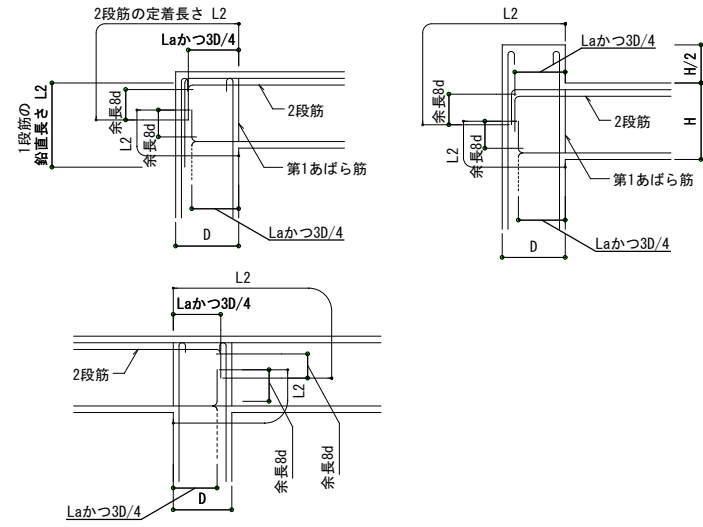


図8-2-1 最上階の場合（上に柱のない場合）

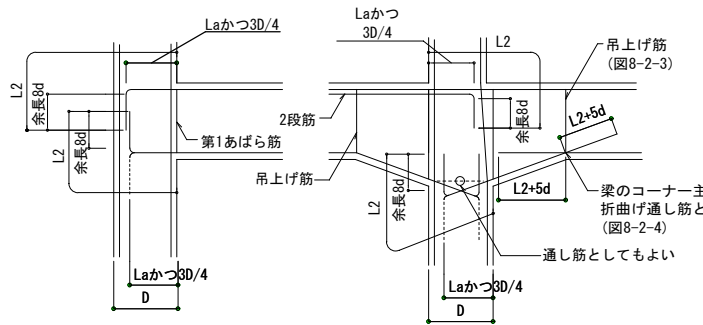


図8-2-2 中間階の場合



- 吊上げ筋は、折り曲げた主筋のすべてにかける。
- 吊上げ筋はあばら筋とは別途設け、吊上げ筋の仕様は構造図による。

図8-2-3 吊上げ筋の形状

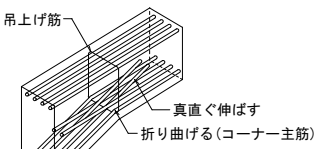
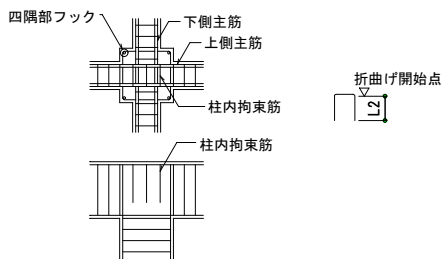


図8-2-4 ハンチ部配筋

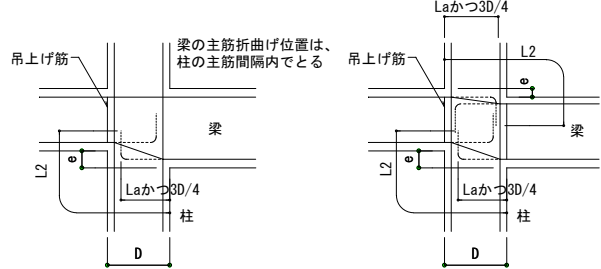


・あばら筋と同径φ200以下に設け、交差部は上側となる梁主筋に設ける。

図8-2-5 最上階柱頭補強（上に柱のない場合）

8-3 梁主筋が真直ぐ通らない場合のおさまり
梁主筋は原則として通し筋とするが、鉄筋のあき寸法が確保できる場合は折曲げ定着としてもよい。直線定着とする場合は、監理者と協議すること。

(1) $e/D \leq 1/6$ の場合



(2) $e/D > 1/6$ の場合

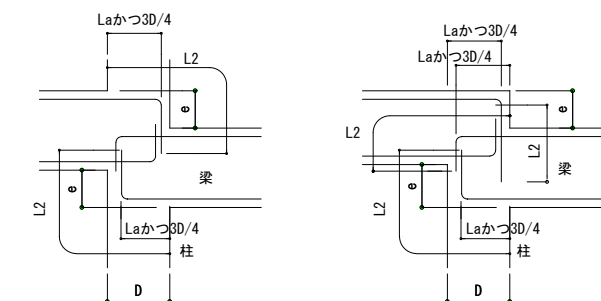
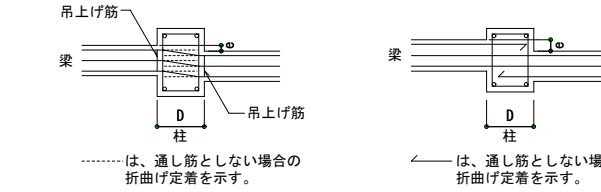


図8-3-1 鉛直方向にずれのある場合

(1) $e/D \leq 1/6$ の場合



(2) $e/D > 1/6$ の場合

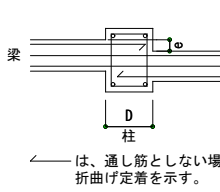


図8-3-2 水平方向にずれのある場合

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和５年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(6) NO SCALE
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 07
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	設計者	名 称 バセオ建築設計室 資格者氏名 荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号 登 録 番 号 バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号 所 在 地 うるま市喜屋武311-4

8-4 柱梁配筋概要図

1. 本図は § 6～8に示す規定をラメン形に集約したものである。
2. 最上階大梁は中央カットオフ筋、中間階大梁は端部カットオフ筋、基礎梁は端部カットオフ筋(タイプC)の配筋を示す。
3. 柱梁接合部に機械式定着工法を適用する場合、各機械式定着工法に定める規定を満足すること。

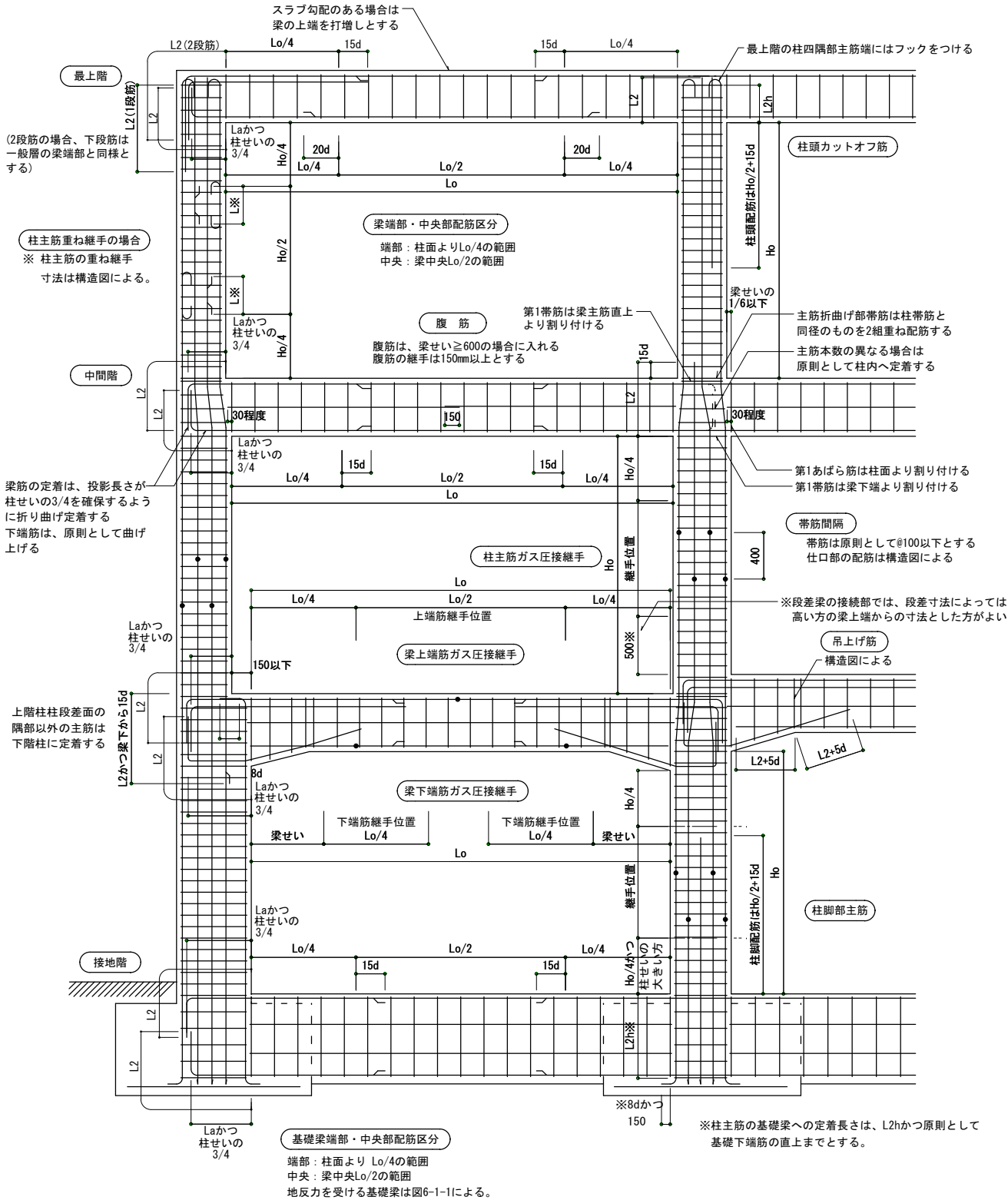
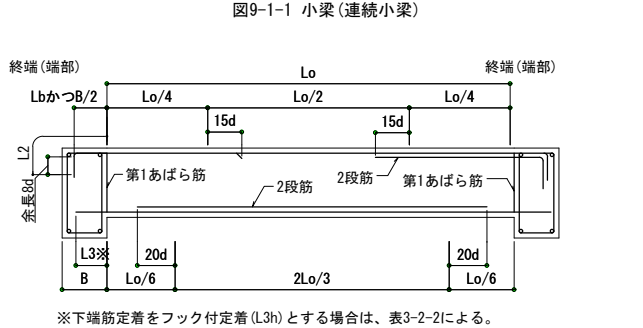
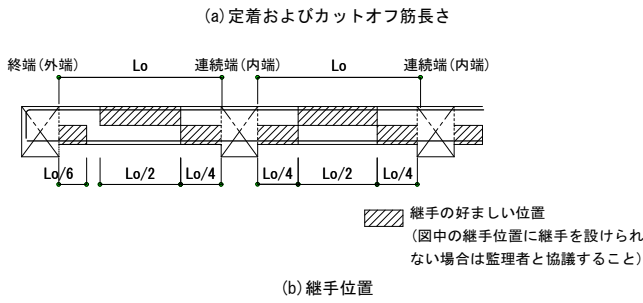
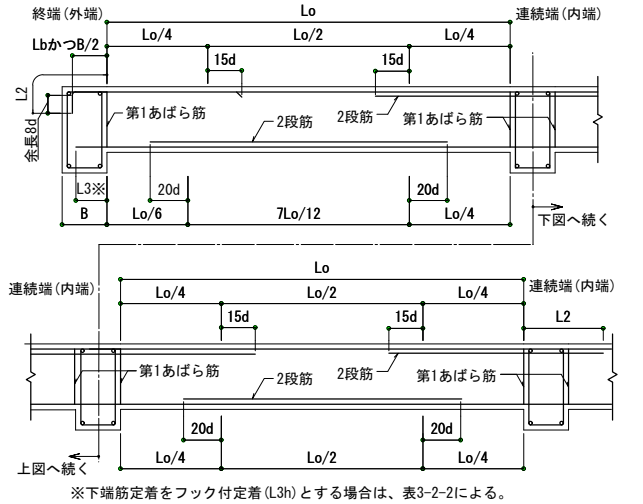


図8-4 柱梁配筋概要図

§ 9 小梁・片持ち梁

9-1 小梁の定着・カットオフ筋長さおよび継手位置



9-2 小梁と大梁の取合い

1. 小梁主筋の定着で垂直に余長が確保できない場合は、上端筋は斜め定着、下端筋は斜め定着あるいは水平定着としてもよい。

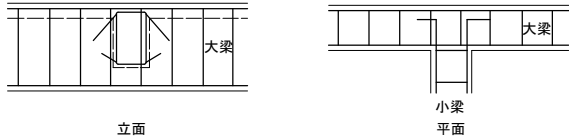


図9-2-1 小梁と大梁の取合い

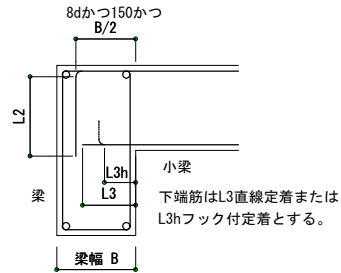


図9-2-2 幅の小さい梁への定着要領 (Lbが確保できない場合)

9-3 片持ち大梁・片持ち小梁の定着・カットオフ筋長さおよび継手位置

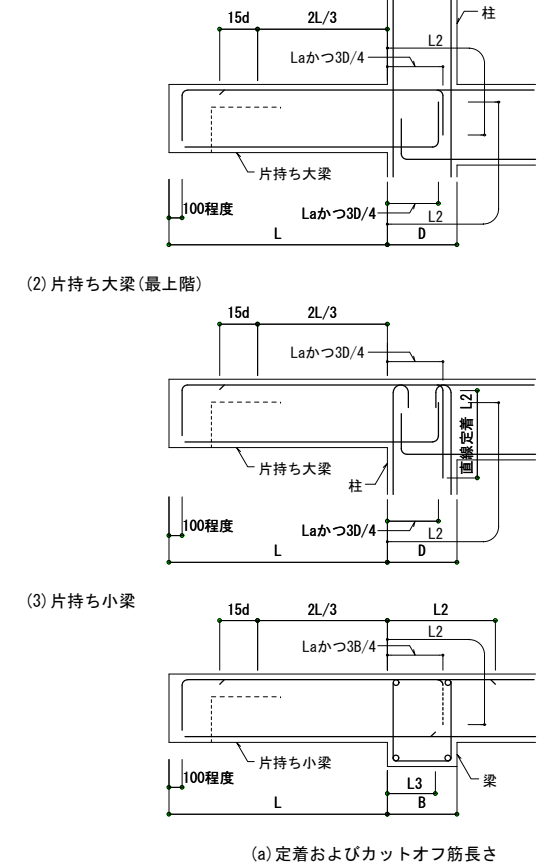


図9-3 片持ち梁

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市宇具志川地内	図面名称 縮 尺	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(7) NO SCALE
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 08
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川 取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所在地	うるま市宇喜屋武311-4	

・スラブの配筋が梁左右で同じ場合は通し筋としてもよい。

Figure 1 illustrates the reinforcement details for a reinforced concrete slab. The top part shows a plan view of the slab with dimensions L_x and L_y . It details the placement of reinforcement bars: top bars (上端筋) and bottom bars (下端筋) are spaced at $L_x/4$ in the column bands (柱列帯) and $L_x/2$ in the column spacing bands (柱間帯). The bottom part shows a cross-section (A-A) of the slab, detailing the effective depth ($L_x/4 + 15d$), the maximum diameter of the reinforcement bars (D13 or above), and the spacing of the reinforcement bars (15d).

Legend:

- L_x = Short side internal length
- L_y = Long side internal length

Section A-A: Short side direction (短辺方向(A-A)断面図)

Figure 10: Reinforcement details for a column-beam joint. The diagram shows a cross-section of a column with width b and height h . A beam with width t is attached to the side. Reinforcement includes top bars (D13) and bottom bars (D13) with hooks. Dimensions $L2$ and $L3$ are indicated for the beam reinforcement. A note specifies "D13かつスラブ筋以上" (D13 and slab reinforcement or higher) for the top bars and "D13かつスラブ上端筋と同径、同間隔以上を円形配" (D13 and slab top reinforcement or higher diameter, same interval or higher, circular arrangement) for the bottom bars. A dimension $h > t$ かつ 250mm is also shown.

D13かつ
スラブ上端筋以上

h

t

70未満

L2

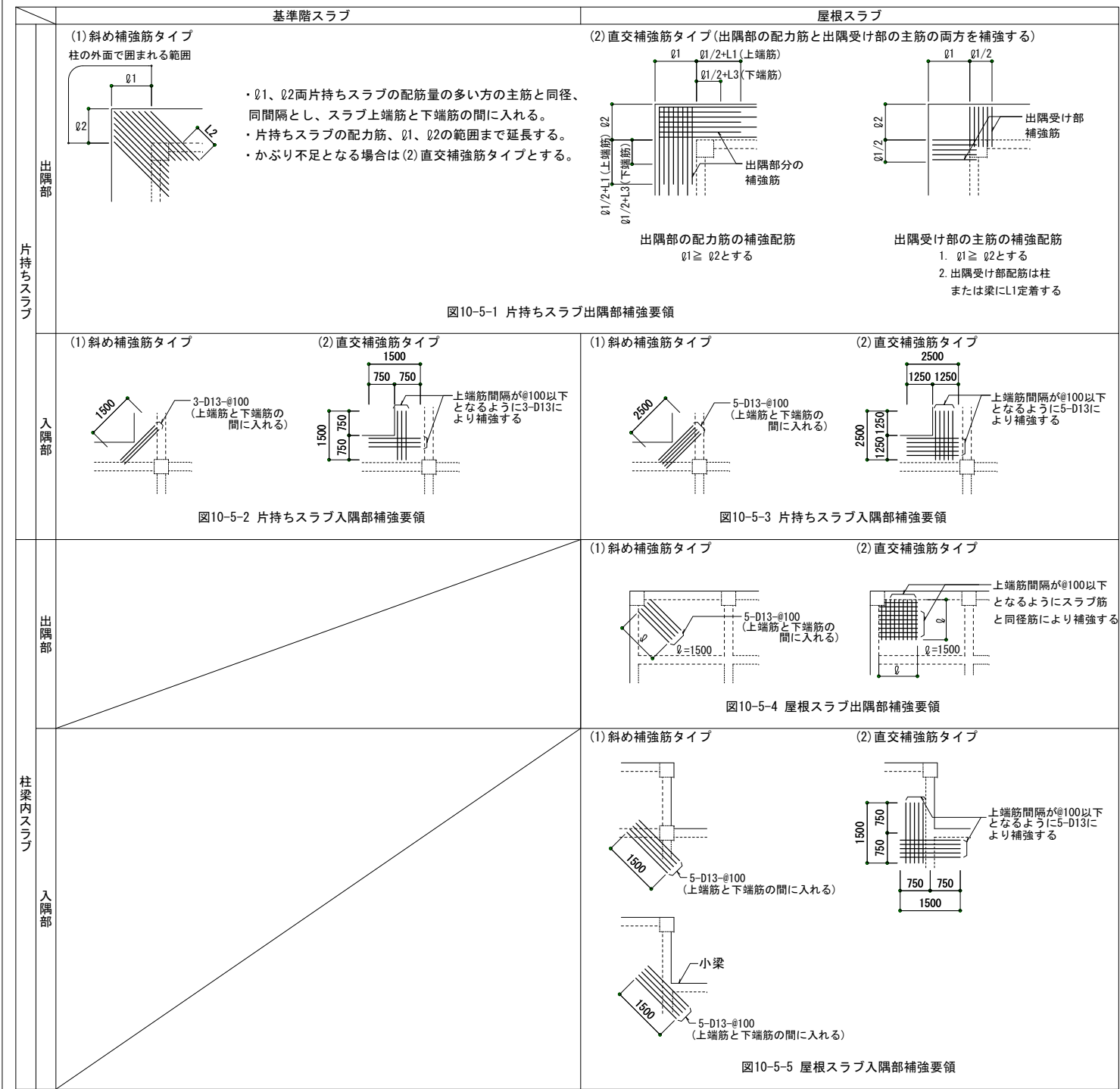
D13かつ
スラブ上端筋と
同径、同間隔以上

Technical drawing of a vertical section of a building facade. It shows a window frame and a door frame. The window frame has a height of $8d$ and a width of $L2$. The door frame has a height of 100 以下 and a width of $10d$. A note indicates that for a fixed vertical window, the height is $25d$.

直線定着の場合は25d

図10-4-1 片持ちスラブの梁への定着

- 10-5 補強筋
1. 片持ちスラブの出隅部および入隅部補強筋は構造図による。構造図に記載のない場合は図10-5-1、図10-5-2、図10-5-3による。
2. 屋根スラブの出隅部および入隅部補強筋は構造図による。構造図に記載のない場合は図10-5-4、図10-5-5による。



- § 11 壁
- 11-1 壁と柱・梁とのおさまり
1. 壁筋の継手は、壁内とし、柱、梁内に設けない。
2. 壁筋の柱、梁内の定着方法は、図11-1-2、図11-1-3、図11-1-4による。
3. 壁の第1横筋と縦筋は、柱面、梁面から100mm以下かつ柱主筋、梁主筋から設計間隔以内に配置する。

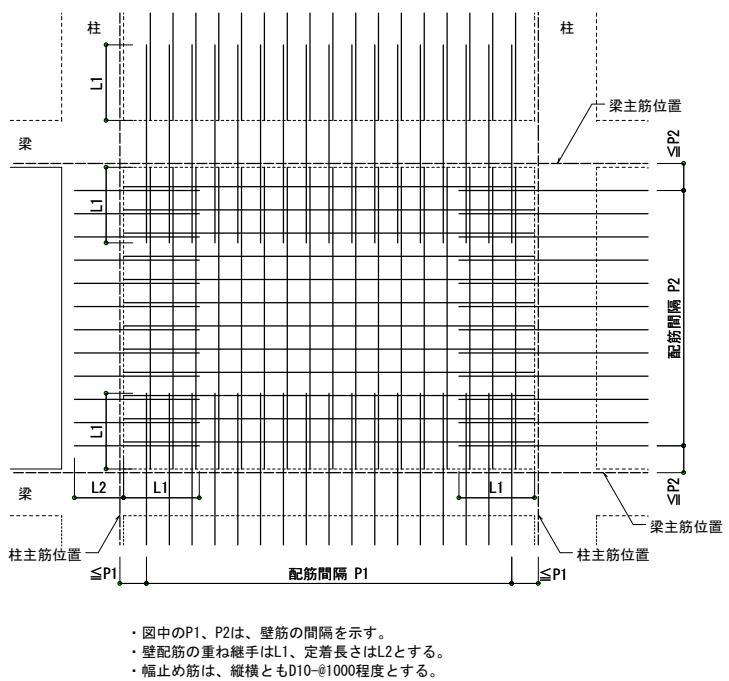


図11-1-1 定着と継手

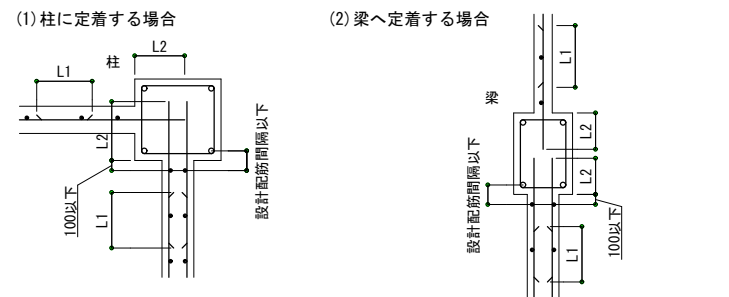


図11-1-2 帯筋、あばら筋内に配置する壁筋の定着方法

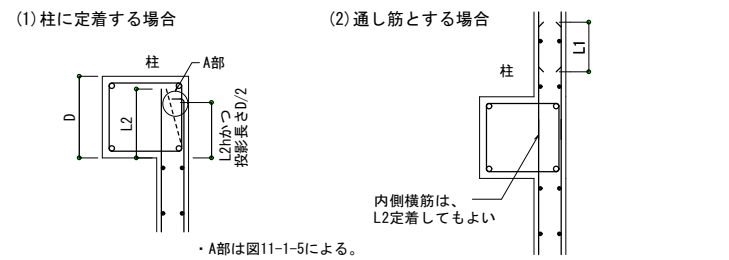


図11-1-3 柱主筋の外側を通る壁横筋の柱への定着方法

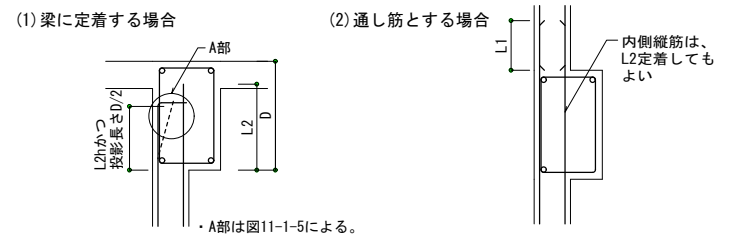


図11-1-4 梁主筋の外側を通る壁縦筋の梁への定着方法

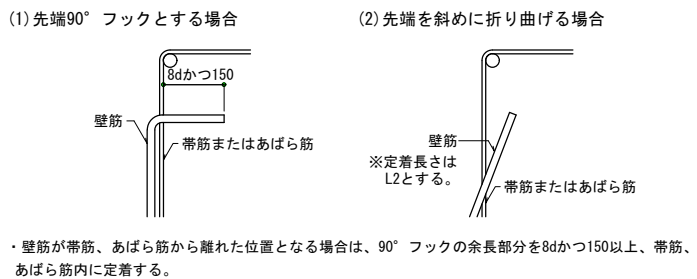


図11-1-5 A部鉄筋折曲げ形状と寸法

- 11-2 壁と壁・スラブとのおさまり
1. 縦補強筋は、D13以上かつ壁縦筋最大径以上とする。
2. 横補強筋は、D13以上かつ壁横筋最大径以上とする。

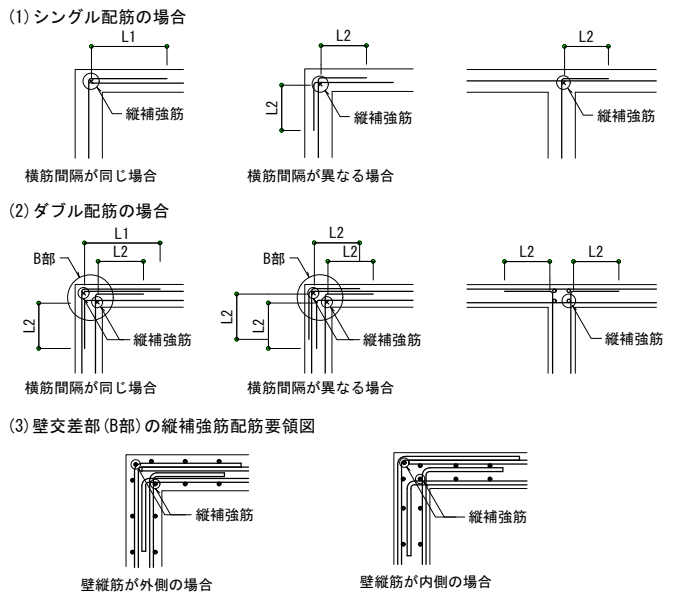


図11-2-1 壁端部と直交壁の接合部おさまり (L形・T形)

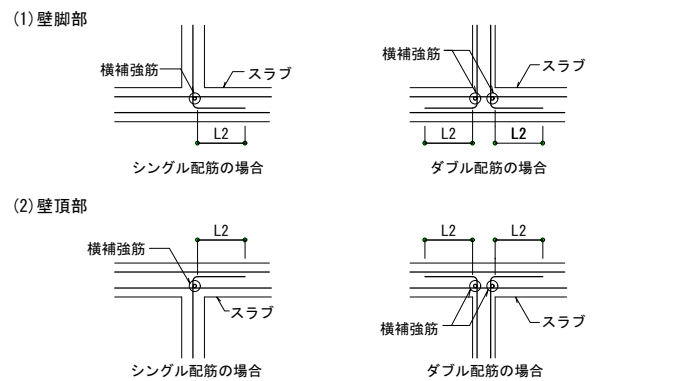
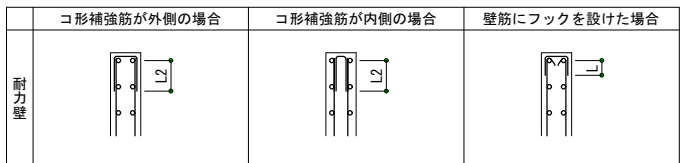


図11-2-2 壁とスラブの接合部おさまり

- 11-3 壁端部・開口部小口補強



- (注) 1. 耐力壁の場合、コ形補強筋は壁筋と同径、同間隔とする。
2. L寸法は構造図による。構造図に記載のない場合は15dとする。
3. 壁筋にフックを設けた壁で、壁厚が250mm以下の場合、開口部小口補強は省略することができる。

図11-3 壁端部・開口部小口補強

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市宇具志川地内	図面名称 縮尺	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(9) NO SCALE
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 10
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名称 資格者氏名 登録番号 所在地	バセオ建築設計室 荷川 取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号 バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号 うるま市宇喜屋武311-4

§13 柱・梁・壁・スラブ打増し部配筋要領

1. 構造図に記載のない打増しを行う場合は事前に監理者と協議すること。
2. 柱、梁の打増し部に耐力壁が取り付く場合の打増し配筋要領は構造図による。
3. 打増し寸法a、a1、a2が70mm未満の場合は補強筋不要とする。
打増し寸法a、a1、a2が70mm≦a≦200mmの場合の打増し部補強要領は図13-1-1～図13-3-2による。
打増し寸法a、a1、a2が200mmを超える場合の打増し部詳細事項は構造図による。
4.  部は打増しコンクリートを示す。
5. ※部の打増し補強筋の定着長さについては、監理者に確認すること。

13-1 柱

1. 梁、耐力壁およびスラブの鉄筋の定着長さは、柱躯体内で確保し、打増し部は定着長さに算定しない。
2. 柱の打増し部配筋要領は表13-1、図13-1-1、図13-1-2による。

表13-1 柱補強筋 (耐力壁が取り付く場合の要領は構造図による)	
補強主筋	D16-@300程度
補強帯筋	D13-@100程度

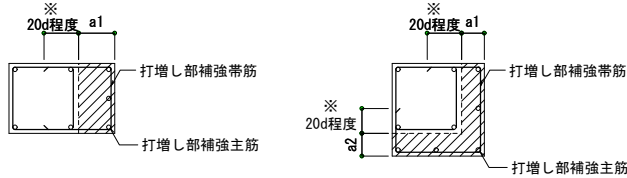


図13-1-1 柱の打増し要領

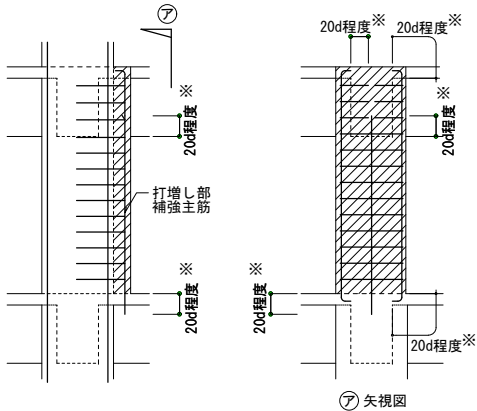


図13-1-2 柱打増し部の補強主筋の定着

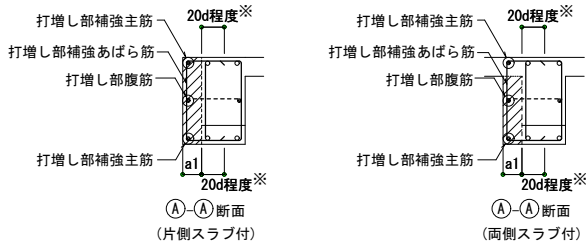
13-2 梁

1. 小梁、耐力壁およびスラブの鉄筋の定着長さは、梁躯体内で確保し、打増し部は定着長さに算定しない。
2. 梁の打増し部配筋要領は表13-2-1、表13-2-2、図13-2-1による。
3. 打増し部腹筋は梁と同径、同段数とする。

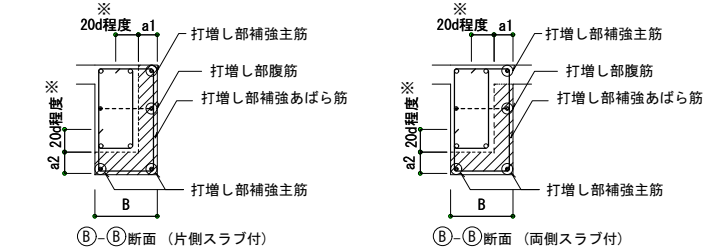
表13-2-1 梁側面補強筋 (耐力壁が取り付く場合の要領は構造図による)	
補強主筋	D16
補強あばら筋	梁あばら筋と同径、 間隔200mm以下

表13-2-2 梁上下面補強筋 (耐力壁・スラブが取り付く場合の要領は構造図による)		
梁幅	B≦350mm	350mm<B
補強主筋	2-D16	D16-@250以下
補強あばら筋	梁あばら筋と同径、間隔200mm以下	

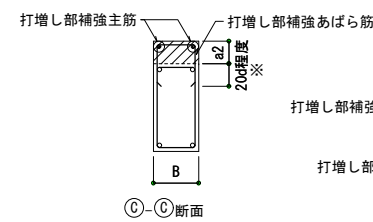
(1) 梁側面を打増しする場合



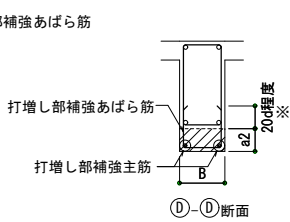
(2) 梁側面および梁下面を打増しする場合



(3) 梁上面を打増しする場合(スラブなし)



(4) 梁下面を打増しする場合



・スラブが取付く場合は図10-3-2、図10-3-3を参照。

図13-2-1 梁の打増し要領

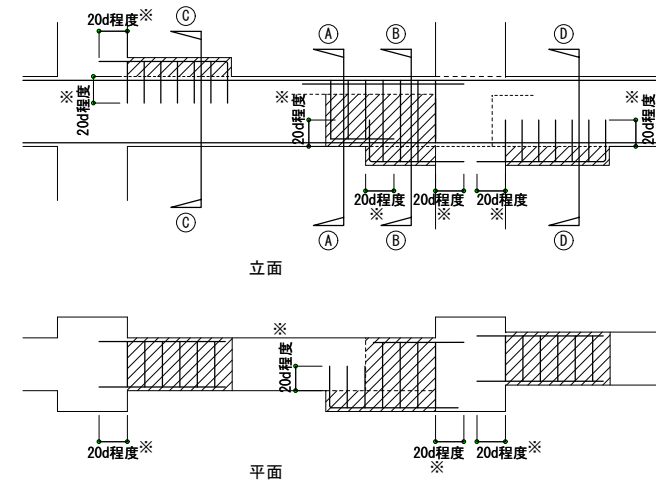


図13-2-2 梁打増し部の補強主筋の定着

13-3 壁・スラブ

1. 壁およびスラブの打増し部配筋要領は図13-3-1、図13-3-2による。

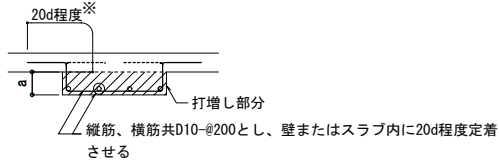


図13-3-1 壁の打増し要領

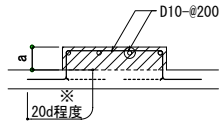


図13-3-2 スラブの打増し要領

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市宇具志川地内	図面名称 縮尺	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(11) NO SCALE
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 12
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名称	バセオ建築設計室
		資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号
		登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号
		所在地	うるま市宇喜屋武311-4

1. 鉄骨構造特記仕様書・標準図（1）

1. 一般事項

（1） 材料及び検査

- （a）構造設計仕様による。
（b）適用範囲は、鋼材を用いる工事に適用し、かつ鋼材の厚さが40mm以下のものとする。
（c）社内検査の検査成績書には、社内超音波深傷試験その他の結果を添付する。

（2） 工作一般

- （a）鉄骨製作及び施工に先立って「鉄骨工事施工要領書」を提出し工事監理者の承認を得る。
（b）鋼管部材の分岐継手部の相貫切断は、鋼管自動切断機による。
（c）高張力鋼のひずみきょう正は、冷間きょう正とする

（3） 高力ボルト接合

- （a）本締めに使用するボルトと、仮締めボルトの併用はしてはならない

（4） 溶接接合

（a）溶 接 工

溶接工は施工する溶接に適合するJIS Z3801（手溶接）又はJIS Z3841（半自動溶接）の溶接技術検定試験に合格し引続き、半年以上溶接に従事している者とする

（b）溶接機器

- （イ）交流アーク溶接機 300A～500A
（ロ）アークエアーガウジング機（直流）600A
（ハ）溶接棒乾燥機

（ニ）炭酸ガスアーク半自動溶接機

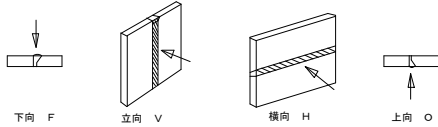
（ホ）溶接電流を測定する電流計

（ヘ）サフマジドアーク溶接機1式

（c）溶接方法

アーク手溶接（MC）
ノンガスシールドアーク溶接（NGC）
ガスシールドアーク溶接（GC）
アークエアーガウジング（AAG）

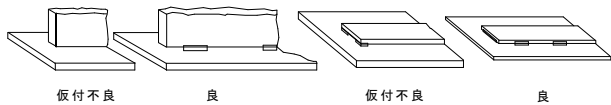
（d）溶接姿勢



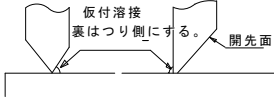
（e）仮付溶接工は、原則として本工事に従事する者が行なう

（イ）仮付位置

仮付溶接は溶接の始、終端、隅角部など強度上、工作上、問題となり易い箇所は避ける



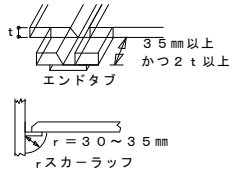
（ロ）突合せ溶接部の仮付溶接は必ず裏はつり側に施工する



（f）溶接施工

（イ）エンドタブ

- Ⅰ 突合せ溶接、部分溶込み溶接の両端部に母材と同厚で同間先形状のエンドタブを取り付ける。
Ⅱ エンドタブの材質は、セラミックスタブとする。
Ⅲ エンドタブの長さは、MC：35mm以上 NGC、GC：40mm以上とし特記のない場合は溶接完了後、母材より10mm程度残し切断して、グラインダー仕上げとする



（ロ）裏あて金

材質はSS41規格品とする。

（ハ）スカーラップ 半径は30～35mmとする。

（ニ）裏はつり

標準図の溶接においてAAGと記載のある部分は全て、溶接監理者の確認を動かし部材に確認マークをつける。

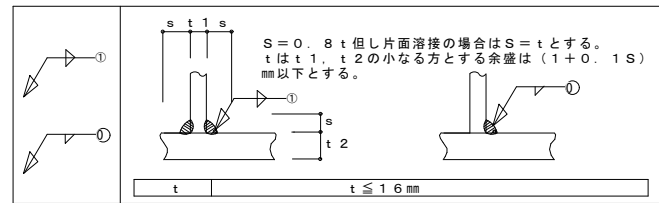
（ホ）現場溶接の開先面には、溶接に支障のない防錆材を塗布する。
又、開先部をいためない様に、養生を行なう。

（5）塗装

コンクリートに埋め込まれる部分及びコンクリートとの接触面で、コンクリートと一体とする設計仕様になっている部分は、塗装をしない。

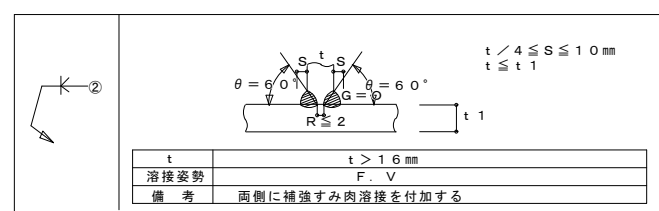
2. 溶接標準図（注） f：余盛 G：ルート間隔 R：フェース S：脚長（単位mm）

（1） スミ肉溶接

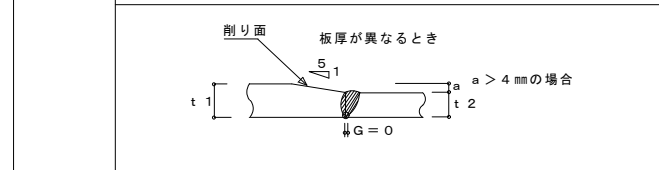
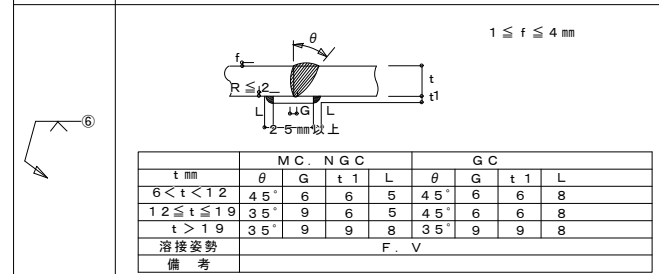
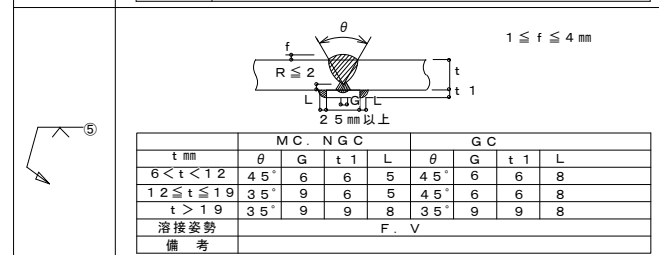
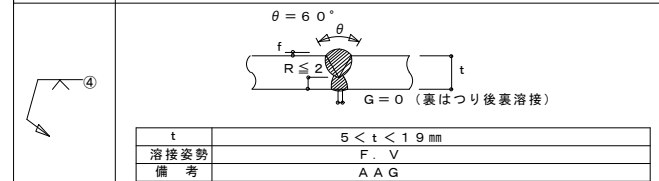
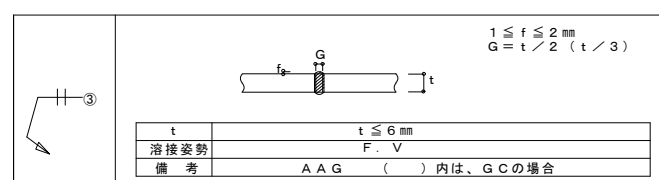


（2） 部分溶け込み溶接

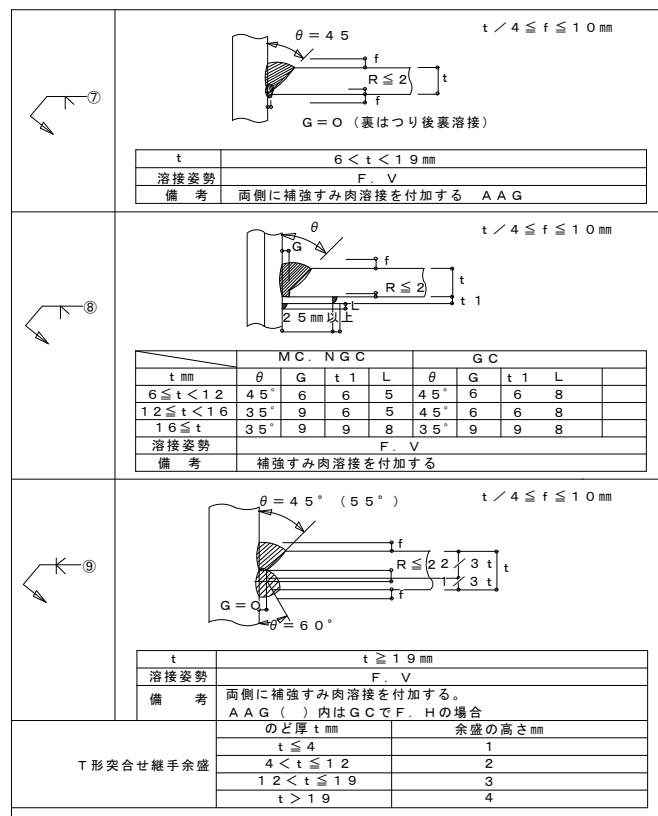
（使用箇所に注意）



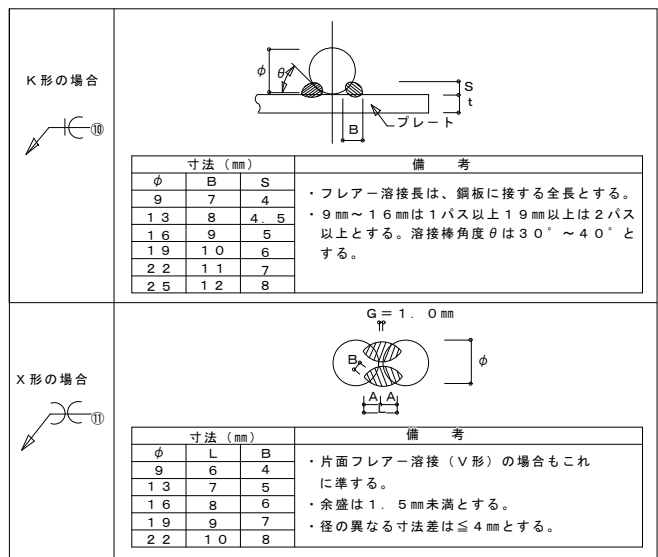
（3） 突合せ溶接 （イ） 平継手



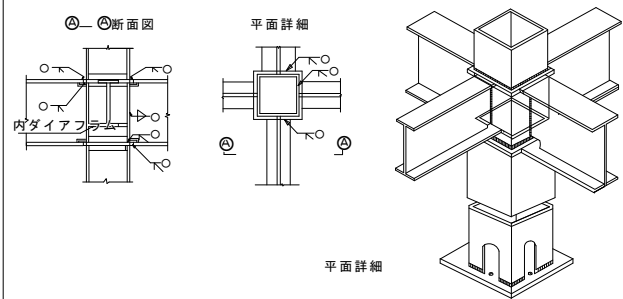
（ii） T形継手



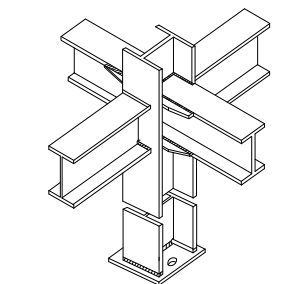
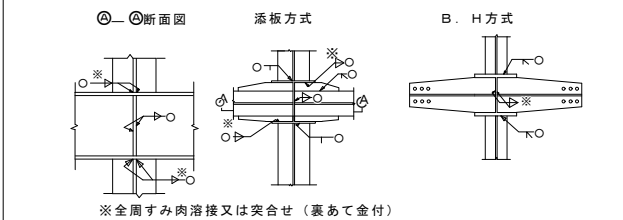
（4） フレアー溶接



- 溶接記号番号を○中に記入のこと
○ B O X型（通しダイヤフラムの場合）

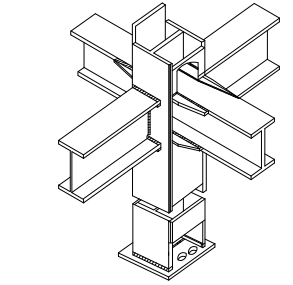
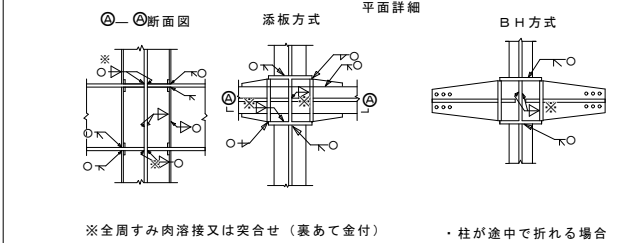


○ H型



○ 日の字型

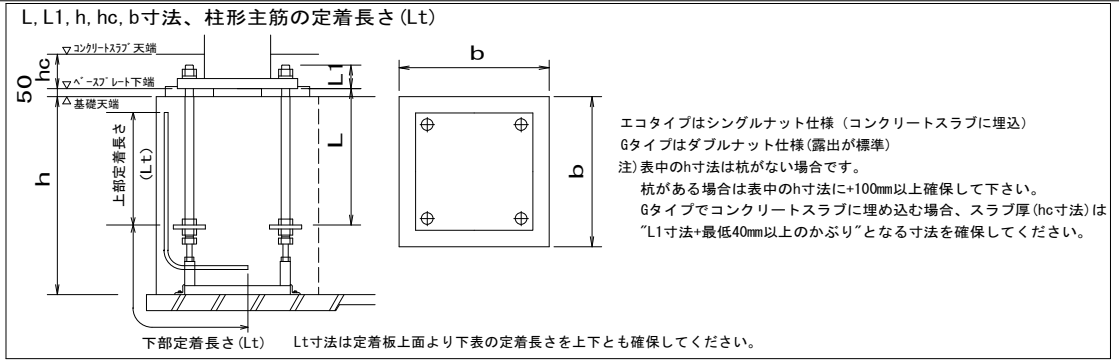
原則として日の字型柱の使用は当分の間とし、資材等の手当つかない等の状況で小規模建築物に限るものとする
な お行政指導を行っているところもあるので使用には留意すること



t>フレンチ' のフレート厚

工事名称	県志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市宇具志川地内	図面名称 縮 尺	鉄骨構造特記仕様書・標準図(1) NO SCALE
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 13
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称 資格者氏名 登録番号 所 在 地	バセオ建築設計室 荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号 バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号 うるま市字喜屋武311-4

大臣認定	MSLT-0404、0180 (Gタイプ用ベースプレート) MBLT-0042～0046 (Tアンカーボルト)	2022/10
BCJ評定	BCJ評定-ST0058 (Gタイプ) BCJ評定-ST0059 (Eコタイプ)	本工法の設計・施工は、鋼構造設計規準、鉄骨工事技術指針、建築工事標準仕様書 J A S 6 鉄骨工事、建築工事標準仕様書 同解説 J A S 5 鉄骨コンクリート工事、および J A S 性能 J E O 工法設計ハンドブックに準拠する。



採用		適 用 柱		ハイベースNEO型式		アンカ ボルト	回転バネ 定数 X10 ⁶ kh・m/rad	寸法 (mm)								質量 (kg)				L (mm)	L1 (mm)	基礎深さ～ 掘りコンクリート		パイプ17号～ スリット18号/天端		基礎柱形の設計例 (Fc24) < 側・隅柱用 >										基礎柱形の設計例 (Fc24) < 中柱用 (4方向から基礎梁が取り付く場合のみを示す。) >									
柱符号	数量	柱サイズ	板厚範囲	エコタイプ	Gタイプ			A	C1	C2	C3	E	F	H	t ₂	ベアプレート	部品	セット質量	h (mm)			hc (mm)	柱形 (mm)	b	主筋量	帯筋	柱形 (mm)	b	主筋量	帯筋	鉄筋の定置長さ Lt (mm)	柱形 (mm)	b	主筋量	帯筋	柱形 (mm)	b	主筋量	帯筋	鉄筋の定置長さ Lt (mm)					
		□150	4. 5～12	EB150-4-24		4-M24	14. 0	290	210	-	-	-	-	25	17	14	31	400	80	550以上	120	500	8-D16	D13φ150	500	16-D16	D13φ150	200	500	8-D16	D13φ150	500	16-D16	D13φ150	200										
		□175	4. 5～12	EB175-4-24		4-M24	17. 9	310	230	-	-	-	-	25	19	14	33	400	80	600以上	120	520	8-D16	D13φ150	520	16-D16	D13φ150	190	520	8-D16	D13φ150	520	16-D16	D13φ150	190										
		□200	6～12	EB200-4	-24	4-M24	21. 9	340	260	-	-	-	-	25	23	14	37	400	80	600以上	120	550	8-D16	D13φ150	550	16-D16	D13φ150	190	550	8-D16	D13φ150	550	16-D16	D13φ150	190										
					-30	4-M30	35. 4	360	270	-	-	-	-	-	32	33	23	56	400	102	600以上	150	570	8-D19	D13φ150	570	16-D19	D13φ150	290	570	8-D19	D13φ150	570	16-D19	D13φ150	290									
					-36	4-M36	41. 4	360	270	-	-	-	-	-	40	41	36	77	480	117	700以上	160	580	12-D19	D13φ150	580	20-D19	D13φ100	330	580	12-D19	D13φ150	580	20-D19	D13φ100	330									
					-24	4-M24	32. 2	390	310	-	-	-	-	-	25	30	15	45	400	80	600以上	120	600	8-D19	D13φ150	600	12-D19	D13φ150	190	600	8-D19	D13φ150	600	12-D19	D13φ150	190									
		□250	6～16	EB250-4	-30	4-M30	51. 3	410	320	-	-	-	-	32	43	23	66	400	102	600以上	150	610	8-D19	D13φ150	610	16-D19	D13φ150	280	610	8-D19	D13φ150	610	16-D19	D13φ150	280										
					-36	4-M36	59. 7	410	320	-	-	-	-	-	40	53	36	89	480	117	700以上	160	610	12-D19	D13φ150	610	20-D19	D13φ100	330	610	12-D19	D13φ150	610	20-D19	D13φ100	330									
					-30	8-M30	51. 1	450	360	190	-	-	-	-	40	64	51	115	600	110	800以上	150	640	12-D22	D13φ150	640	20-D22	D13φ100	430	640	12-D22	D13φ150	640	20-D22	D13φ100	430									
					-36	4-M30	70. 1	460	370	-	-	-	-	-	32	54	24	78	400	102	600以上	150	660	8-D19	D13φ150	660	16-D19	D13φ150	270	660	8-D19	D13φ150	660	16-D19	D13φ150	270									
		□300	6～22	EB300-4	-36	4-M36	82. 9	460	370	-	-	-	-	40	67	37	104	480	117	700以上	160	660	12-D19	D13φ100	660	20-D19	D13φ100	330	660	12-D19	D13φ100	660	20-D19	D13φ100	330										
					-30	8-M30	69. 4	500	410	240	-	-	-	-	36	71	51	122	600	106	800以上	150	700	16-D22	D13φ150	700	20-D22	D13φ100	410	700	16-D22	D13φ150	700	20-D22	D13φ100	410									
					-36	8-M36	84. 0	510	420	220	-	-	-	-	44	90	82	172	720	121	900以上	170	720	16-D25	D13φ150	720	24-D25	D13φ100	570	720	16-D25	D13φ150	720	24-D25	D13φ100	570									
C2	4				C1	4	9～22	EB350-4-30	4-M30	93. 1	510	420	-	-	-	-	32	66	24	90	400	102	600以上	150	710	8-D19	D13φ100	710	16-D19	D13φ100	240	710	8-D19	D13φ100	710	16-D19	D13φ100	240							
		-30	8-M30	89. 5				550	460	290	-	-	-	-	36	86	52	138	600	106	800以上	150	750	16-D22	D13φ150	750	20-D22	D13φ150	460	750	16-D22	D13φ150	750	20-D22	D13φ150	460									
		-36	8-M36	105				560	470	270	-	-	-	-	40	99	83	182	720	117	900以上	160	770	16-D25	D13φ150	770	24-D25	D13φ100	540	770	16-D25	D13φ100	540	770	16-D25	D13φ100	540								
		-42	8-M42	133				590	480	260	-	-	-	-	48	132	131	263	840	138	1100以上	180	790	20-D25	D13φ150	790	32-D25	D13φ100	710	790	20-D25	D13φ150	790	32-D25	D13φ100	710									
		□350	9～25	GB350-4	-42	4-M42	128	550	440	-	-	-	-	75	50	107	72	179	840	145	1100以上	-	750	12-D25	D13φ150	750	16-D25	D13φ150	480	750	12-D25	D13φ150	750	16-D25	D13φ150	480									
					-48	4-M48	156	590	460	-	-	-	-	-	90	61	142	113	255	960	168	1200以上	-	790	12-D25	D13φ150	790	20-D25	D13φ150	580	790	12-D25	D13φ150	790	20-D25	D13φ150	580								
					-30	8-M30	150	540	450	280	-	-	-	-	55	28	77	52	129	600	95	800以上	-	740	16-D22	D13φ150	740	20-D22	D13φ150	470	740	16-D22	D13φ150	740	20-D22	D13φ150	470								
					-36	8-M36	188	560	470	270	-	-	-	-	65	36	95	83	178	720	116	900以上	-	770	16-D25	D13φ150	770	24-D25	D13φ100	560	770	16-D25	D13φ150	770	24-D25	D13φ100	560								
		□400	9～32	GB350-8	-42	8-M42	216	590	480	260	-	-	-	70	45	118	131	249	840	140	1100以上	-	790	20-D25	D13φ100	800	32-D25	D16φ100	610	790	20-D25	D13φ100	800	32-D25	D16φ100	610									
					-30	8-M30	111	600	510	340	-	-	-	-	36	102	52	154	600	106	800以上	150	800	16-D22	D13φ150	800	20-D22	D13φ150	450	800	12-D22	D13φ150	800	20-D22	D13φ150	450									
					-36	8-M36	127	610	520	320	-	-	-	-	40	117	83	200	720	117	900以上	160	820	16-D25	D13φ100	820	24-D25	D13φ100	530	820	12-D25	D13φ100	820	24-D25	D13φ100	530									
					-42	8-M42	175	640	530	310	-	-	-	-	48	155	131	286	840	138	1100以上	180	840	20-D25	D13φ100	840	32-D25	D13φ100	680	840	20-D25	D13φ100	840	32-D25	D13φ100	680									
		□450	9～36	GB400-4	-42	4-M42	163	600	490	-	-	-	-	75	49	129	73	202	840	144	1100以上	-	810	12-D25	D13φ100	810	16-D25	D13φ100	400	810	12-D25	D13φ100	810	16-D25	D13φ100	400									
					-48	4-M48	194	640	510	-	-	-	-	-	85	59	165	114	279	960	166	1200以上	-	840	12-D25	D13φ100	840	20-D25	D13φ100	500	840	12-D25	D13φ100	840	20-D25	D13φ100	500								
					-36	8-M36	234	610	520	320	-	-	-	-	60	34	110	83	193	720	114	900以上	-	820	16-D25	D13φ100	820	24-D25	D13φ100	540	820	16-D25	D13φ100	820	24-D25	D13φ100	540								
					-42	8-M42	282	640	530	310	-	-	-	-	70	42	136	131	267	840	137	1100以上	-	840	20-D25	D13φ100	850	32-D25	D16φ100	600	840	20-D25	D13φ100	850	32-D25	D16φ100	600								
		□500	9～40	GB400-8	-48	8-M48	321	680	550	300	-	-	-	80	52	176	211	387	960	159	1300以上	-	880	20-D29	D13φ100	890	28-D29	D16φ100	790	880	20-D29	D13φ100	890	28-D29	D16φ100	790									
					-36	8-M36	169	660	570	370	-	-	-	-	44	150	84	234	720	121	900以上	170	870	16-D25	D13φ100	870	24-D25	D13φ100	520	870	16-D25	D13φ100	870	24-D25	D13φ100	520									
					-42	8-M42	199	690	580	360	-	-	-	-	48	180	132	312	840	138	1100以上	180	890	24-D25	D13φ100	890	32-D25	D13φ100	670	890	20-D25	D13φ100	890	32-D25	D13φ100	670									
					-48	4-M42	199	650	540	-	-	-	-	-	75	48	153	73	226	840	143	1100以上	-	860	12-D25	D13φ100	860	16-D25	D13φ100	390	860	12-D25	D13φ100	860	16-D25	D13φ100	390								
		□550	9～48	GB450-4	-48	4-M48	236	690	560	-	-	-	-	85	58	192	116	308	960	165	1200以上	-	890	12-D25	D13φ100	890	20-D25	D13φ100	480	890	12-D25	D13φ100	890	20-D25	D13φ100	480									
					-36	8-M36	296	660	570	370	-	-	-	-	60	32	130	84	214	720	112	900以上	-	870	16-D25	D13φ100	870	24-D25	D13φ100	520	870	16-D25	D13φ100	870	24-D25	D13φ100	520								
					-42	8-M42	348	690	580	360	-	-	-	-	65	40	158	132	290	840	135	1100以上	-	890	24-D25	D13φ100	890	32-D25	D13φ100	680	890	20-D25	D13φ100	890	32-D25	D13φ100	680								
					-48	8-M48	413	730	600	350	-	-	-	-	75	49	196	213	409	960	156	1300以上	-	930	20-D29	D13φ100	940	28-D29	D16φ100	770	930	20-D29	D13φ100	940	28-D29	D16φ100	770								
		□600	9～54	EB500-8	-36	8-M36	210	710	620	420	-	-	-	44	173	89	262	720	121	900以上	170	950	16-D25	D13φ100	950	24-D25	D13φ100	510	950	12-D25	D13φ100	950	24-D25	D13φ100	510										
					-42	8-M42	238	740	630	410	-	-	-	-	48	207	133	340	840	138	1100以上	180	950	24-D25	D13φ100	950	32-D25	D13φ100	660	950	20-D25	D13φ100	950	32-D25	D13φ100	660									
					-42	12-M42	396	740	630	600	-	-	-	-	60	258	197	455	840	150	1100以上	190	950	28-D25	4-D16φ100	1050	44-D25	4-D16φ100	600	950	20-D25	4-D16φ100	1050	44-D25	4-D16φ100	600									
					-42	4-M42	244	700	590	-	-	-	-	-	80	47	183	74	257	840	142	1100以上	-	910	12-D25	D13φ100	910	16-D25	D13φ100	390	910	12-D25	D13φ100	910	16-D25	D13φ100	390								
		□650	9～60	GB500-4	-48	4-M48	290	740	610	-	-	-	-	90	57	226	127																												

鉄筋はD13、D16、SD295、D19、D22、D25、SD345、D25、SD390 を採用ください。 表中に無いサイズについても対応が可能です。 センサクに問い合わせ下さい。

注 1 I、Ⅱ ゾーン分けについてはハイスベ NEO2 設計ハンドブックの各型式の耐力曲線を参照下さい。

注 2 上記表中の(中柱)とは、4方向から基礎梁がけ付り付いた状態を指します。この条件を満たさない状態にについては、(側・隅柱用)を御採用下さい。

注 3 表中の鉄筋量と基礎梁が立り付かない場合(基礎梁天端と基礎柱天端が一致する場合)の設計例です。立上りがある場合、独立基礎の場合は、ハイスベ NEO2 設計ハンドブックに従い、日本建築学会等の規準・指針に準拠した設計を行って下さい。

注 4 (中柱用)の鉄筋量は、基礎梁内のあばら筋を $\phi 450$ 以下はD10#250、 $\phi 500$ 以上はD13#250として算定して下さい。

注 5 あばら筋断面積がこれより小さくなる場合は(側・隅柱用)の鉄筋量として下さい。

注 6 部品の質量はアンカー部品と形板を合わせた質量です。

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	ハイペースNEO工法設計施工標準3 NO SCALE
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 17
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	設 計 者	名 称 バセオ建築設計室 資格者氏名 荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号 登録番号 バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号 所 在 地 うるま市字喜屋武311-4

ボーリング柱状図

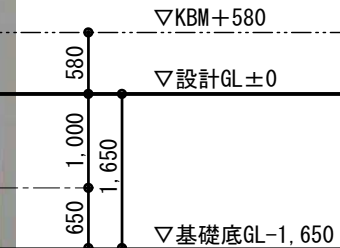
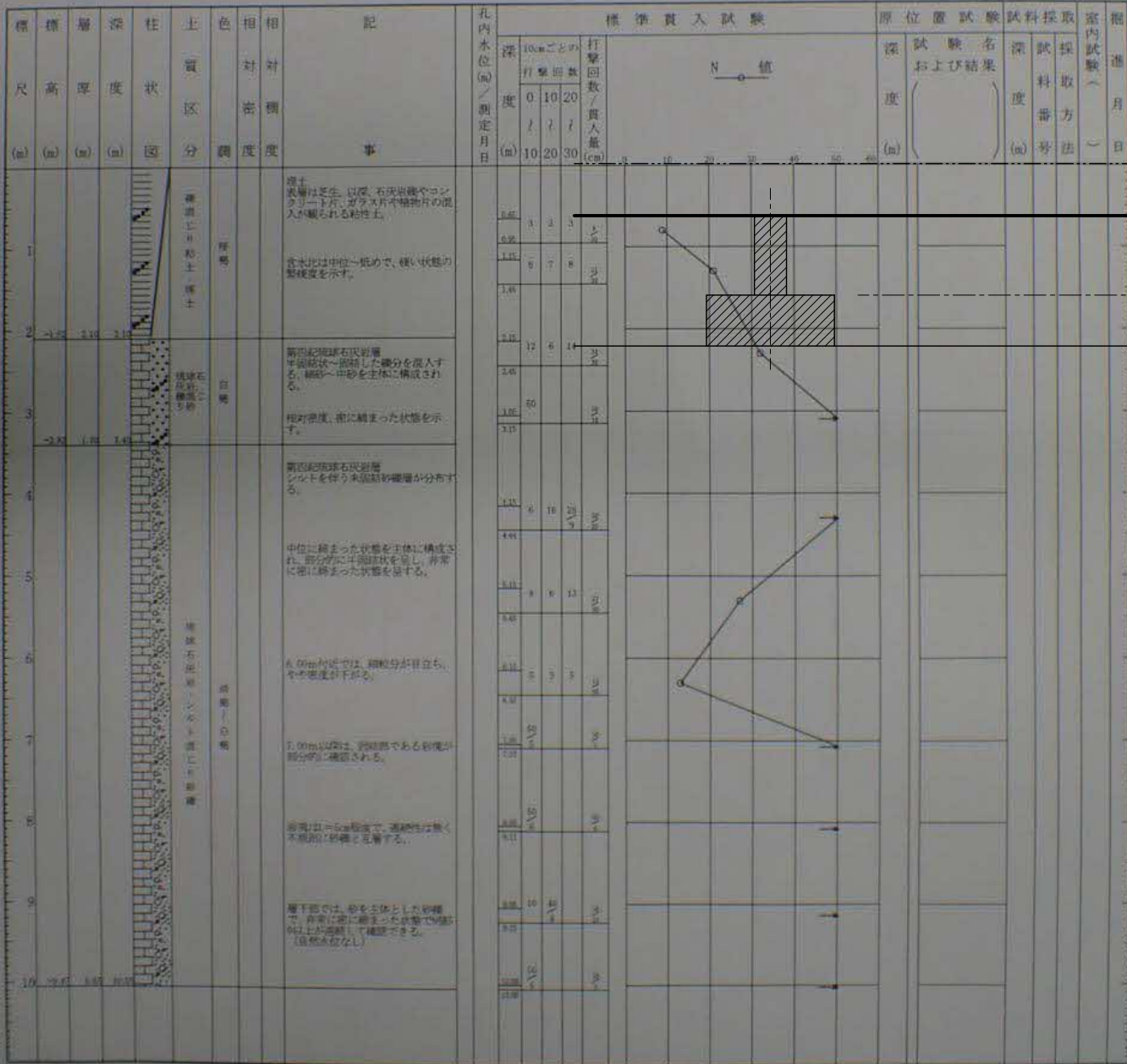
調査名 具志川野球場ブルベン建築設計業務

ボーリングNo

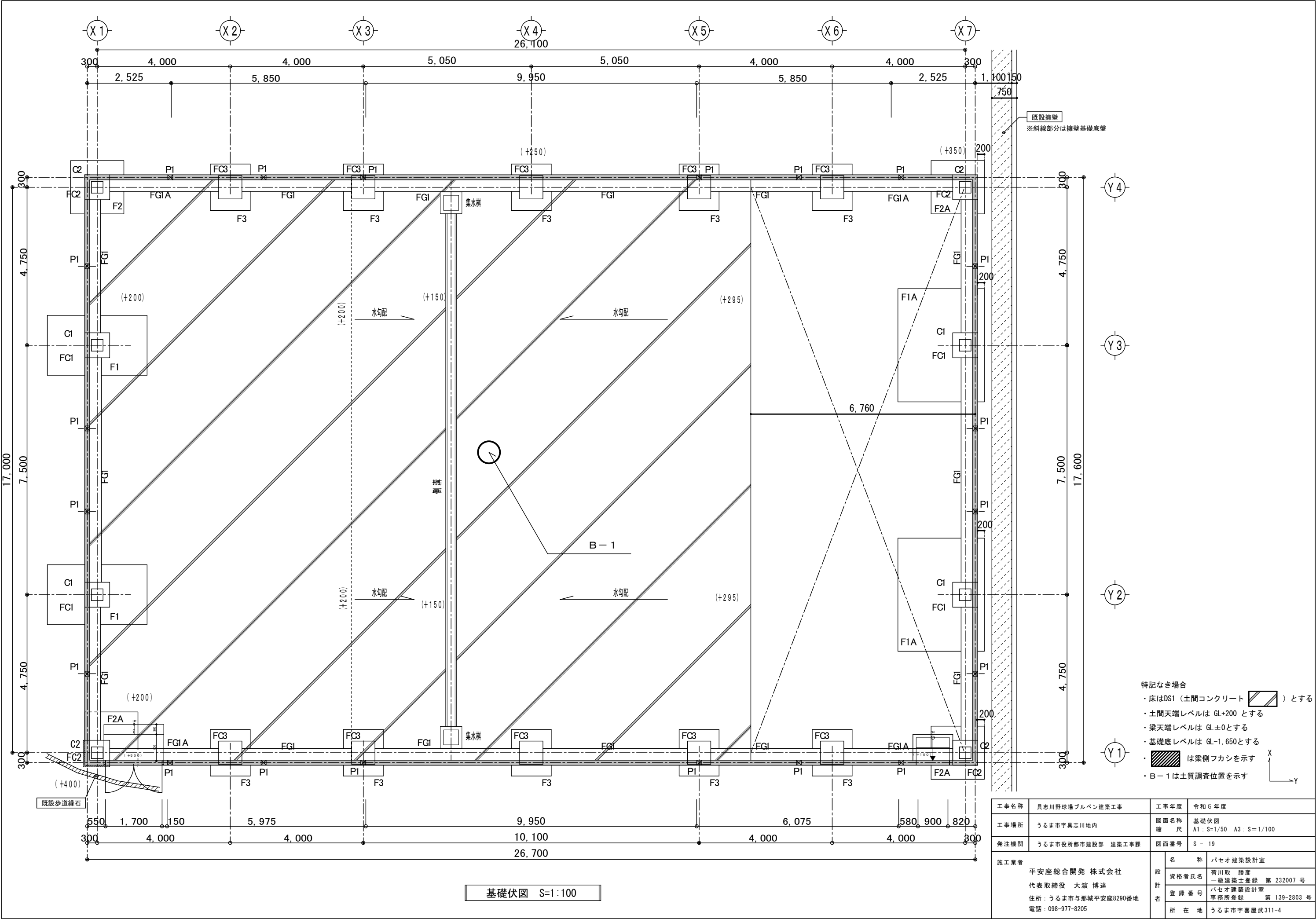
事業・工事名

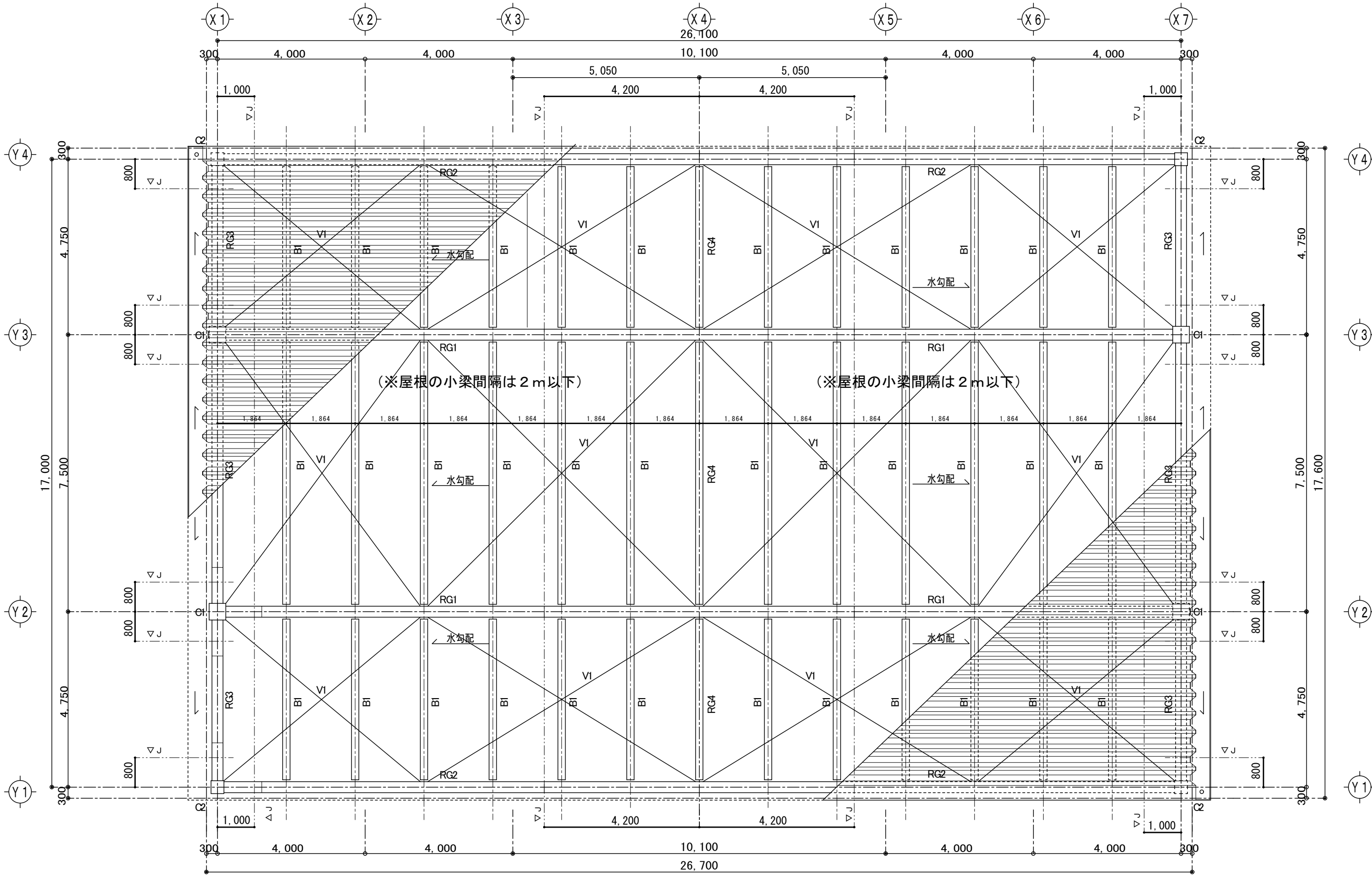
シートNo

ボーリング名	B-1	調査位置	うるま市具志川 地内	北 緯									
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	調査期間	2023年 3月 6日 ~ 2023年 3月 6日	東 経									
調査業者名	バセオ建築設計室 電話 098-974-1445	主任技師	知花 賢俊	現場代理人	知花 賢俊	コア鑑定者	島袋 貴之	ボーリング責任者	服宜 正彦				
孔口標高	KBM +0.58m	角	180° 上 90° 下	方	北 0° 270° 西 180° 南	地盤勾配	北 0° 東 90° 南	使用機種	試験機	YBM-05DA-2	ハンマー	落下用具	半自動落下型
総掘進長	10.05m	度		向		エンジン	ヤンマーTF-90V-E	ポンプ	YS550DX				



工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市具志川地内	図面名称 縮 尺	柱状図 NO SCALE
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 18
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室
		資格者氏名	荷川 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号
		登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号
		所在地	うるま市宇喜屋武311-4



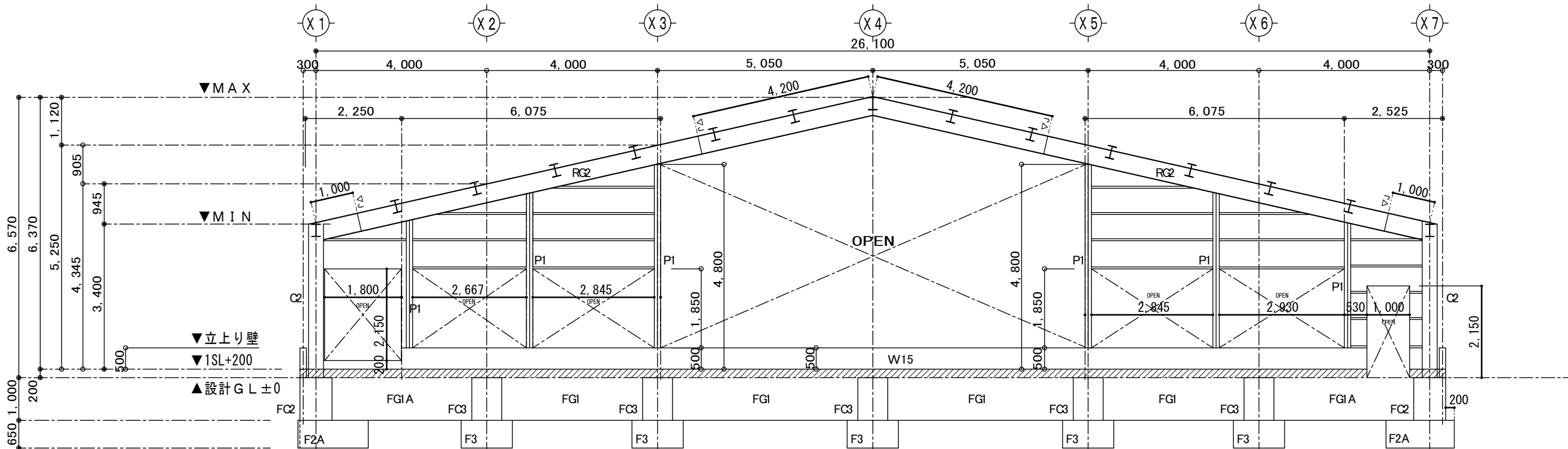


特記なき場合
・ 梁天端レベル
X1, X7通り : GL+3,600
X4通り : GL+6,570
・ 水平ブレースはV1とする

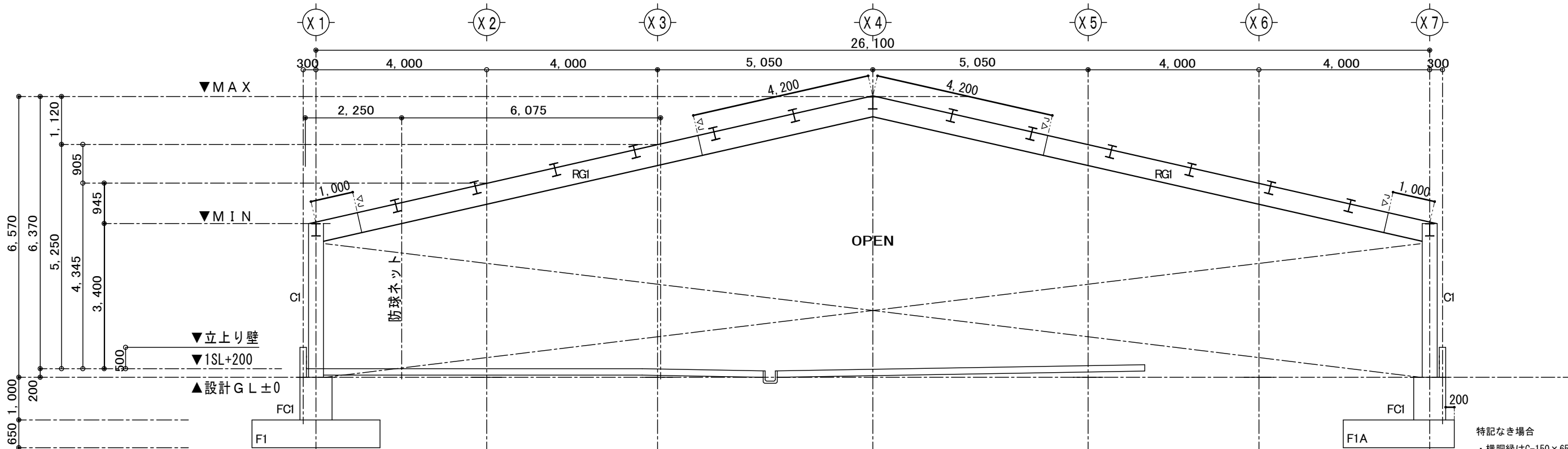
・ J印は、大梁の継手位置を示す

R階梁伏図 S=1:100

工事名称	具志川野球場フルベン建築工事	工事年度	令和5年度	
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	R階梁伏図 A1 : S=1/50 A3 : S=1/100	
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 20	
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	設計者	名 称	バセオ建築設計室
			資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号
			登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号
			所 在 地	うるま市字喜屋武311-4



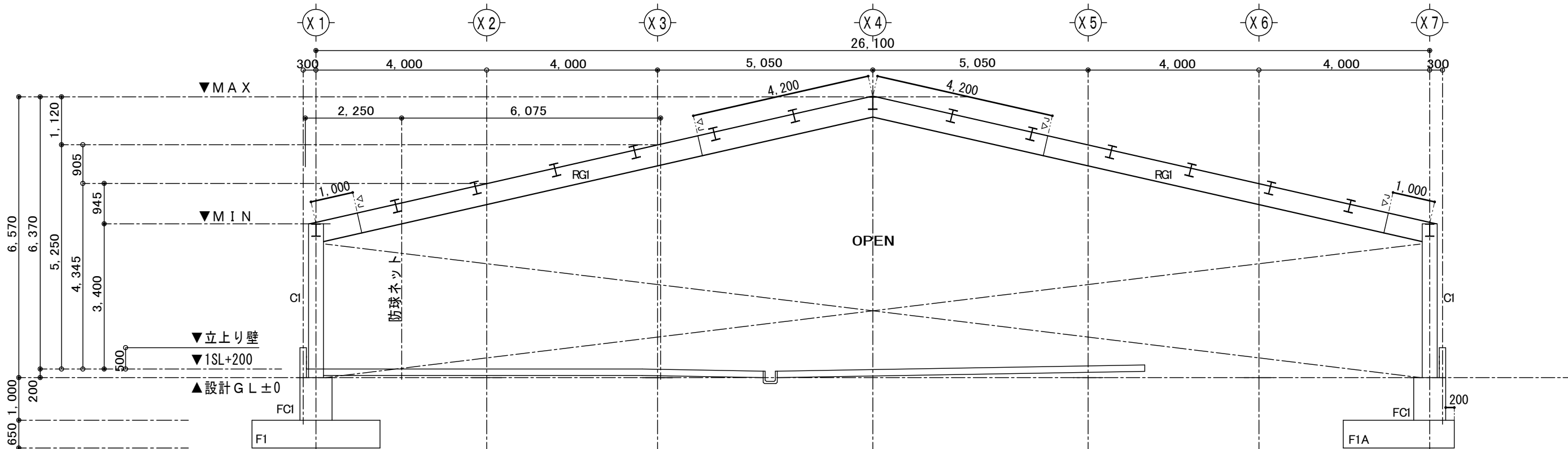
Y1通り軸組図 S=1:100



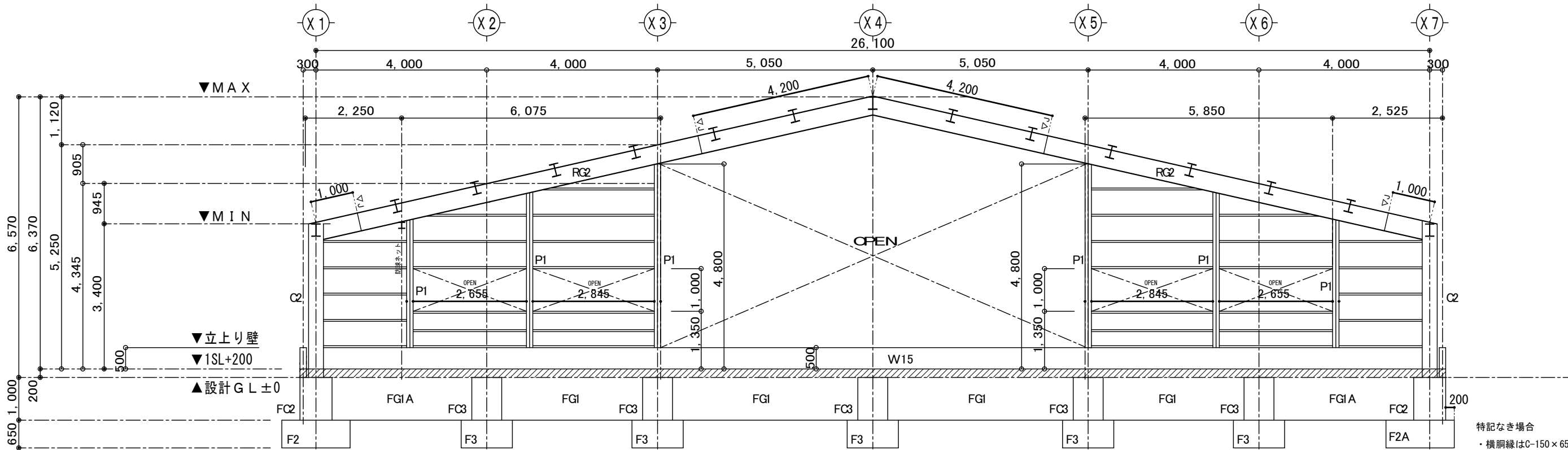
Y2通り軸組図 S=1:100

特記なき場合
・横胴縁はC-150×65×20×3.2 とする

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称	軸組図(1)
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	縮尺	A1: S=1/50 A3: S=1/100
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所: うるま市与那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	図面番号	S - 21
名称	バセオ建築設計室	資格者氏名	荷川 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号
登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	所在地	うるま市字喜屋武311-4



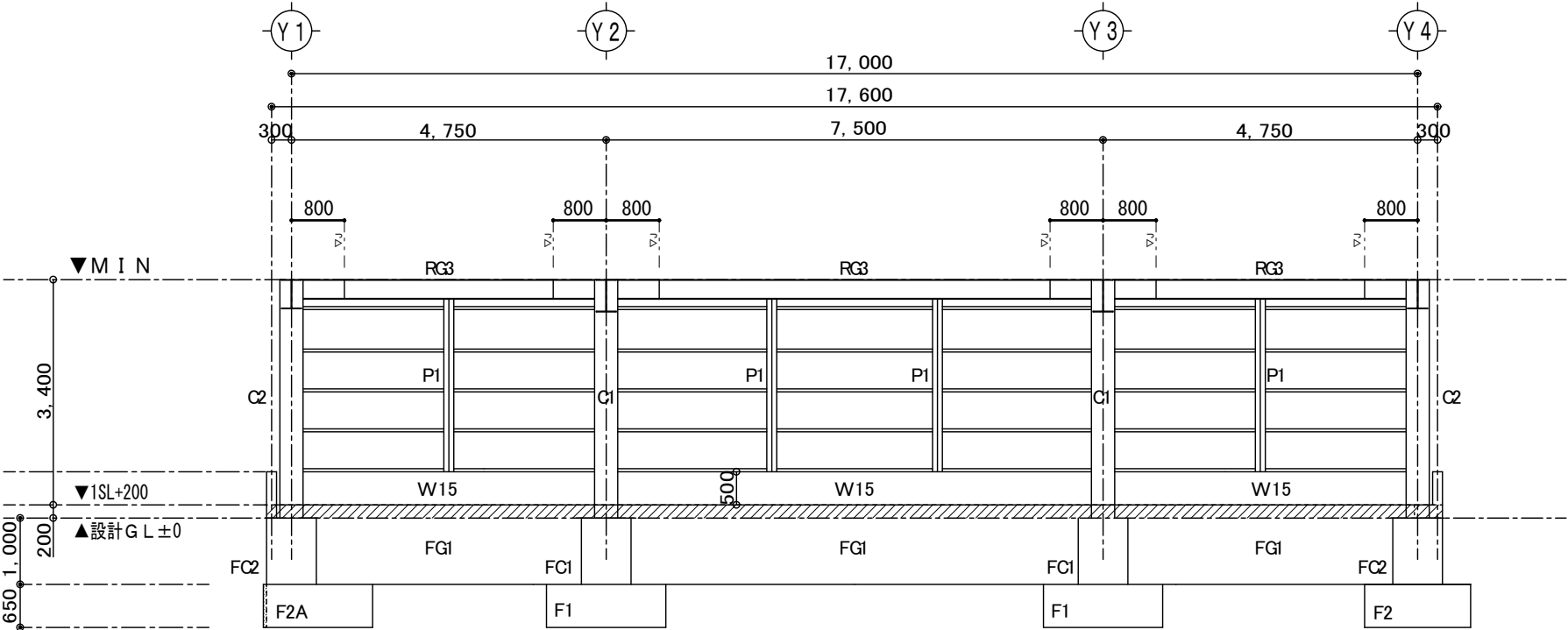
Y3通り軸組図 S=1:100



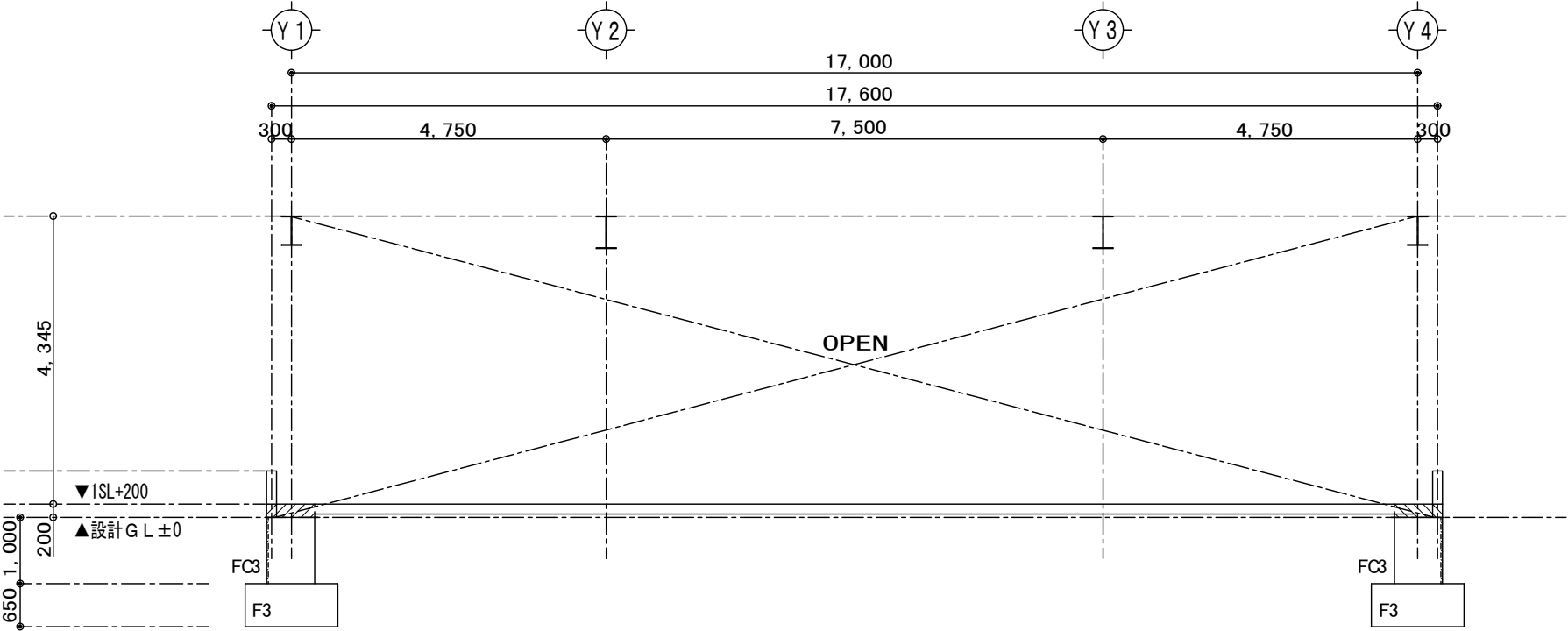
Y4通り軸組図 S=1:100

特記なき場合
・横胴縁はC-150×65×20×3.2 とする

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称	軸組図(2)
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	縮尺	A1: S=1/50 A3: S=1/100
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所: うるま市与那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	図面番号	S - 22
名称	バセオ建築設計室	資格者氏名	荷川 取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号
登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	所在地	うるま市字喜屋武311-4



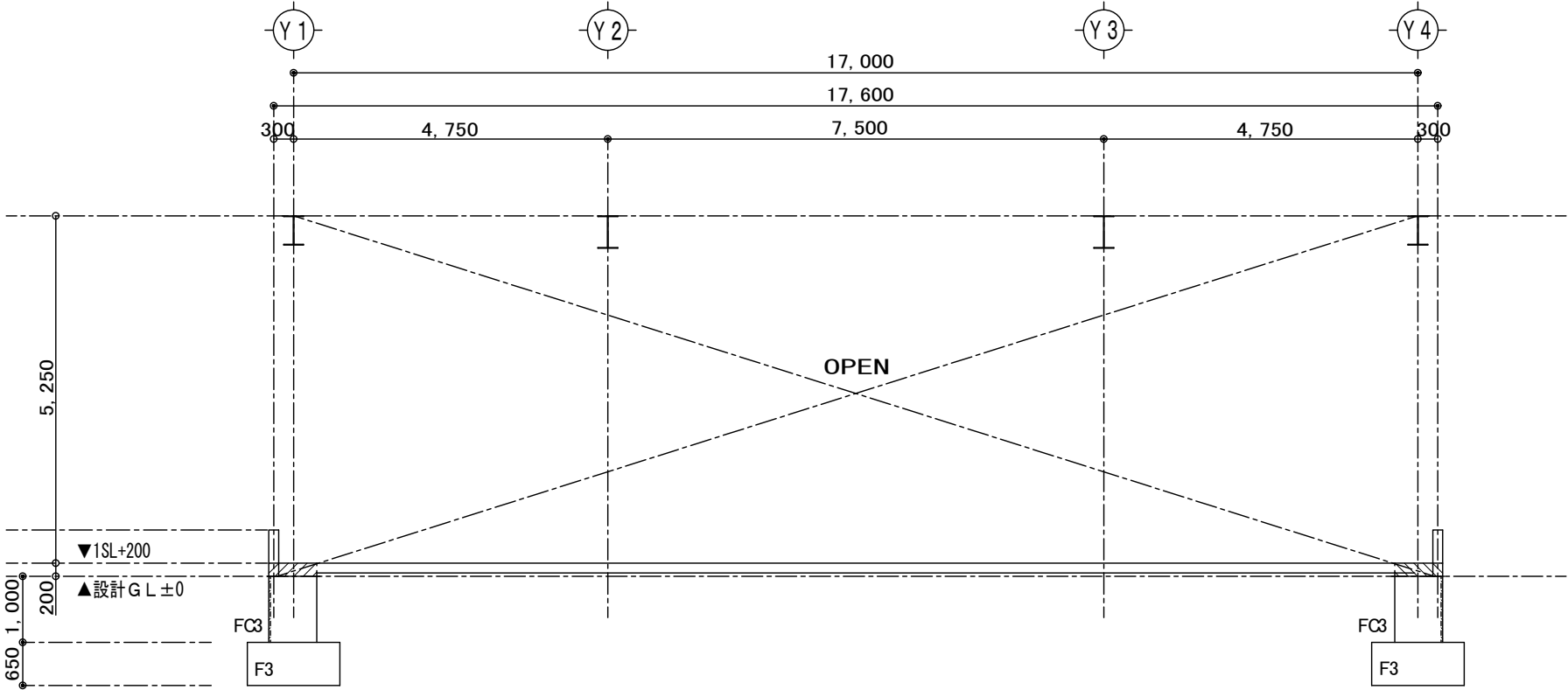
X1通り軸組図 S=1:100



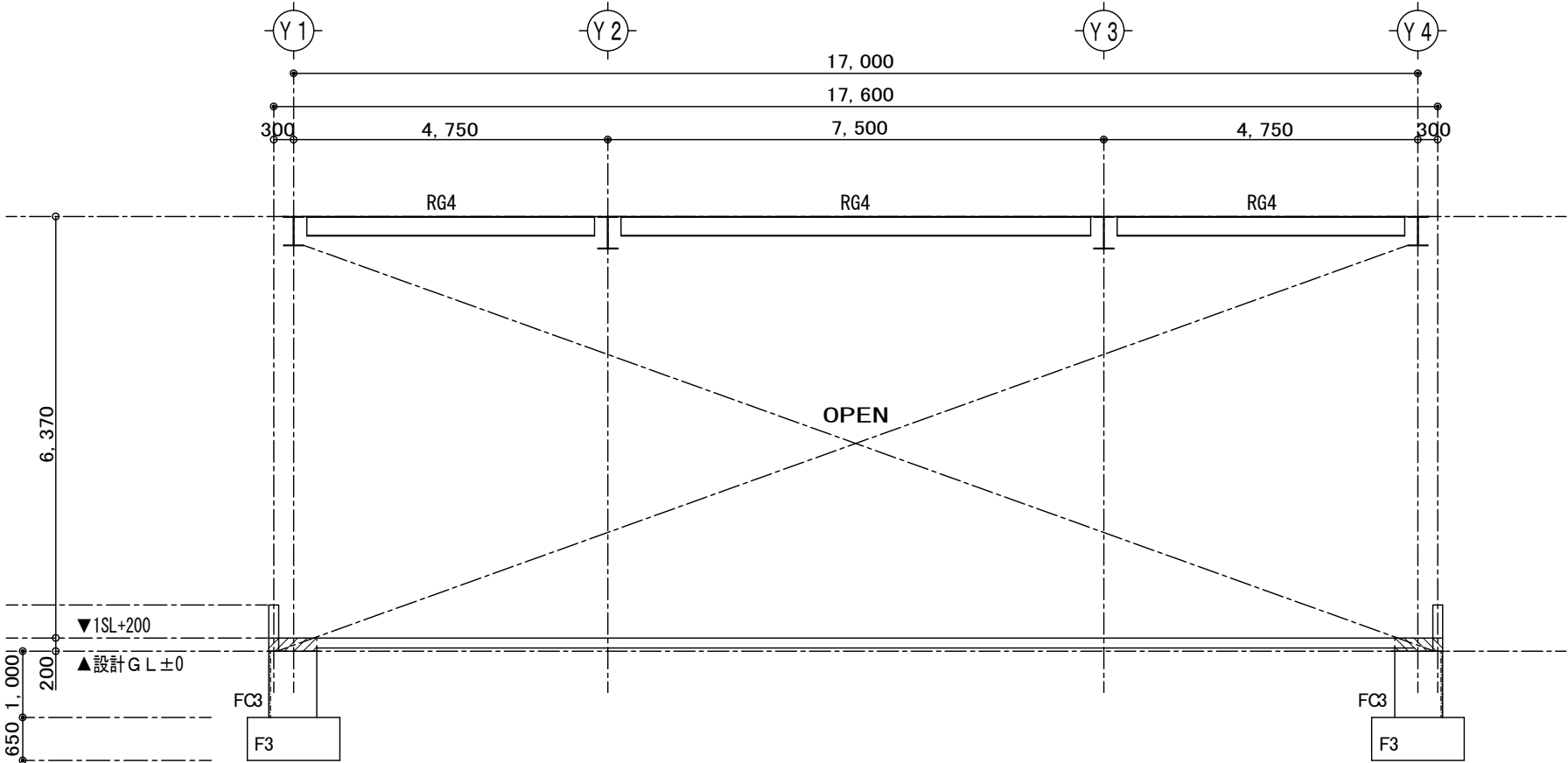
X2通り軸組図 S=1:100

特記なき場合
・横胴縁はC-150×65×20×3.2 とする

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	軸組図(3) A1 : S=1/50 A3 : S=1/100
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 23
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所在地	うるま市字喜屋武311-4	

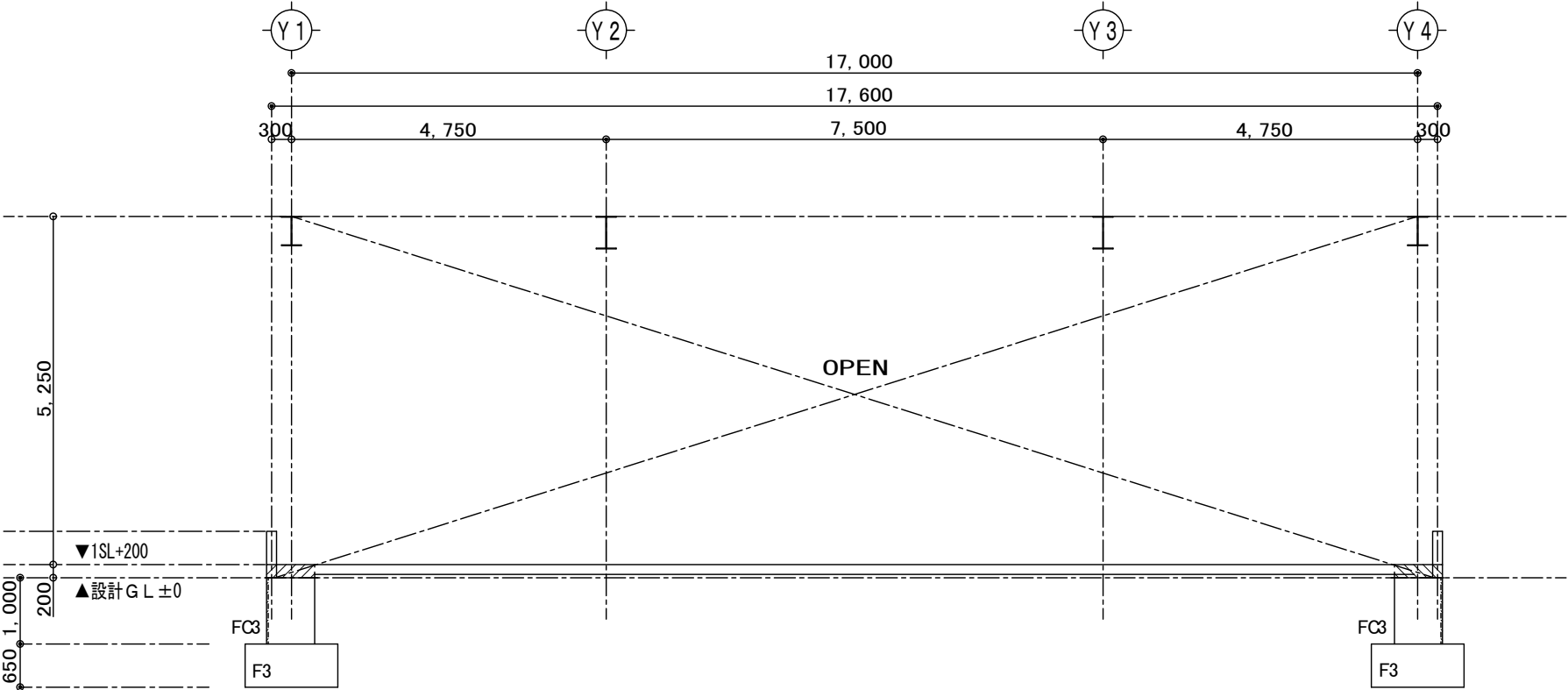


X3通り軸組図 S=1:100

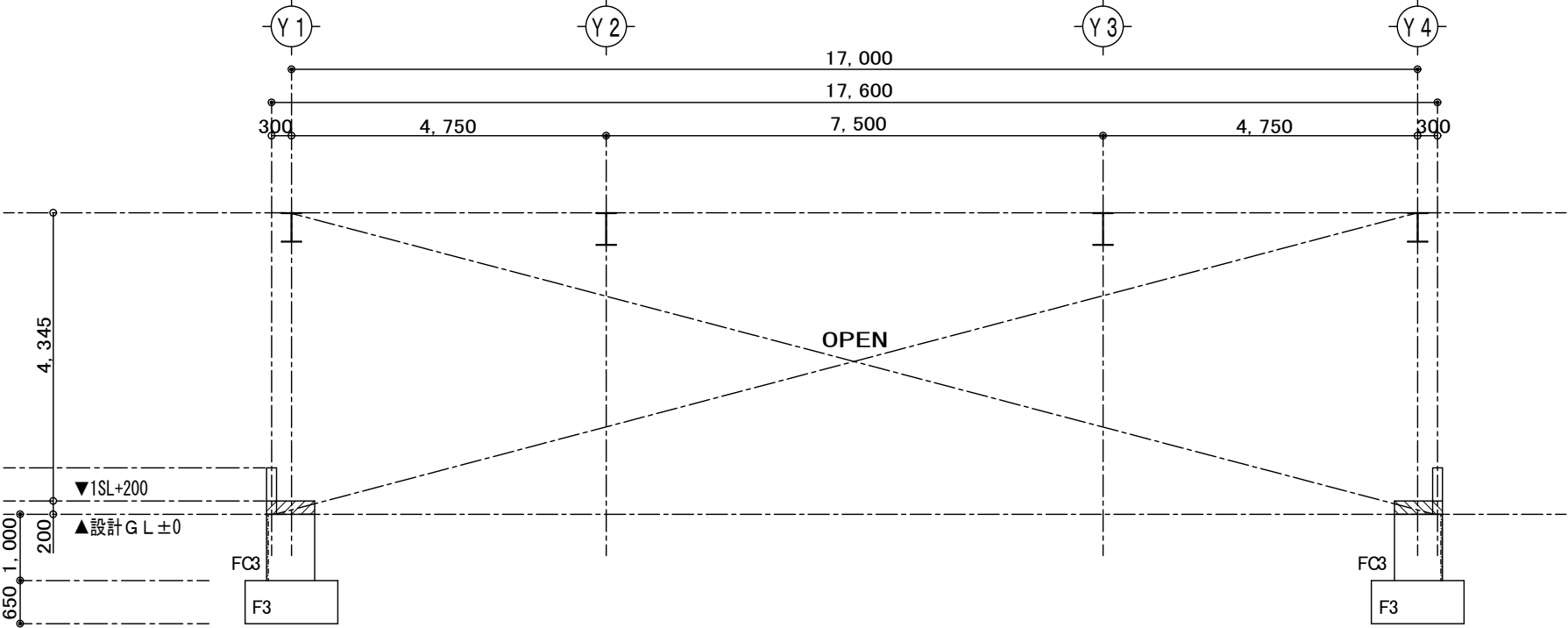


X4通り軸組図 S=1:100

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	軸組図(4) A1: S=1/50 A3: S=1/100
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 24
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所: うるま市与那城平安座8290番地 電話: 098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号	
	登 録 番 号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所 在 地	うるま市字喜屋武311-4	

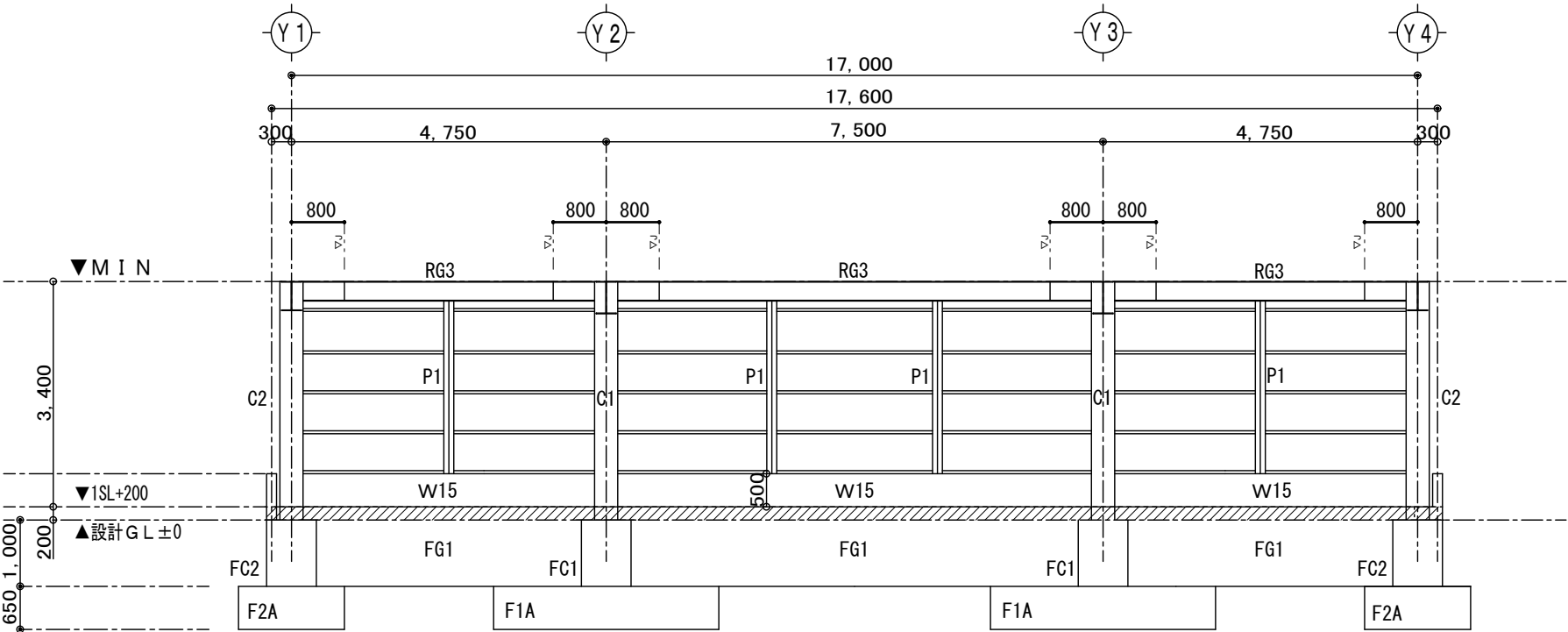


X 5通り軸組図 S=1:100



X 6通り軸組図 S=1:100

工事名称	具志川野球場フルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	軸組図(5) A1 : S=1/50 A3 : S=1/100
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 25
施 工 業 者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川取 勝彦 第 232007 号 一級建築士登録	
	登 録 番 号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所 在 地	うるま市字喜屋武311-4	



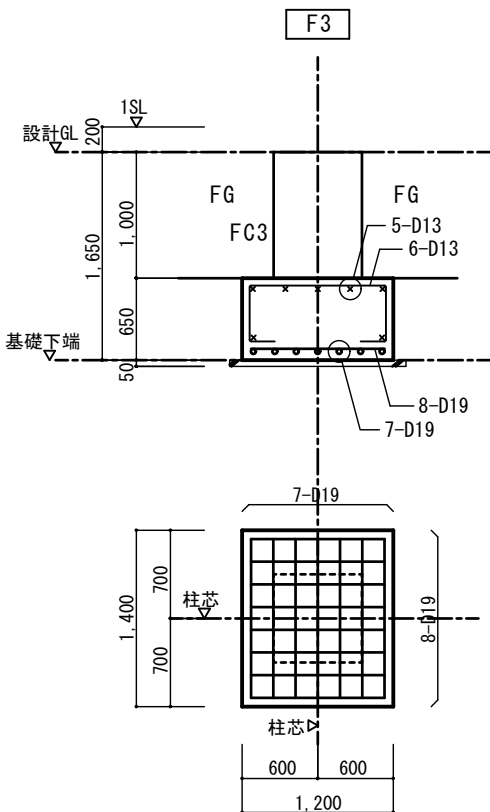
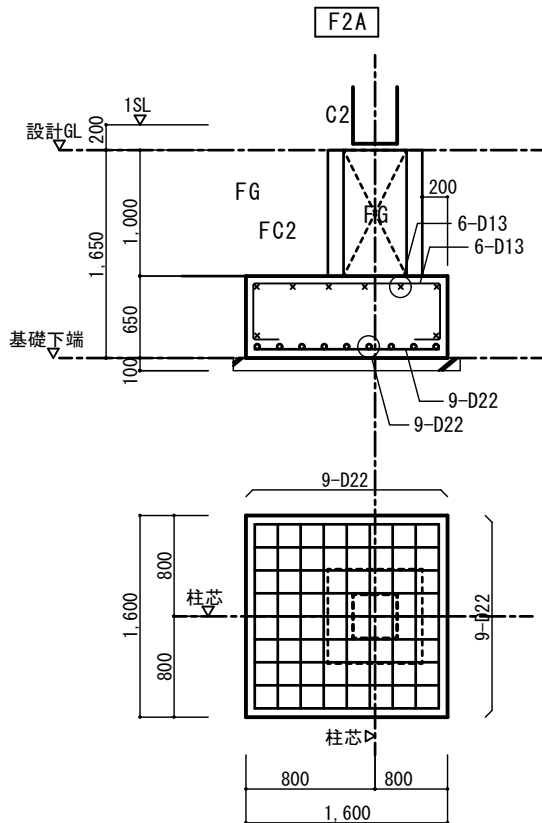
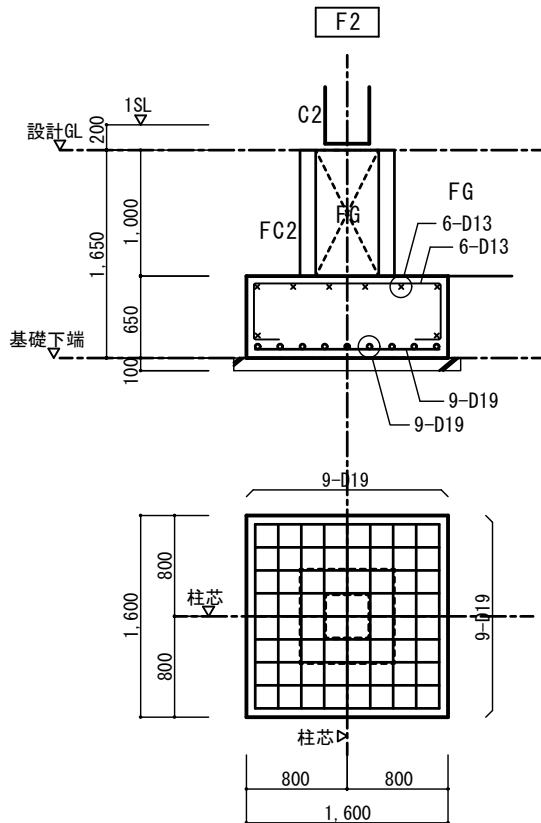
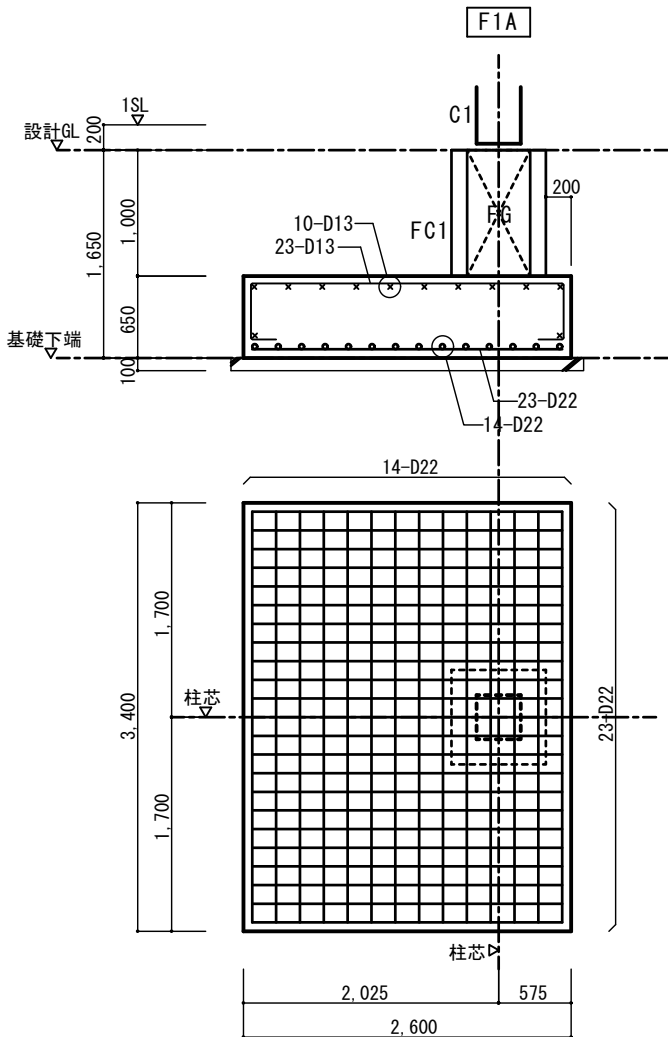
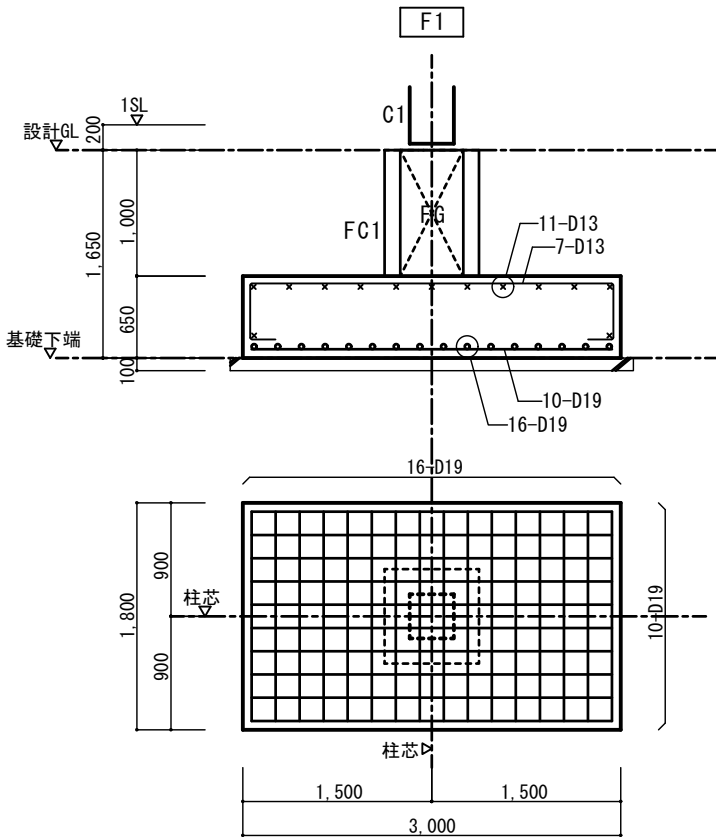
×7通り軸組図 S=1:100

特記なき場合
・横胴縁はC-150×65×20×3.2 とする

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	軸組図(6) A1 : S=1/50 A3 : S=1/100
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 26
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所在地	うるま市字喜屋武311-4	

基礎リスト S=1/60

- 捨てコンクリート：t=100mm（F3はt=50mm）
- 敷砂利：t=100mm
- 基礎梁との接合部には、3-D16及びD16@200（ﾀﾞﾌﾞﾙ）を配筋すること（S-06 鉄筋コンクリート配筋標準図(5) 参照）



基礎梁リスト S=1/60

- 捨てコンクリート：t=50mm
- 砂利地業：t=60mm
- 幅止め筋 D10@1000

符 号	FG1		FG1A		
	端 部	中 央	外 端	中 央	内 端
GL階					
	500 x 1000		500 x 1000		
	上端筋	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22
	下端筋	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22
	あばら筋	2-D13@200	2-D13@200	2-D13@200	2-D13@200
腹筋	4-D10		4-D10		
備 考					

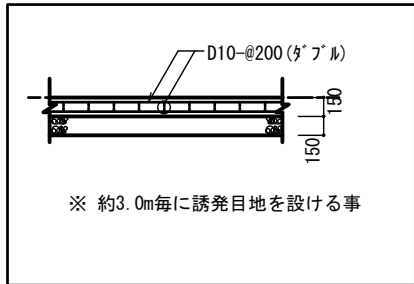
壁 リスト

S=1/60

符 号		W15
断 面		
	縦筋	
	横筋	
	開口補強	
開口補強	ﾀﾅﾃ筋	2-D13
	ﾖｺ筋	2-D13
	斜ﾒ筋	2-D13
備 考		

土間コンクリート S=1/60

砂利地業：t=150mm



工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	基礎・基礎梁・壁・土間部材断面リスト表 図 示
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 27
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所在地	うるま市字喜屋武311-4	

鉄骨大梁 リスト

階	符 号	G1		G2		G3		G4
RF	位 置	端 部	中 央	端 部	中 央	端 部	中 央	全 断 面
	主 材	H-488×300×11×18 (13)	H-488×300×11×18 (13)	H-440×300×11×18 (13)	H-440×300×11×18 (13)	H-294×200× 8×12×13	H-294×200× 8×12×13	H-294×200× 8×12×13
	フランジ	PL	2PL-12×300×620 4PL-12×110×620	2PL-12×300×620 4PL-12×110×620	2PL-12×300×620 4PL-12×110×620	2PL-9×200×410 4PL-9×80×410	24-M20	ピン接合
		H.T.B	48-M20	48-M20	48-M20	24-M20		
	ウェブ	PL	2PL-9×350×290	2PL-12×260×290	2PL-12×260×290	2PL-9×200×170		GPL-12
		H.T.B	16-M20	16-M20	16-M20	6-M20		6-M20 (2×3)
	スタッドボルト		—	—	—	—	—	—
	備 考							

特記事項
1. 鋼材はSN400Bとする
2. 継手鋼板はSN400Bとする
3. 部材は溶融亜鉛メッキ処理、H.T.Bは、F8Tとする
4. ダイアフラムの厚さは集結する大梁フランジの2サイズアップとし、材種はSN490Bとする

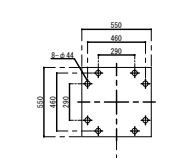
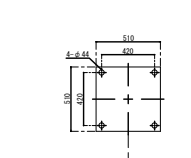
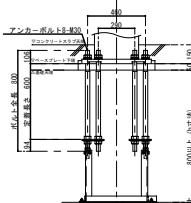
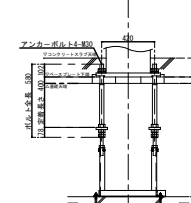
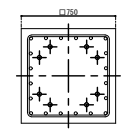
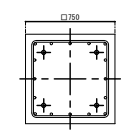
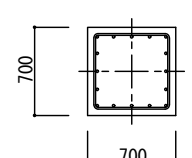
ブレース リスト

1. 鋼材はSNR400Bとする。

符 号	V1
主 材	M20
G.PL	PL-9
H・T・B	1-M20 (F8T)
備 考	テンバックス筋かい

柱・柱脚 リスト

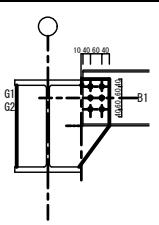
SCALE 1/30

符 号	C1			C2					
部 材	1階	□-350x350x16	BCR295	1階	□-350x350x12	BCR295			
柱 脚									
									
ベースプレート アンカーボルト	EB350-8-30			ハイベースNE0 EB350-4-30					
備 考									
符 号	FC1			FC2			FC3		
柱 型									
B x D	750×750			750×750			700×700		
主 筋	20-D22			16-D19			16-D19		
フープ	2-D13-@150			2-D13-@100			□-D10-@100		
備 考	柱型主筋定着は折曲げ若しくは 定着板いづれにて使用可			柱型主筋定着は折曲げ若しくは 定着板いづれにて使用可					

特記事項
1. 鉄筋材質 (主筋)D19~22 : SD345 (フープ) D13 : SD295A

鉄骨小梁 リスト

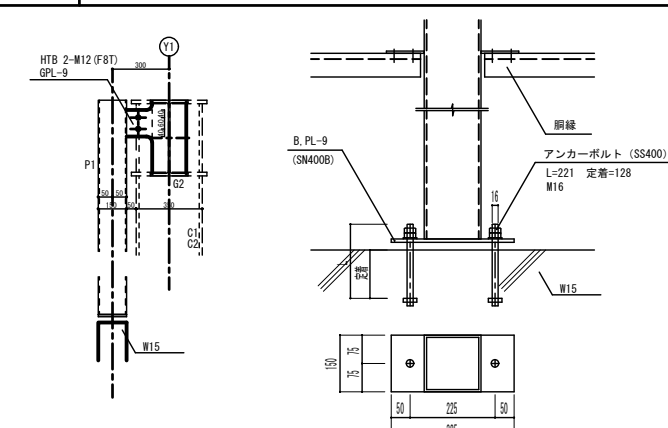
SCALE 1/20

符 号	B1		胴縁（横胴縁）
接合部			
主 材	H-294×200× 8×12		[-150×65×20×3.2
G.PL	GPL-12		GPL-4.5
H.T.B	6-M22 F8T		2-M12 F8T
スタッドボルト	—		—
備 考	ピン接合		—

特記事項
1. 鋼材はSN400Bとする。
2. 部材は溶融亜鉛メッキ処理、H.T.Bは、F8Tとする。

間柱 リスト

SCALE 1/20

P1	
全 断 面	□-150×150×6 (STKR400)
	

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	鉄骨部材断面リスト表 図 示
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	S - 28
施工業者 平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室	
	資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号	
	登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 139-2803 号	
	所 在 地	うるま市字喜屋武311-4	

具志川野球場ブルペン建築工事

(電 気 設 備)

完 成 図

図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺
E-01	特記仕様書-1(電気設備工事)	N/S
E-02	特記仕様書-2(電気設備工事)	N/S
E-03	特記仕様書-3(電気設備工事)	N/S
E-04	構内配線路設備図	1/200
E-05	構内配電線路系統図、各詳細図	N/S
E-06	電灯・コンセント設備平面図	1/100
E-07	照明器具姿図、分電盤単線結線図	N/S

令 和 5 年 度

うるま市役所都市建設部 建築工事課

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】

沖縄県土木建築部

令和5年7月 改定版

1 工事概要

(1) 工 事 名

具志川野球場ブルペン建築工事

(2) 工事場所

うるま市具志川地内

(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (㎡)	用途区分
具志川野球場ブルペン	鉄骨造 1階建	469.92	消防法施行令別表第一
計			

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
	野球場ブルペン		屋外
電灯設備	○		
動力設備			
電熱設備			
雷保護設備			
受変電設備			
電力貯蔵設備			
発電設備			
構内情報通信網設備			
構内交換設備			
情報表示設備			
映像・音響設備			
拡声設備			
誘導支援設備			
テレビ共同受信設備			
防犯カメラ設備			
駐車場管制設備			
防犯・入退室管理設備			
火災報知設備			
中央監視制御設備			
構内配電線路			○
構内通信線路			
テレビ電波障害防除設備			
発生材処理			
撤去工事			
軽微な機械設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 5 年 7 月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（令和4年版）（以下「標準仕様書」という。）

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）による。

(2) 特記仕様

ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。

イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。

ウ 項目に記載の（ ）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年7月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ワンダーレスポンスの実施

ア この工事はワンダーレスポンス実施対象工事である。ワンダーレスポンスとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

イ 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乘じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する

こと。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険・厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

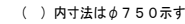
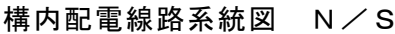
イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】
https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】
https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf
【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】
ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

工事名称	具志川野球場ブルペン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮 尺	特記仕様書(電気設備)－1 N／S
発注機関	うるま市都市建設部 建築工事課	図面番号	E－01
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	設計者	名 称 パセオ建築設計室 資格者氏名 荷川取 勝彦 第232007号 登録番号 パセオ建築設計室 第139-2803号 所 在 地 うるま市宇嘉屋311-4

項目		特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
	※			※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（工事検査合格通知書における日付）とする。 （２）主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に３か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。		
一般共通事項						
○ 1	工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。				
○ 2	適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築改修工事標準仕様書（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築設備工事標準図（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修） ※営繕工事写真撮影要領（令和３年版） ※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業評価名簿（令和４年版）（一般社団法人公共建築協会）				
○ 3	別契約の関連工事 (1.1.7)	（１）関連工事との取り合いは、別表－１による。ただし、図示されたものを除く。 （２）他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。				
○ 4	工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 （１）工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 （２）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。	○ 11	主任技術者等の資格 （１）主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分１ 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、１級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は建設部門に合格した者 ○資格の区分２ 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、１級又は２級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分１のロに掲げる者 ・資格の区分３ 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第７条第２号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 （２）発注者へ資格を証明する資料を提出すること。		
5	工事の余裕期間	・ 余裕期間設定する工事【 方式】 【以下から選択：発注指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 （１）本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 （２）余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は落札通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式－１）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。 （３）その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。	○ 12	監理技術者の兼務（特例監理技術者の配置） 13 施工条件 (1.3.3) 14 交通安全管理 (1.3.6) ○ 15 施工中の環境保全等 (1.3.8)		
6	概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。				
○ 7	施工図等 (1.2.3)	（１）施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用权は、発注者へ移譲するものとする。 （２）受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 （３）施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。				
8	工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。				
○ 9	設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。				
○ 10	施工管理体制 (1.3.1)	（１）工事請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合8,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・ 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。	○ 16	発生材の処理等 (1.3.9)	○ 17	工事の保険等
			適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など） （１）マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。			

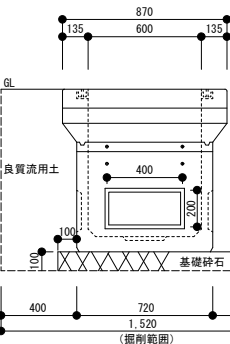
項目		特記事項	項目	特記事項	特記事項																																																																																																																																																																																											
○ 18	ゆいくる材について	(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後一か月以内に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。	23 情報共有システムの使用	本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1/10 【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で一定の使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者にしはらうこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。	○	33 磁気探査	本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。																																																																																																																																																																																									
		24 墜落制止用器具	墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。	34 その他			(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2) 以下の負担金は受注者の負担とする。 ・電力引込に係る負担金(円) (3) 図示されたものを除き、以下による。 ○位置ボックスは(・金属製 ○合成樹脂製 ・)とする。 ○フラッシュプレートは(・樹脂製 ○ステンレス製 ・黄銅WB製 ・)とする。 ○長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。 ○一般照明の照度測定を行う。照度測定を行う場所は、監督職員の指示による。																																																																																																																																																																																									
		25 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領(案)」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。	別表ー1 (関連工事との取り扱い)																																																																																																																																																																																												
○ 19	機材の品質等(1.4.2)	※工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 ※	26 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「GGUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにGGUSを活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS) 活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。	○	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">工事内容</th><th>本工事</th><th colspan="2">別途工事</th></tr><tr><th>電気</th><th>機械</th><th>建築</th></tr><tr><td rowspan="4">機器の基礎</td><td>屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)</td><td>・</td><td></td><td>※</td></tr><tr><td>屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)</td><td>・</td><td></td><td>※</td></tr><tr><td>屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)</td><td>※</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td>架台、アンカーボルト</td><td>※</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td rowspan="3">貫通スリーブ(はり、床、壁)</td><td>スリーブ</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td>補強鉄筋</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td>スリーブの穴埋め</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td rowspan="3">箱入れ(はり、床、壁)</td><td>箱入れ</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td>補強鉄筋</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td>型枠の穴埋め</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td rowspan="2">天井、壁の切り込み</td><td>墨出し</td><td>※</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td>下地組み、ボード類切り込み(埋込照明器具、スピーカー等)</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td>開口部補強</td><td>軽量鉄骨天井、壁下地</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td>インサート</td><td>インサート</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td>換気扇の取付枠</td><td>換気扇の取付枠</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="9">電気配管配線</td><td>機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線</td><td>・</td><td>※</td><td></td></tr><tr><td>機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線</td><td>※</td><td></td><td></td></tr><tr><td>天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>上記の配線</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>上記の配線</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>電極棒及びフロートスイッチの本体</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>上記の配管、配線</td><td>※</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td>電気配管</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td>電気配線</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td>電源供給</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">浄化槽</td><td>操作盤までの1次側電気工事</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td>操作盤以降の2次側電気工事</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">建具類駆動装置</td><td>建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>上記の配管</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">自動閉鎖装置</td><td>自動閉鎖装置取り付け箇所への切り込み及び補強</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>上記の配管、配線</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5">※配線は接続を含むものとする。</td></tr><tr><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="2">工事名称</td><td>具志川野球場ブルベン建築工事</td><td>工事年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td colspan="2">工事場所</td><td>うるま市字具志川地内</td><td>図面名称縮尺</td><td>特記仕様書(電気設備)ー3 N/S</td></tr><tr><td colspan="2">発注機関</td><td>うるま市都市建設部 建築工事課</td><td>図面番号</td><td>Eー03</td></tr><tr><td rowspan="4">施工業者</td><td rowspan="4">平安座総合開発株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205</td><td rowspan="4">設計者</td><td>名称</td><td>バセオ建築設計室</td></tr><tr><td>資格者氏名</td><td>荷川取 勝彦 第232007号</td></tr><tr><td>登録番号</td><td>バセオ建築設計室 第139-2803号</td></tr><tr><td>所在地</td><td>うるま市宇嘉屋武311-4</td></tr></table>				工事内容		本工事	別途工事		電気	機械	建築	機器の基礎	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	・		※	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	・		※	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	※		・	架台、アンカーボルト	※		・	貫通スリーブ(はり、床、壁)	スリーブ	・		・	補強鉄筋	・		・	スリーブの穴埋め	・		・	箱入れ(はり、床、壁)	箱入れ	・		・	補強鉄筋	・		・	型枠の穴埋め	・		・	天井、壁の切り込み	墨出し	※		・	下地組み、ボード類切り込み(埋込照明器具、スピーカー等)	・		・	開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		・	インサート	インサート	・		・	換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	・			電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	・	※		機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	※			天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管	・			上記の配線	・			パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	・			上記の配線	・			電極棒及びフロートスイッチの本体	・			上記の配管、配線	※	・		電気配管	・	・		電気配線	・	・		電源供給	・	・		浄化槽	操作盤までの1次側電気工事	・		・	操作盤以降の2次側電気工事	・			建具類駆動装置	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ	・			上記の配管	・			自動閉鎖装置	自動閉鎖装置取り付け箇所への切り込み及び補強	・			上記の配管、配線	・			※配線は接続を含むものとする。										工事名称		具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度	工事場所		うるま市字具志川地内	図面名称縮尺	特記仕様書(電気設備)ー3 N/S	発注機関		うるま市都市建設部 建築工事課	図面番号	Eー03	施工業者	平安座総合開発株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	設計者	名称	バセオ建築設計室	資格者氏名	荷川取 勝彦 第232007号	登録番号	バセオ建築設計室 第139-2803号	所在地	うるま市宇嘉屋武311-4
		工事内容		本工事		別途工事																																																																																																																																																																																										
				電気		機械	建築																																																																																																																																																																																									
機器の基礎	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	・		※																																																																																																																																																																																												
	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	・		※																																																																																																																																																																																												
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	※		・																																																																																																																																																																																												
	架台、アンカーボルト	※		・																																																																																																																																																																																												
貫通スリーブ(はり、床、壁)	スリーブ	・		・																																																																																																																																																																																												
	補強鉄筋	・		・																																																																																																																																																																																												
	スリーブの穴埋め	・		・																																																																																																																																																																																												
箱入れ(はり、床、壁)	箱入れ	・		・																																																																																																																																																																																												
	補強鉄筋	・		・																																																																																																																																																																																												
	型枠の穴埋め	・		・																																																																																																																																																																																												
天井、壁の切り込み	墨出し	※		・																																																																																																																																																																																												
	下地組み、ボード類切り込み(埋込照明器具、スピーカー等)	・		・																																																																																																																																																																																												
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		・																																																																																																																																																																																												
インサート	インサート	・		・																																																																																																																																																																																												
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	・																																																																																																																																																																																														
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	・	※																																																																																																																																																																																													
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	※																																																																																																																																																																																														
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管	・																																																																																																																																																																																														
	上記の配線	・																																																																																																																																																																																														
	パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	・																																																																																																																																																																																														
	上記の配線	・																																																																																																																																																																																														
	電極棒及びフロートスイッチの本体	・																																																																																																																																																																																														
	上記の配管、配線	※	・																																																																																																																																																																																													
	電気配管	・	・																																																																																																																																																																																													
電気配線	・	・																																																																																																																																																																																														
電源供給	・	・																																																																																																																																																																																														
浄化槽	操作盤までの1次側電気工事	・		・																																																																																																																																																																																												
	操作盤以降の2次側電気工事	・																																																																																																																																																																																														
建具類駆動装置	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ	・																																																																																																																																																																																														
	上記の配管	・																																																																																																																																																																																														
自動閉鎖装置	自動閉鎖装置取り付け箇所への切り込み及び補強	・																																																																																																																																																																																														
	上記の配管、配線	・																																																																																																																																																																																														
※配線は接続を含むものとする。																																																																																																																																																																																																
工事名称		具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度																																																																																																																																																																																												
工事場所		うるま市字具志川地内	図面名称縮尺	特記仕様書(電気設備)ー3 N/S																																																																																																																																																																																												
発注機関		うるま市都市建設部 建築工事課	図面番号	Eー03																																																																																																																																																																																												
施工業者	平安座総合開発株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	設計者	名称	バセオ建築設計室																																																																																																																																																																																												
			資格者氏名	荷川取 勝彦 第232007号																																																																																																																																																																																												
			登録番号	バセオ建築設計室 第139-2803号																																																																																																																																																																																												
			所在地	うるま市宇嘉屋武311-4																																																																																																																																																																																												
○ 20	化学物質の濃度測定(1.5.7)	(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所等。 <table><tr><th>測定対象室</th><th>測定箇所数</th><th>測定時期</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考													27 仮設工事(2.1.1)	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。 監督員事務所を本工事で(※設置しない ・設置する(・構内 ・構外 ・既存建物内一部使用))。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 <table><tr><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																																																																																																																																								
		測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																																																																																																																																																																																											
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																																																																																																																																																													
21 技術検査(1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。()	28 土工事(2.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ※構内敷ならし ・構内たい積 ・構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)()	○	30 機材	めっき又は塗装が施された機材の塗装は図示による他、標準仕様書等、標準図による。 監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。 監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。																																																																																																																																																																																										
	(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。	29 塗装工事(2.7.1)																																																																																																																																																																																														
○ 22	完成時の提出図書(1.7.1)	(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (5) 建築物等の利用に関する説明書について ● 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。	31 施工																																																																																																																																																																																													
		32 耐震施工	(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ※「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ (2) 建物への配管の引込部の耐震処置及び建物のエキスパンションジョイント部の配線は、図示によるほか標準図による措置を施す。																																																																																																																																																																																													



A—A断面图

* T-6 簡易防水型
* ステンレス製鎖付とする。

電氣用鉄蓋詳細図

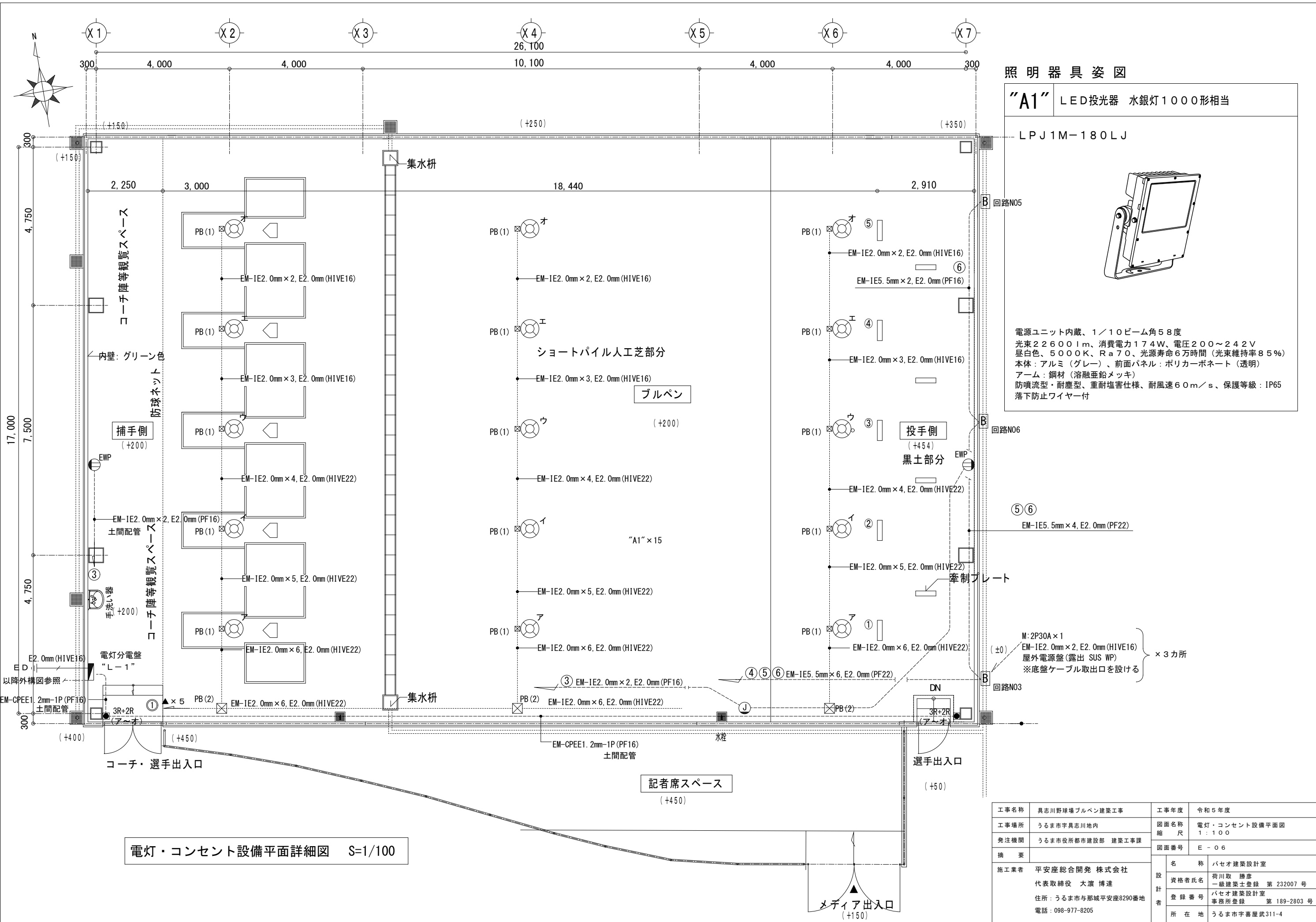


(H 1 - 6)

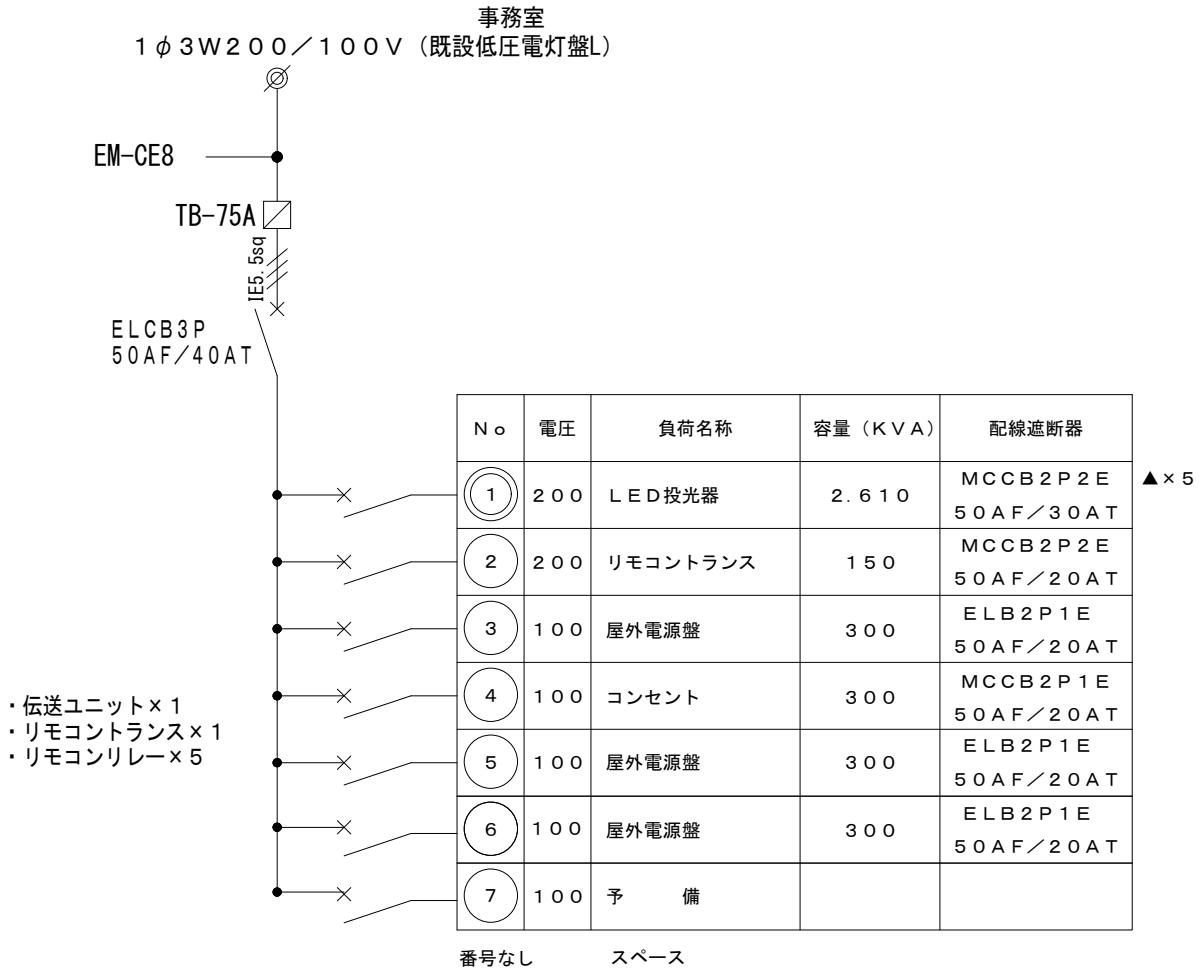
ハンドホール詳細図

- 注記
1. ケーブルラック等取付金物を含みます。
 2. 金物類は全て溶融亜鉛メッキ仕上げとする。
 3. マンホール内ケーブルには行き先、系統番号及びケーブルサイズを表示すること。
 4. ケーブル分岐箇所（各マンホール）には鉄製埋設標を設けるとともに各ケーブルの行き先表示をすること。
 5. ケーブルは、引き込み口及びマンホール内で十分な余裕を持たせること。
- ※ハンドホール断面の寸法は参考とする。

工事名称	具志川野球場フルベン建築工事	工事年度	令和5年度	
工事場所	うるま市宇具志川地内	図面名称 縮 尺	構内配電線路系統図、各詳細図 N／S	
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	E - 0 5	
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市と那城平安座829番地 電話：098-977-8205	設計者	名 称	バセオ建築設計室
			資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号
			登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 189-2803 号
			所 在 地	うるま市宇喜屋311-4

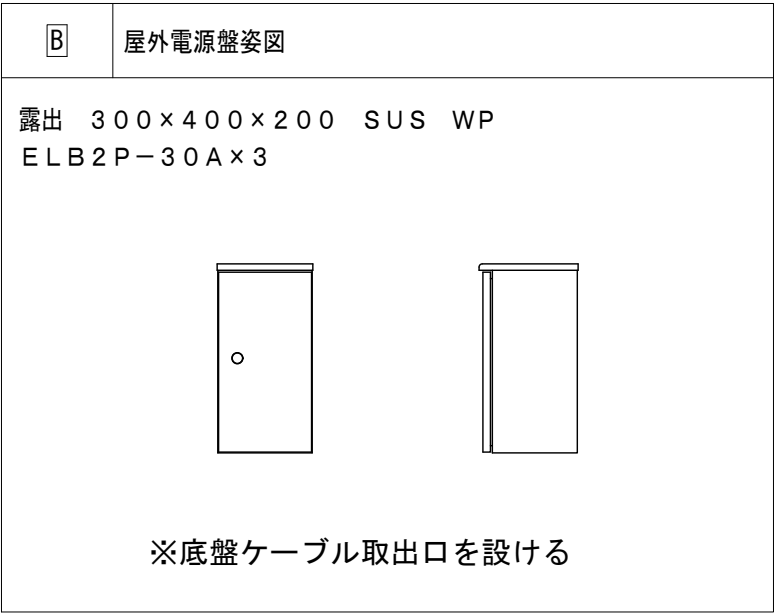


電灯・コンセント設備平面詳細図 S=1/100



電 灯 分 電 盤 “L-1”

※ 1 屋 外 用 ス テ ン レ ス 製



凡 例		
記 号	名 称	備 考
	電灯分電盤	盤結線図参照
	LED投光器	姿図参照
2R●	フル2線リモコンスイッチ	光アドレス設定式（2個用） プレート：防雨スイッチプレート2個用 ボックス：露出スイッチボックス1個用
3R●	フル2線リモコンスイッチ	光アドレス設定式（3個用） プレート：防雨スイッチプレート3個用 ボックス：露出スイッチボックス1個用
EWP 	防水接地ダブルコンセント	2P-15A、EET付 ボックス：露出スイッチボックス1個用
	屋外電源盤	ELB2P-30A×3 露出 SUS WP 底盤ケーブル取出口を設ける
PB(1) 	ブルボックス（ステンレス製）	150×150×150 SUS. WP
PB(2) 	〃	250×250×150 SUS. WP
 ED	接 地 棒 φ14mm×1500mm	接地埋設標（黄銅製）含む

特記事項

- 1 LED投光器の支持は堅固に行い、落下支持ワイヤーを取り付けること。
- 2 明記なきプレートは、凡例を参照とする。
- 3 リモコンスイッチ及びコンセントの立上げ配管は、異種管接続を用いてPF16→HIVE16にすること。
- 3 外部に取り付ける器具に使用するボルト・ナット類はステンレス製とする。

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称縮尺	照明器具姿図、分電盤単線結線図 N/S
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	E-07
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称	バセオ建築設計室
		資格者氏名	荷川取 勝彦 一級建築士登録 第 232007 号
		登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第 189-2803 号
		所在地	うるま市字喜屋武311-4

具志川野球場ブルペン建築工事

(機 械 設 備)

完 成 図

図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺
M-01	特記仕様書-1(機械設備工事)	N/S
M-02	特記仕様書-2(機械設備工事)	N/S
M-03	特記仕様書-3(機械設備工事)	N/S
M-04	特記仕様書-4(機械設備工事)	N/S
M-05	建物配置図・管路掘削断面図	1/200
M-06	給水・排水配管設備平面図	1/100

令 和 5 年 度

うるま市役所都市建設部 建築工事課

項目

特記事項

※

一般共通事項

○ 1 工事実績情報の登録
(1.1.4)

○ 2 適用図書等
(1.1.6)

○ 3 別契約の関連工事
(1.1.7)

○ 4 工事の一時中止に係る事項
(1.1.9)

5 工事の余裕期間

6 概成工期
(1.2.1)

○ 7 施工図等
(1.2.3)

8 工事の記録
(1.2.4)

○ 9 設計図CADデータの貸与

○ 10 施工管理体制
(1.3.1)

工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。

※公共建築工事標準仕様書（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※公共建築改修工事標準仕様書（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※公共建築設備工事標準図（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
※営繕工事写真撮影要領（令和３年版）
※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※建築材料・設備機材等品質性能評価事業評価名簿（令和４年版）（一般社団法人公共建築協会）

（１）関連工事との取り合いは、別表－１による。ただし、図示されたものを除く。
（２）他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。

工事の一時中止に係る計画の作成
（１）工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
（２）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

・ 余裕期間設定する工事【 方式】
【以下から選択：発注指定方式／任意着手方式／フレックス方式】
（１）本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。
（２）余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。
このため、受注者は落札通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式－１）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。
（３）その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。

地下1階の工事は、令和 年 月 日までに完了すること。

（１）施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用权は、発注者へ移譲するものとする。
（２）受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。
（３）施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。

沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。

本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。

工事請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合8,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。
ア 現場施工に着手するまでの期間
・請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

項目

特記事項

※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
イ 検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等ののみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
（２）主任技術者及び監理技術者の雇用関係について
ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に３か月以上の雇用関係が成立していなければならない。
イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。

○ 11 主任技術者等の資格

（１）主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。
※資格の区分１
次のイ又はロに掲げるもの
イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、１級の管工事施工管理の検定種目に合格した者
ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者
・資格の区分２
次のイ又はロに掲げるもの
イ 技術検定のうち、１級又は２級の管工事施工管理の検定種目に合格した者
ロ 資格の区分１のロに掲げる者
・資格の区分３
次のイ又はロに掲げるもの
イ 建設業法第７条第２号イ又はロに定める実務経験を有する者
ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者
（２）発注者へ資格を証明する資料を提出すること。

○ 12 監理技術者の兼務（特例監理技術者の配置）

※本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。
・本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。

13 電気保安技術者
(1.3.2)

電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。

14 施工条件
(1.3.3)

施工条件は、図示及び以下による。
()

○ 15 交通安全管理
(1.3.6)

国道６路線及び県道７路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（平成27年４月９日沖縄県公安委員会告示第36号）

○ 16 施工中の環境保全等
(1.3.8)

（１）「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成９年７月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年４月９日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。
（２）本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年３月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）
ア バックホウ
イ 車輪式トラクタショベル
ウ ブルドーザ
エ 発動発電機
オ 空気圧縮機
カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）
キ ローラ類
ク ホイールクレーン

項目

特記事項

○ 17 発生材の処理等
(1.3.9)

適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など）
（１）マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。

	発生材の種類及び処理方法	
引渡しを要するもの	・無	・有（図示）
特別管理産業廃棄物	・無	・有（図示） ※現場調査を行う
再利用を図るもの	・無	・有（図示）

（２）本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。
（３）建設リサイクルの推進について
受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下「ＣＯＢＲＩＴＳ」という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。
また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時ＣＯＢＲＩＴＳにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
（４）本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。
ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。
①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出
②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出
（５）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。
（６）アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について
ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機回答により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。
なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記ＨＰに掲載されている「汚濁及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。
<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html>
なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。
イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。
ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。
（７）撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。

○ 18 工事の保険等

（１）次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。
※火災保険
※組立保険
※請負業者賠償責任保険
・建設工事保険
・労働災害総合保険

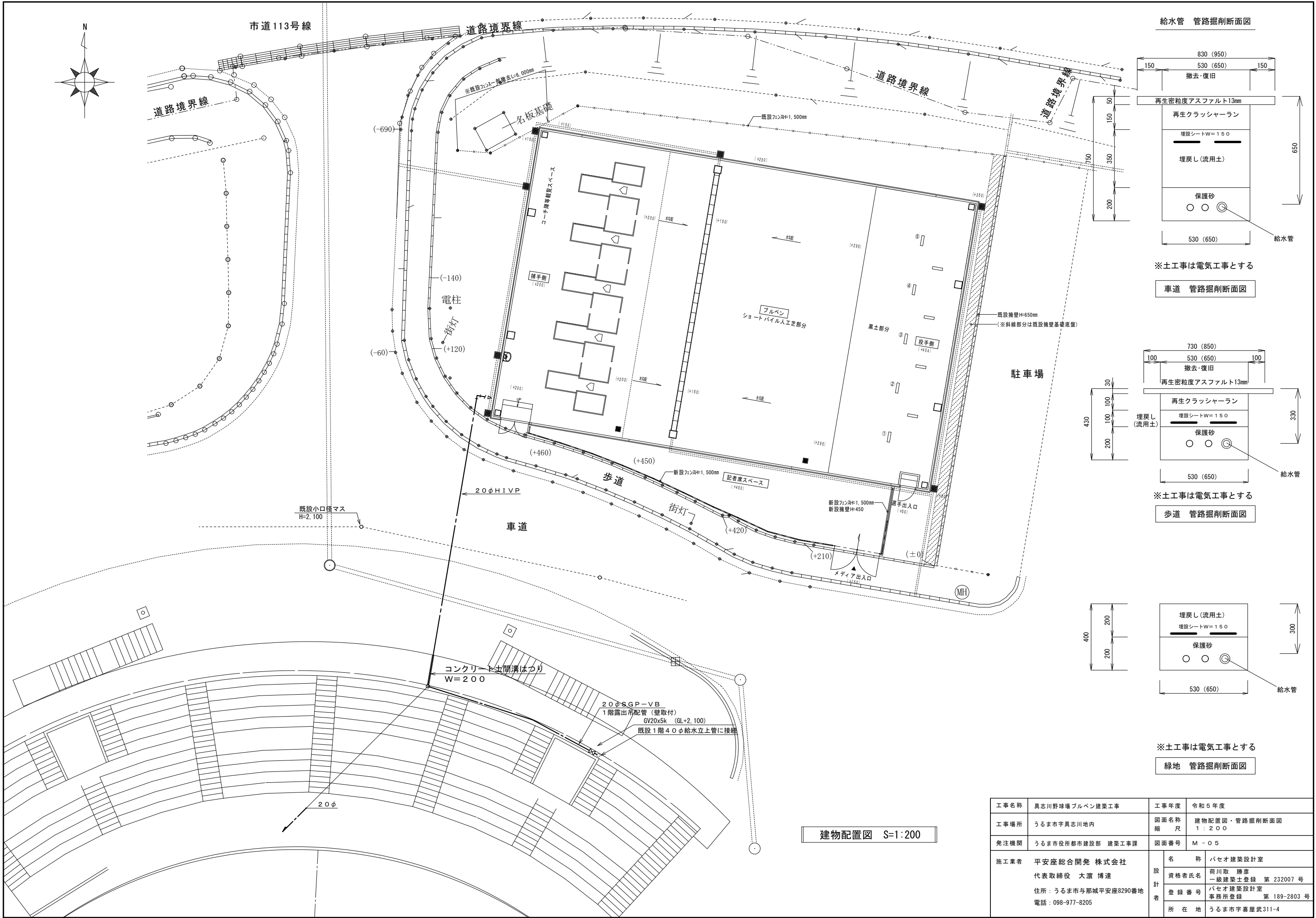
工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和５年度	
工事場所	うるま市宇具志川地内	図面名称	特記仕様書－２	
		縮 尺	NO SCALE	
発注機関	うるま市都市建設部 建築工事課	図面番号	M－０２	
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	設計者	名称	バセオ建築設計室
			資格者氏名	荷川取 勝彦 第232007号
			登録番号	バセオ建築設計室 第139-2803号
			所在地	うるま市宇喜屋武311-4

項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																												
○ 19	ゆいくる材について	※ (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後一か月以内に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 (1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。 ※ 工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 ※ 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ※配管施工（建築配管作業） ・熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ・冷凍、空調調和機器施工（冷凍、空調調和機器施工作業） ・建築板金施工（ダクト板金作業）	25	情報共有システムの使用	提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (5) 建築物等の利用に関する説明書について ○「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。 作成の手引き（国土交通省ホームページに掲載）を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。 本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1/10 【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。 主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製等の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。 監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。 監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。 (1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ・「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 (2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領（案）平成25年4月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。 ・墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）を遵守すること。 ・本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領（案）」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018.12.21 日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCUSを活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。 ※	○ 3	埋設配管 (2.7.1)	・地中埋設標の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・アスファルト舗装以外の地中埋設標は、（ ・コンクリート製 ・鉄製）とする。																																																																																																																																																																																																																																																																														
		4 保温工事 (3.1.1)			図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種類、施工箇所等は図示による。																																																																																																																																																																																																																																																																																	
○ 20	機材の品質等 (1.4.2)	※	○ 26	標識その他 (1.7.4)	○ 27	機材	28 施工	29 耐震施工	○ 7	土工事 (4.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ※構内敷ならし ・構内たい積 ・構外搬出適切処理 搬出先名称（ ） 搬出先所在地（ ） 運搬距離（ km） 搬出先基準（条件）（ ）																																																																																																																																																																																																																																																																											
		○ 8 その他									(1) 請負者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、請負者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・水道引込に係る負担金（ 円） ・ガス引込に係る負担金（ 円） ※ (3) 図示されたものを除き、以下による。																																																																																																																																																																																																																																																																											
○ 21	技能士 (1.5.2)	※	30	磁気探査	31	墜落制止用器具	32「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	33 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用について	空気調和設備工事		※																																																																																																																																																																																																																																																																											
		1 空気調和機							室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。（原則、県内工場施工。5年間保証。） ※端子板にヤモリガード対策を施す。																																																																																																																																																																																																																																																																													
22	化学物質の濃度測定 (1.5.8)	(1) 測定時期、測定対象科学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所等。 <table><tr><th>測定対象室</th><th>測定箇所数</th><th>測定時期</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考													34	その他	共通工事	○ 1 総合調整 (1.3.3)	総合調整は以下の項目を行うこと。 ・風量調整 ○水量調整 ・室内外空気の温湿度の調整 ・室内気流及びじんあいの調整 ・騒音、振動の調整 ・飲料水の水質の測定 ・雑用水の水質の測定 ・運転状態（総合調整結果）の記録 ※ 管材は別表－2による。ただし、図示されたものを除く。	○ 5	塗装 (3.2.1)	6 仮設工事 (4.1.1)	○ 6	その他	※																																																																																																																																																																																																																																																									
		測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																	
23 技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ()																																																																																																																																																																																																																																																																																					
24	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (2.1.2)	○ 2	配管材料 (

特記事項				
別表－１（関連工事との取り合い）				
工事内容		本工事	別途工事	
		機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）			
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）			
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）			
	架台、アンカーボルト			
貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	スリーブの穴埋め	※		・
箱入れ （はり、床、壁）	箱入れ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	型枠の穴埋め	※		・
天井、壁の切り込み	墨出し			
	下地組み、ボード類切り込み （吹出口、吸込口、消火栓等）			
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		※
インサート	インサート	※		・
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・		※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	・	・	
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※	
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	・	※	
	上記の配線	※	・	
	パッケージ型空調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※	
	上記の配線	※	・	
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・	
	上記の配管、配線	・	※	
自動制御	電気配管	・	・	
	電気配線	・	・	
	電源供給	・	※	
浄化槽	コンクリート躯体	・		・
	基礎コンクリート	※		・
	基礎杭	・		・
	根切り、埋戻し	※		・
	残土処理	※		・
	防護柵	・		・
	土止め工事	・		・
	保護砂	・		・
	湧水処理	・		・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・		・
	操作盤までの１次側電気工事	・	※	
	操作盤以降の２次側電気工事	※	・	
樋	ルーフトレイン及び立て樋	・		※
	立て樋接続用埋設横引管	・		※
流し類	台所流し台、手洗い流し台（SUS人研ぎ共）	・		※
	上記の配管接続	※		・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	※		・
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	※		・
身障者用手すり	衛生器具回り	※		・
	その他手すり	・		※
※配線は接続を含むものとする。				

特記事項		
別表－２（管材）		
用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
高温水管	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
	屋内一般配管	
油管	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
	屋内一般配管	
ブライン管	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
	屋内一般配管	
冷媒管	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
	水道用硬質ポリ塩化ビニル管 HIVP	
給水管	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	水道用硬質塩化ビニル管 GPS-VB
	地中配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管 HIVP
	屋内一般配管	
給湯管	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
	屋内一般配管	
消火管	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
	硬質ポリ塩化ビニル管 JIS-K-6741 VP	
排水管	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
	屋内一般配管	
通気管	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
	屋内一般配管	
ガス管	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
特記事項		

工事名称	具志川野球場ブルベン建築工事	工事年度	令和５年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称	特記仕様書－４
		縮 尺	NO SCALE
発注機関	うるま市都市建設部 建築工事課	図面番号	M－０４
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大濱 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名 称	パセオ建築設計室
		資格者氏名	荷川取 勝彦 第232007号
		登録番号	パセオ建築設計室 第139-2803号
		所 在 地	うるま市字喜屋武311-4



建物配置図 S=1:200

工事名称	具志川野球場フルベン建築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	うるま市字具志川地内	図面名称 縮尺	建物配置図・管路掘削断面図 1:200
発注機関	うるま市役所都市建設部 建築工事課	図面番号	M-05
施工業者	平安座総合開発 株式会社 代表取締役 大瀧 博達 住所：うるま市与那城平安座8290番地 電話：098-977-8205	名称	バセオ建築設計室
		資格者氏名	荷川取 勝彦 第232007号 一級建築士登録
		登録番号	バセオ建築設計室 事務所登録 第189-2803号
		所在地	うるま市字喜屋武311-4

